

# 甲府市史研究

第 5 号

— 武田氏特集 —

- 武田氏と甲府 一信虎開府前一 ..... 磐 貝 正 義 (1)  
甲斐府中における建築 ..... なかざわ・しんきち (8)  
武田信玄の文芸 ..... 清 水 茂 夫 (18)  
室町・戦国初期における甲府盆地中央部の諸豪族 服 部 治 則 (30)  
武田信玄と『孫子の兵法』考 ..... 覆 本 徳 一 (43)  
元亀四年正月における武田信玄の  
越年の場所「羽部」について ..... 斎 藤 典 男 (48)  
『甲斐国志』に見る中世武田氏の絵画 ..... 守 量 正 彦 (54)  
甲府市川田館跡調査報告 ..... 田 代 孝 (62)  
武田氏研究の現状と問題点 ..... 柴 辻 俊 六 (79)

---

甲府市史編さん関係者名簿 ..... (90) 編集後記 ..... (91)

1988.9

甲府市市史編さん委員会

# 武田氏と甲府—信虎開府前—

## 磯貝正義

はじめに

「武田氏と甲府」ということになれば、だれもが永正十六年（一五九）に武田信虎が新館を瀬戸ヶ崎（甲府市占府中町）に営み、ここを甲斐府中（略して甲府）と命名し、一国統治の中心とした時以後を想起するのが普通であろう。しかし甲府の地と武田氏との関係は決して信虎の甲府移転の時に始まるものではない。十二世紀の前半に甲斐源氏が甲斐に土着して以後、武田氏の中には現在の甲府市内に根拠を置いて活動した人たちが少なくない。その詳細はいずれ市史通史稿の中で記述されるであろうが、本稿ではその歴史を概説し、併せて問題点等を提示しておきたい。

### 甲斐源氏の甲斐下向と市河莊

武田氏は清和天皇を祖とする清和源氏の一派甲斐源氏の中心的氏族であり、その甲斐源氏は源義家の弟義兼・三郎義光を祖としている。義光は甲斐守に任命されたといい、甲斐国内にはその関係連絡といわれるものが伝えられているが、今一つ確実な証拠がない。実際に

甲斐に上着したことの確実な最初の人は、その子義清、孫義光の親子である。義清について、「尊卑分脈」や「武田系図」に甲斐國市河莊に配流されたと見えるから、甲斐への下向が配流という形であったことは明白である。しかし、いつ、どこから、どのような理由で配流されたかについては、後前説があつて決定できなかった。

ところが近時志田尋一氏が、甲斐源氏の故郷は「和名抄」にいう常陸国那珂郡武田郷、現在の茨城県勝田市武田の地であることを明らかにした。<sup>1)</sup>氏によると、常陸に進出した源義光は、その子義兼を佐竹郷に、義清を武田郷に配置して勢力の扶植を図ったが、義清はそこを本拠とする常陸大掾の一族吉田氏ら在地勢力の反対を受け、その上、「長秋記」大治五年（一一二〇）十一月三十日条によると、その子清光は養行の故をもって朝廷に告発されるに至り、ついに父子ともども甲斐國市河莊に配流されたというのである。義光の常陸進出には確証があり、また茂羽本『武田系図』が、義清の母を常陸の住人鹿島清幹の女としているのも、義光父子と常陸との関係を裏付けるものであろう。それから、「尊卑分脈」が義清に「武田冠者」と注記し、「大聖寺過去帳」が「俗名号武田刑部太輔義清」と

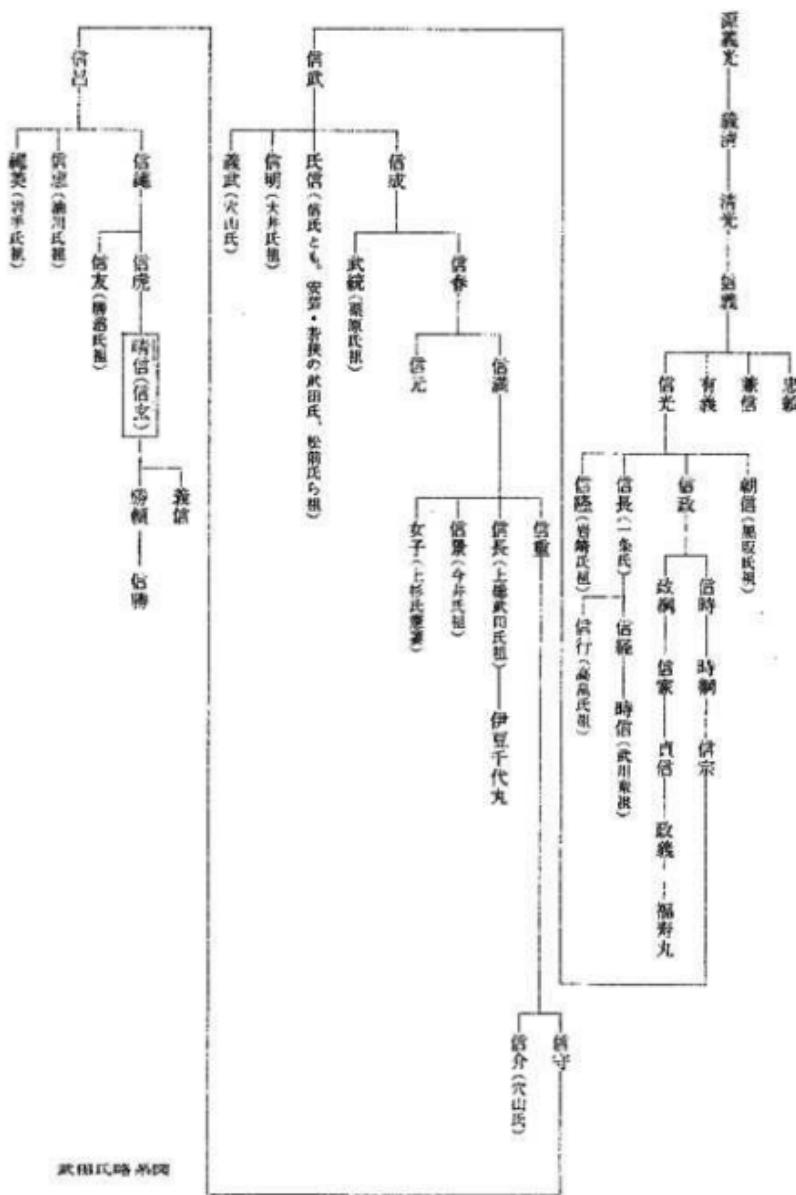
するなど、かれがすでに武田氏を名乗っていることについても、その理由がはじめて明らかとなった。甲斐下向の年代についても、告発されたのが大治五年の暮れであるから、その翌年の天承元年（一三二）ころということになり、從前漠然と十二世紀初頭ごろとしたのを確定することができた。

こうして、いつ、どこから、どのような理由で配流されたかの問題は解決したが、近時配流先の市河莊がどこであるかについて、新しい問題が提起されている。「一般には西八代郡市川大門町が『和名抄』にいう巨麻郡市川郷の地であり、のちの市河莊の地でもあり、その半塩岡には義清館跡と伝える所や義清の墳墓といわれるものが残っていて、ここが父子の配流先であると信ぜられている。しかし、甲府市市南西部に接する中巨麻郡昭和町西条に義清神社があり、そのすぐ近くにその墳墓といわれるものも残っていて、近年その免霊調査も行なわれている。<sup>23</sup>そこでこの二つの伝承地を調整して、最初に土着したのが市川大門町、晩年に義清が隠棲したのが昭和町の義清神社の地であろうというのが一般的の解釈である。ただ、義清の甲斐下向は五十七歳ごろと推定され、當時としては齢序年齢と考えられるから、晩年の隠棲というのではなく、当初から昭和町の方へ土着したのではないかという疑問が起こってきた。

この疑問を支える有力な論證が、市河莊の莊城についての研究である。市河莊は冷泉天皇の安和二年（九六九）の『法勝院領目録』（『平安通文』<sup>24</sup>）に、「甲斐國市河庄田地村始參伯老拾參」と見え、史科上確認できる甲斐國最古の莊城である。寺の主張によると、十世紀の初頭ごろにはすでに法勝院領となっていたといふ。全部で一三町九段三一〇歩の田地は大部分巨麻郡にあつたが、

一部は山梨・八代両郡にわたっており、この期の特徴である散在的所領形態をとっている。豪華寝殿がされていないので地域の比定は困難であるが、仮に「巨麻郡九条三宮原里」を今日の甲府市宮原町付近とすれば、郡名のまた莊名の起りとなったであろう「九条四市河莊」は、それに隣接した地域となり、義清父子が配流された市河莊を昭和町西条付近とする説も成立の可能性があるというのである。もっともな説であるが、これにもやはり問題がある。

なぜなら、義清父子の甲斐下向の天承元年（一三二）ころは、安和二年の一六〇余年後もあり、市河莊が当時なお散在的形態を保持していたかどうか、はなはだ疑問であるからである。ここでは特に鶴田莊との関係を考えることが必要であると思う。鶴田莊は『中右記』保延三年（一三二七）四月一日桑が切足で、この時間白藤原忠通に寄進されているが、その後の四月二十二日には賀茂書院領への寄進が問題となっている。その後、安元二年（一三二七六）二月には八重院領として見え、鎌倉時代の後期嘉元四年（一三二六八）六月には歎号光院領の中の一莊とし存続していることが分かる。<sup>25</sup>成立当時の莊城は不明であるが、現在甲府市宮原町に鎮座する宇波刀神社は、鍵田八幡宮とも呼ばれる鍵田莊の總社であったという。後世鍵田八幡と呼ばれた莊城を莊城とすれば、甲府市市南西部から昭和町、玉龍町にかけて存在したことになり、初期の市河莊の莊城と重複する可能性が出てくる。これも問題であるが、鍵田莊の成立期がいつであるかがより大きい問題である。この莊の初見の保延三年は甲斐源氏下向の年と推定される天承元年のわずか六年後であるから、甲斐源氏下向以前にすでに成立していた可能性はもちろん大きい。しかし甲斐源氏下向後の成立で、しかもその成立に義清父子が関与し



たと考へる可能性も残されているかも知れない。今後の研究に待ちたいと思う。

### 鎌倉時代の武田氏と甲府

義重の子清光は、浅見冠者と呼ばれ、八ヶ岳山麓を現在に根拠を置いたが、その大勢の子や孫を国内の要地に分封することによって、中斐源氏の勢力は飛躍的な発展を遂げた。そのうち、武田氏を名乗るのが信義で、今の甲府市武田の地に根拠を置いた。信義の子として忠頼・兼信・有義・清光の四名が知られるが、いずれも甲府市の地を去って盆地の中心部へと移っていることが往々される。末弟の信光は石木御厨（石和町）を押さえ、これが武田氏の宗家を越ぐことになるが、三人の兄弟はいずれも今の甲府市内に根拠を置いた。まず忠頼であるが、今の甲府市の中心地にあった一条郷に拠つて「条次郎」と称した。忠頼は源氏の挙兵以来父に従つて武功を立て、特に木曾義仲の追討に功があったが、源朝朝にその勢威を忌み、元暦元年（一一八四）六月、鎌倉へ招かれ源朝の面前で謀殺されるという悲運にあった。忠頼の居館は一条小山の地、現在の甲府城跡にあつたが、忠頼が死ぬと夫人は出家してその居館を尼寺とした。後の一座寺である。次に兼信は甲府市の東郡坂庭郷に拠つて板屋三郎と称した。平家追討に功があつたが、陣中の土肥実平の攻撃を嫌々に訴えて一職されるなど領朝に疎外されていた。のち太皇太后官領駿河国大津御厨の地頭として遠野の罪に問われ、建久元年（一一九〇）八月には「遠野以下の被懲」の政をもつて隠岐國に流罪となつた。また有義は武田氏を称し、甲府市の中郷から北部にわたる塙戸庄・小松庄あたりに根拠を置いていた。平氏全盛時代にあつ

て左兵衛尉に任せられ、小松内府重盛の副将を務めて有名であったが、文治四年（一一八八）三月十五日、鎌倉勤向八幡宮での大般若経供養の際、頬朝から路次の剣をもつて命ぜられたので逃り、頬朝の不興を買つて行列から逐遣するという事件を起こしている。頬朝の後、堤原景時はこの有義を後任の將軍に奏請しようとしたが、結果的に正治二年（一二〇〇）正月、堤原一族が滅ぼされたとさき、有義もこれに連坐して上洛を企て行方知れずになったといふ。しかも、この有義の一件を幕府に報知したのが、ほかならぬ弟の石不五郎豊光であった。

こうして甲府市に根拠を置く三兄弟が殺されたり失脚していった結果、武田の嫡流を絶ぐのは石木御厨に根拠を置く五郎豊光であつた。それでは甲府市に根拠を置く三兄弟の後はどうなつたであらうか。

まず一条忠頼の後であるが、「一条氏を繼いだのは信光の子六郎信長である。忠頼からは勢に当たる。武田六郎とも称するが、一条六郎とも号している。建長六年（一二五四）に大般若經六百巻を武田八幡宮に納めたことで知られる（現在法善寺所蔵五六・巻は國指定重要文化財）。その子に八郎信長、信長の子に時信がある。一条輝八と称し、甲斐守・甲斐守護であったといふ（『尊卑分脈』）。時宗第二祖他阿貢教に帰依し、忠頼未亡人の建てた尼寺を時宗に改め、弟法門院日を開山したのが名刹一条道場・蓮寺の起こりであり、時に正和元年（一二一二）であつたといふ。時信は武川衆の祖ともいわれ、武河筋方面にも所領があつたと推定されるが、一条氏の主要な拠点が甲府市の中心・一条郷にあつたことは、瓦寺・蓮寺との関係を考えれば明らかであろう。『一惠寺守領目録』（『新編甲州古

文書）によると、貞治三年（正平一九・一三六四）当時の寺領は一七町七段・屋敷一所で、甲府市外にも散在するが、大部分は甲府市、特に一条郷内に集中して、しかもその寄進者に一条氏が多かった。まず正慶元年（元弘二・一二三二）三月十日付で一条郷内一町七段の地を一条十郎入道道光が寄進したのに始まり、文和二年（正平九・一三五四）までに、一条郷内で五ヶ所都合七町二段の地が一条甲斐守信方ら一条氏によって寄進されていることが分かる。一条氏の所領が一条郷に集中していたことを推察するに足るであろう。なお確証はないが、時信を甲斐守護と/or「尊卑分脈」の説は、事實を伝えたものとして信頼できるかも知れない。それから信長の末子に信行がいる。一条九郎と承ったが、高畠（甲府郡高畠）に住んで高畠氏を号し、その子に高畠二郎行時、孫に高畠二郎太郎時盛などの名が見える（『尊卑分脈』）。

以上は一条忠頼の名跡を継いだ信長とその子孫について述べたが、忠頼は甘利荘（董崎市）をも押え、その実子行忠はここに領を置いて甘利氏を称した。元應元年に父忠頼が謀殺されると、行忠も捕えられて常陸國に配流され、翌年配所で誅殺されたというが、「尊卑分脈」、子孫は甘利氏・上条氏らとして存続する。

次に隣接に配流された板垣兼信の子孫は、甲府市東部板垣郷に根拠を置く雄族として存続し、戦国時代信方の代に及んだことはよく知られている。板垣の地には宋僧義淨道隆（大窓釋師・一一三七八）の開創した臨濟の名刹東光寺がある。道隆は執權北条時頼の帰依を得て延長五年（一一五三）鎌倉に建長寺を開創したが、その後讃嘗によって甲斐に流され、板垣に東光寺を開創したが、その後許されて鎌倉に帰ったが、再度流されて東光寺に住した。その後許されて鎌倉に帰ったが、再度流されて東光寺に住した。

後年甲斐が臨済禪の中心地として繁栄する基は、道隆の二度にわたる甲州下向によって築かれたといつてよいが、その拠点となつたのが、ほかならぬ東光寺であった。それにしても、だれが道隆を迎えて入れ、東光寺を開基してその外護に当たつたのであろうか。義淨はいないが、板垣氏をおいて他氏を考えることはできないと思う。「尊卑分脈」に兼信の子に頼時・頼重・頼重の子に頼兼ら四名、頼兼の子に行頼、行頼の子に長頼が見え、いずれも板垣氏を名乗っている。これらのだれかが、流謫の道脇を郷内に招き、東光寺を建てて開山に迎え、自らは大権起としてその外護に当たつたものである。

次に有義の子孫であるが、有義自身は武田氏の橋渡として貢して武田氏を称しているが、その子孫はもはや武田氏を名乗ってはいない。居地によって飯田・小松・塙部・吉田らを名乗るが、吉田以外は甲府の地名である。ところで「武田系図」の中には有義に「逸見四郎兵衛」と注記するものがあり、物語類にも逸見と書いたものが多い。有義自身が逸見氏を名乗つたとは思えないが、その子孫の正風の氏称は逸見氏であった可能性が大きい。従って逸見氏は清光の長子光長の子孫だけではなかったのである。（『蓮寺寺領目録』に「板垣郷内五段 逸見豊前守信有寄進 文和二年五月九日」とある逸見信有はこの有義の系統であり、當時飯田の地に所領があつたことを示している。上杉謙秀の乱後、間東公方持氏の所領として活躍し、永享の乱で持氏と連携をともにした逸見有直もまたこの系統の人であったと推定されている。）

以上、武田義義の子で甲府に根拠を置いた三名とその子孫なし以後の子について概観した。もともと一条忠頼と板垣兼信は武田氏を

跡した形跡がないので、厳密には武田氏とはいえないかも知れないが、ここでは信義の子孫という意味で広義に解釈した。信光が武田氏の嫡流となってからはその子孫だけが武田氏を称することになるが、そこにも多くの流れがあった。主なるもの三を挙げれば、まず第一に、信光—信政—信時—時綱—信宗—信玄と続く武田氏の嫡流がある。當時流武田氏と呼ばれる。武田氏の嫡流ではあったが、信光が安芸守護に任せられ、その子孫も同守護に任せられているため、ある時期以後その本拠は安芸に移っていた。<sup>1)</sup> 第二是信政の子（當時の弟）政綱—信家—貞吉—政義と続く一流で、石木御所に拠つたため普通石和流武田氏と呼ばれる。そして第三は、信光の子で、朱忠頼の名跡を継いだ信長に始まり、その子信繁—時信—義行—信方と継ぐ（「尊卑分脈」）系統で、一蓮寺を氏寺とし、甲府市の中郷一丁目に居を構えていた。この系統を「一条流武田氏」と呼んでおきたい。鎌倉時代の甲斐守護は石和流と一条流の西武田家から交々に出した可能性も考えられる。<sup>2)</sup>

### 南北朝・室町時代の武田氏と甲府

南北朝の動乱は甲斐の政情にも大きな変容をもたらした。武田氏についても、徳源家信時流武田氏の復権と石和流、一条流西武田氏の没落という対照的な事象が起きた。鎌倉時代の末に甲斐守護であったのは石和流の政義であり、足利尊氏自立の始期、建武二年（一三三六年）正月当時も尊氏方の守護として活躍している明証があるが、（『源氏大明神西詞』）その後、後醍醐天皇方に帰服したため守護職を解かれ、やがて悲運の死を遂げる。<sup>3)</sup> その子福寿丸の申状（『八坂神社記録』上）は、父死後の悲惨な運命を切々と訴えているが、

自家の回復はならなかつた。こうして甲斐守護は、尊氏の腹臣で安芸守護である武田信玄の兼任となり、その子信成、孫信春と須磨家の信時流武田氏が代々繼承することとなつた。信武の甲斐守護在職を確認できるのは、貞応二年（正平六・一三五二）九月であるが、信武の甲斐進出の実史は早い時期に想定することが可能であろう。例の「一蓮寺寺領目録」に、貞応二年（延元四・一三三九）六月、信武の子武田刑部大輔信成が、佐分秀四郎入道鏡阿寄進一ヶ郷内の地、一町三段を重ねて同寺に寄進し、二年後の貞応四年にも二町を寄進しているが、貞和二年（正平元・一三四六）十月十三日付で信武自身が「武田忠信御傳武」の名をもつて一ヶ郷蓬沢内田地一町七段を寄進していることが注目される。さらに棚つて建武五年（貞応元・一三三八）正月二十八日付の足利尊氏下文は、「甲斐國新田郷内武田源七跡」を内華左衛門四郎泰原に与えているが（「萩原龍溪集」）、泰原は信武の家臣と推定されるから、これも信武の甲斐進出に伴う結果であったであろう。なお武田源七の家系は明らかでないが、一条流武田氏の一人であったかも知れない。とにかく、信武一族は一条郷を中心とする一条流武田氏の拠点を着々と侵蝕し、やがて一条流武田氏は本質を捨てて、その道祖信義の継つた城北の地に移り、子葉は武川衆として活躍することになるのであろう。一蓮寺の支配も信時流武田氏の手に移ったことはほぼ間違いない。<sup>4)</sup>

それでは信武の守護所はどこに置かれたであろうか。前記のとおり信武父子の一蓮寺への寄進地がすべて一条郷内であることや、かれが臨濟宗法泉寺（甲府市和田町）の開基などなどを考えれば、甲府市内にあった可能性も考えられよう。次の信成・信春の守護所は春山市や八代町にあったといわれ、甲府市との関係は認め

られない。次に信満の治所も不明であるが、歿死の地慶宗寺では法

号を慶宗寺殿云々とするのに対し、一般には長松寺駿明庵公人居士とするのは注目に値する。長松寺は甲府市池田二丁目（旧長松寺村）にある臨済宗の寺で僧院の開基である。その上、信満の子には

信長をはじめ、宗印（仁勝寺）・信景（今井）・信賢（巨勢村）・

信安（山宮）など甲府市周辺部に根拠を置いた人たちが多い。信満の治所は或いは甲府市内にあったのかも知れない。後考を待つ。最

後に、信昌・信綱それに甲府移築前の信虎三代の居館は、普通石和館と呼ばれるが、現在の甲府市川田町にあったといわれる。昨年度には発掘調査が行なわれ、本誌にその報告書が載っているので参照していただきたい。

### むすび

以上、武田信虎開府前の武田氏と甲府市との関係について大観した。きわめて素描的であるが、今後の研究の深化に少しでもお役に立てば幸甚である。

### 注

- (1) 「勝田市史」中世編ほか。
- (2) 発掘の成果等については昭和町教育委員会等編『義清神社内遷跡』参照。
- (3) 「八条院御目録」（『平安遺文』一〇）・『昭慶門院御目録』（市史編さん委員長）
- (4) 「甲斐國志」四四古跡七、同六一神社部七等。
- (5) 三兄弟の事件については主として『吾妻鏡』の記述に従つ

た。

(6) 五味文彦氏「平氏軍制の蔵段階」（『史学雑誌』六八編八号）。

(7) 太田亮氏「姓氏家系大辞典」第三卷逸見条。

(8) 「石和町誌」第二編歴史第二章中世・黒田泰樹「鎌倉期の武田氏—申發武田氏と安芸武田氏」（『地方史研究』二二）等。

(9) 「石和町誌」第二編歴史第二章中世第一節鎌倉時代の甲斐と石和（秋山敬氏執筆）。

(10) 佐藤進一氏「境訂鎌倉幕府守護制度の研究」・同「室町時代守護制度の研究」上・「石和町誌」第二編第二章中世等。

(11) 佐藤氏「室町時代守護制度の研究」上。

(12) 「一葉寺過去帳」は、武田氏の世代の最初に仏阿弥陀、当寺大願主武田甲斐守時の名を掲げるが、その次には信光、信政・信時と続く信時流武田氏の世代を載せ、特に信春については当山七世の慈父であると書いてある。当寺の住持は当初一条流武田氏の出身者が多かったというが、七世に至って暫時流に代ったことが分かる。その甥が守廉信重で、文安三年（一四四六）三月、寺に書を下して客殿の造営の促進を督励しているが、文中「当寺は先祖代々の氏寺」と述べているのは興味深い。すでに完全に自家の氏寺としての意識である。

# 甲斐府中における建築

## はじめに

甲斐の統一（国人領主在地領主のもつ割據性の克服）を目指す武田信虎が、諸国統一に対する内政的拠点を求めて武田信光以来の本拠地で伝統性のつよい石和（東八代郡石和町）の地をひきはらい、釜無・笛吹の両河川およびその支流を構成する荒川・相川など中小河川の流域を中心とする農業生産力が高く分業・流通の結節点をなす甲府盆地の北端・藤岡が崎（甲府市古府中町）の丘上に居館・武田館の移転を断行したのは永正十六（一五二九）年のことである。

かかる信虎が構想したのは、たんなる居館の移転だけではなかつた。何よりも甲斐国内の各地域・郷村に根を張る在地領主層をその権力下に従属せしめ、強力な領国・内支配体制の確立をめざす戦国大名として、——その城態下に新しく領域統治の中核としての首都的役割と機能を遂行するためのひとつの集落結合体としての都市、いわゆる城下町の設立をはかり、軍事政局的集落と経済的集落＝市場（商業区）ならびに公社などを大名権力下に掌握して甲府盆地に君臨することであった。かくて信虎によって新しく計画された領

主集落の設営は、経済とは未分化の状態で政治・軍事が優先している権力によって上からくられる市民不在の軍事集落という形態から出発するわけである。

信虎は武田領移転の翌年に当る永正十七（一五二〇）年には後世（古府中）ないし（上府中）と呼ばれた現在のJR甲府駅を中心とする中央線以北・武田領域以南の地域をトとして都市領域に定め、その東・西の境をそれぞれ藤（富士）川・相川とし、南は一条小山（甲府城址）をもって（城の地）としてそこの一連寺を（城の寺）に位置づけ、北は（城の城）として横琴寺丸山に築く要害城をもつて据え、武田館から南方へ向けて延びる斜面平地の南北に四条の町通り（元城尾町通り・元柳町通り・増山町通り・一条小路）と東西に数条の小路（町通りになる前段階の通り）の通ずる市街地を創設し、とくに藤川・相川の河原とおぼしき地域に無縫所に八日市場・三日市場の両市を設定した。（尤も河原といつてもそこは石ころと砂利でおおわれ、雨期にはたまち水底になるという河原ではなく、実は自然堤防上の土地で居住環境としても安定した場所である。）

## なかざわ・しんきち

をもつ複合都市としての「府中」が生れる。東西方向の道路計画は明瞭でないが、南北貫通道路による基盤日状街路の町割りや、居組と府中八幡宮（武田館西隣）の位置関係は都城的ながら築城や京都と通ずるところがあり、——幕市計画の性質は近世の城下町とは異なっている。要するに甲斐府中の建設には、——その創設者である武田信虎がどれほど自觉的であったかは別として、彼の発想の底には鎌倉指向と京都憧憬の心情があり、それを写した町をつくって支配の裏打ちにしようとしたことがあるのではないかとかんがえるのである。

この期におけるこうした大名居館・城郭の築造と併行して、新しく城下町の出現がみられる。そこには寺社や豪族たちの屋敷をはじめ、町屋・倉庫・手工業者の仕事場などの生産または流通にかかる建築も次第にあらわれてきた。しかし中世の城下町はこれら武士や商人・職人とか僧侶・寺官のような階層の人たちだけで形成されていたのではなく、住民には領内経済の中権をなす農業の担当者である農民の比率が高く、なお人口の大半を占めていた。（ここで改めて、武士その他のいわば消費者階層に属するとかんがえられる人々も、多かれ少なかれ何らかの形で農業に関与していたのが中世であることを一応おもいおこしておこう。）甲斐府中はこれらの人々の住居が或は集落をなし、或は街村的町並を形成して散在する、農村的景観の色濃い城下町であった。そこで本稿ではこの領主的豪族のもとに建設された戦国城下町・甲斐府中における当時の建築を、大名居館・武家屋敷・民衆住居の三様式に分けてそれぞれ簡単に述べてみたいとおもう。それでも寺社建築といいう重要な部門に考察の全く及びなかったことは、もともと建築史にはズブの素人である。

ある筆者の無知と怠慢のいたすところであり、今後の調査・研究を期することによつてあらかじめ有罪を乞う次第である。

## 一 館

武田信虎は永正十六（一五九）年八月から新しい環濠環壁の武装施設である武田館の築造にかかり、これを年末には完成させる。館の規模は現在みられるよう東西二八四メートル・南北一九三メートル、周囲に堀をめぐらし、土塁の高さ三メートル、大手門は東に向いて上塁を切断する格好で開き、門前の堀を土橋で切断して外側に敵重な馬出し（右曲櫓・左廻籠）を高く築いた。（もともと現在の武田神社正面入口に当る箇所は土塁で塞がれており、もちろん、柴け橋などなかつた。）

内部は東・中・西の三曲輪に分かれ、各曲輪にはそれぞれ井戸が設けられ（西曲輪に直径一・三メートルの井戸が現存）、東・中の両曲輪（武田神社境内）は土塁で仕切られ（現在・土塁は取払われてない）、中曲輪と西曲輪（甲府市藤村記念館〈民俗資料館〉のあるところ）の間は堀をへだて橋（現在は土橋）で連結されていた。東曲輪は番所・弓舍の在ったところ、中曲輪はまた本丸とも呼ばれて主殿が建ち、西南隅の高台（天守台）には隅矢倉（天守櫓）があり、北西に旗屋（宝物殿）や毘沙門堂などが配され、西曲輪は人質曲輪ともいわれて人質を置いたところと伝えられる。（ちなみに西曲輪は信虎以後（治文の時代）に付設されたものであり、当初の武田館は東・中の両曲輪から成る單郭規模のものであったとされる。）かかる武田館は個々の建築物として考案すれば、一種の住居建築と政厅と倉庫の集合である。それは（武義された住居）ともいえる

敵の攻撃を防ぐ軍事的要塞をふくみ、日常的には政庁であり住居である一方、一般民衆にたいして領主の威儀を示す政治的建物でもあつた。ところでその建造物の当時ににおける構造・配備であるが、残念ながら現在それを具体的にしめしらるものはほとんどないといつても過言ではなかろう。遺跡の破片がひどく、直接的な史料もないからである。したがつて今はわずかに残された古記録・古文書によつて、断片的にわかつることがらをつなぎ合せて述べるよりはか方法がないわけである。それも信虎の子・信玄の時代になつてからのすがた、模倣である。ここでは『山梨県の民家』(山梨県教育委員会編)の武田館に關する項を参考にしてまとめてみよう。

館は建立後、二度の火災(天文二年正月三日)の再建の後、間もなく始まつた再建工事は、『高白斎記』によると三月二十日(常ノ間ノ御社立)・四月六日(常ノ間ノ御被築)・十月二日に厚形様(武田信玄)・常ノ間(御被築)・翌年三月十二日(御主殿ノ社立)・同月二十四日(御主殿築)・十二月二十二日(御主殿ノ御移り、御況築ノ御酒)とある。これによつて先ず日常の居住空間である常の間(『甲陽軍鑑』品三十)が建てられ、次いで居館の中心をなす主殿(同品三十九)が造られたことがわかる。

『甲陽軍鑑』はその品十六で、(武田の御殿(土殿や常の間)は公方家(足利将軍邸)の作法(模倣)也)と説明している。この説明からもわかるとおり、御殿は単なる住宅ではなかつた。行政機關で住宅を兼ねていたことは、将軍邸でも同じであった。さらに農家にしても農作物と寝る場が一緒であり、商家も商店と住まいの場を一緒にしており、当時は黄賊上下を問わざむだけの目的的建築物

専用の住宅というものはなかつたのではないかとかんがえられる。主殿には疊が數き詰められ、主人の坐る場所として船を一本入れて高くした。いわゆる(ベッド)がつくられ、茶道具などを置く(懐)を設け、また三具足などの室内飾りをする床の間の原形のひとつをなす(屏風)も備わっていた。そして側壁の諸侍が往来するための広縁(『甲陽軍鑑』品三十九)がめぐらされ、前面は築山を配した庭園(同品三十九)だが、一方は白洲(同品四十七)になつていた。小石はじりの砂利を敷き詰めた庭中の白洲は、鎌倉幕府の形式を踏襲したものであり、武士が主従關係を取り結ぶ際の見事の場であり、——大名が座敷に南面して坐り、武士は白洲に北面して跪き対面するといふかたちでおこなわれた要様である。なお白洲は訴訟対決の場・法廷としても使用された。但し法廷といつてもここは近世のそれのように一般民事(武士をも含めて)の訴訟を裁決する場ではなく、専ら武士層の所謂相論(争論)の決裁をおこなう所であつたことを注意しておく必要があつろう。一般の公事・訴訟は東曲輪に在つたと推定される最前線の幕所(軍鑑)品四十七・四十八に提出するいわゆる御牒の前)で裁決された。以上は『軍鑑』をはじめ『甲陽軍鑑』その他に散見する記事から推測した武田館主殿の造りの大体であるが、——それは武家住宅として裁判・行政などの機能まで包含しながら、いわゆる豪院豪邸の要素を大部分をなした、寂聴通りから書院通りへの通路も最終段階に達した典型的な建築様式を示しているといえるようである。

「この移行期の過渡的な様式を示す武家住宅にたいし、一部に玉殿通り」ということばが使われているようだが、術語としての定着は未だしの感がある。この語もかつて初期の武家屋敷にたいして使わ

れた武家造りということばが今は蔑謔となってしまっているようだ。おそらく建築用語としては成熟をみないまま同じ運命をたどるものとおもう。もともと「何々造り」などというような用語が古くからあつたわけではなく、要するに主張とは当時の民衆住居にはみられない上級武家階級に特有の建築様式をしめす表示手段である。それからもう一つ、当時の壁の使用状況について付記しておこう。壁は日本独特の敷物である。古くは縄・西・瓦などの中薄い敷物をすべて壁と称し、座敷両用に使用した。平常はたんでおいたので、タタミの語が生じたといわれる。座敷として用いる場合の壁は、その座の位置ながら壁の大きさと厚みで身分の上下を表現した。座具として用いる場合は、壁の上に横という中附の布地を入れただけの合せの布團を敷き、上に衣類をかけるだけで寝ていた。兎行の絶縁を該じ固めた床の上に寝表を張った厚敷ができる。縫を入れた布團があらわれるのは、室町時代にはいつてから後のことである。戦国期の大名居館においても、壁がすべての部屋に敷き詰められていたとはかぎらない。板床の部屋も少なくなく、壁はなお多分に座具・寝具としての性格を残していた。そして編入れ布団の使用も、ようやく大名間にみえはじめたという段階である。」

さて再び『高白斎記』に戻るとして、——それから七年後の天文

二十六（五五）年四月二十九日条に「屏形様ノ御台所（拂手）御柱立」の記事があり、また八月二十三日には前年十二月に元服した（御書司（橘子義信）様ノ西ノ御坐豆始ム）。翌二十一（五）年四月二十七日には来たる十一月に與入れしてくる渡河園今川義元の息女を迎えるべく（太郎（義信）様御移り）、六月二十一日（御書司様ノ対ノ屋御移上ヶ）がおこなわれる。なお二十二（五三）年

十二月十九日条の將軍足利義輝より受けた義の一文字による（義信）おぞらく建築用語としては成熟をみないまま同じ運命をたどるものとおもう。もともと「何々造り」などというような用語が古くからあつたわけではなく、要するに主張とは当時の民衆住居にはみられない上級武家階級に特有の建築様式をしめす表示手段である。それからもう一つ、当時の壁の使用状況について付記しておこう。壁は日本独特の敷物である。古くは縄・西・瓦などの薄い敷物をすべて壁と称し、座敷両用に使用した。平常はたんでおいたので、タタミの語が生じたといわれる。座敷として用いる場合の壁は、その座の位置ながら壁の大きさと厚みで身分の上下を表現した。座具として用いる場合は、壁の上に横という中附の布地を入れただけの合せの布團を敷き、上に衣類をかけるだけで寝ていた。兎行の絶縁を該じ固めた床の上に寝表を張った厚敷ができる。縫を入れた布團があらわれるのは、室町時代にはいつてから後のことである。戦国期の大名居館においても、壁がすべての部屋に敷き詰められていたとはかぎらない。板床の部屋も少なくなく、壁はなお多分に座具・寝具としての性格を残していた。そして編入れ布団の使用も、ようやく大名間にみえはじめたという段階である。」

さて再び『高白斎記』に戻るとして、——それから七年後の天文

二十六（五五）年四月二十九日条に「屏形様ノ御台所（拂手）御柱立」の記事があり、また八月二十三日には前年十二月に元服した（御書司（橘子義信）様ノ西ノ御坐豆始ム）。翌二十一（五）年四月二十七日には来たる十一月に與入れしてくる渡河園今川義元の息女を迎えるべく（太郎（義信）様御移り）、六月二十一日（御書司様ノ対ノ屋御移上ヶ）がおこなわれる。なお二十二（五三）年

十二月十九日条の將軍足利義輝より受けた義の一文字による（義信）おぞらく建築用語としては成熟をみないまま同じ運命をたどるものとおもう。もともと「何々造り」などといふなどといったような、居館内における建築関係の記事がある。

そのほか『甲陽軍鑑』にも、御手の番免（品三）・毘沙門堂（品四）・御裏堂（品八）・御ぐらぎ所（品十二）・舞台・樂屋・狂言の間（品十六）・御廻所（品十九）・御山口御廻所（六帖の壁張京間）・御風呂屋（品三十三）・御櫻鉢所（品四十上）など各種の建物がみえている。これらのうち毘沙門堂については天正四（一五七六）年の嘉文葬儀に際しての快川法事中に故実が述べられ、その存在が確認される。これは住主の建築で、八幡・公忠別家業に對面は、ここでなされたと『草履』品四十下にあり、そこには品三十八に毘沙門堂（金の座敷）とみえるように、金箔で飾った桃山風の座敷が設けられていたらしい。以上により、前記『山葉集の民家』の結びの言葉を借りる。『高白斎記』等の確実な史料を基にして、『甲陽軍鑑』中の妥当な記事で補うと、天文十二年（一五四三）火災後再建の廊閣・築居館は主殿と常の間を中心建築とし、これが永禄十一年（一五六八）ころ毘沙門堂が加わったが、基本は足利新邸を原点とした室町末における高級武家の上達住宅であったとみてよい。』

その武田家の建築の特色を總括するならば、そこに一貫した計画のないことである。したがってまた、それが計画から出たものでないことを示している。要するに様式も用途も異なった大小種々の建物を、隨時必要に応じて雖然と建て並べただけの堅なる豪奢な建築群にすぎない。ただそこに一貫して流れているものは、權力と財力とを誇示する以外の何ものでもないということである。

この武田館の舞殿に代表される建築物は、基本的には地方における高級武家住宅・寺社などいわゆる「木製のある建物」である。こうした住居（中央の柱間の一割）を一応の基準に各部材の比例とする建築技術をもつ建築工法大工いわゆる番匠は、當時そのほとんどが中央に吸収・集中されており、——しかも地方へ流出・分散するものがきわめてとぼしかったので、甲斐にはまず存在しなかつたとみてよい。中央と地方との建築技術の格差は確かに室町時代には次第に埋められていったが、なお高度技術者の中央居住在は一向に解消されなかつたらしい。したがって武田信玄が武田館の舞殿を建築するに当っては、おそらく京都なしし余良からこれら技術者を招聘しなければならなかつたものとおもう。彼等の参加がなければ、館の完成はありえなかつたであろう。こうした際にこれら中央番匠の指揮下に動員された地方番匠が、その刺激によって木製の技術習得と建築活動を活発に推進したことは推測にかたくない。また招聘された技術者のなかには、何らかの事情でそのまま地方に居つくものも出たかも知れない。それにともなつて中央と地方との建築技術の均質化はいゝそり促進され、さらには城下町の形成と展開につれて一般武士住居の発達がみられ、木製のない建築は農家・町屋のような民家の住居・民家にかぎられるようになるのが戦国期建築界の様相であった。

このことはまた地方番匠の發展をうながした。そもそも木部建築は建物の広がりを規制しないだけの豪華の存在と自由な木材の取得（規格木材の拒否）を前提として成立するが、農工商に代表される民衆にとって土地条件や木材規格からの自由は到底ぞみえないところである。室町後期は城下町・港町をはじめ、門前町・宿場町や

箕山町など都市的集落の発展・形成期であった。それは木製のない民家の発生期でもあった。このような木製のない建築物の量的な増大は、木製技術をもつたない地方番匠の進出の機会を多端にし、活動の範囲を広げさせていった。こうした情勢下・高度な木製技術の習得の必要性の相対的な低下という事態をむかえ、地方番匠の中央番匠との共同作業を可能とするにいたつたことのみのがしてはならないであろう。

## 二 居 屋 敷

信虎は武田館建造の年・まず地域大名として軍事力の増強・拡大とその掌握・保持を目圖とし、『一国ノ大人様』・『妙法寺記』と称された。旗や国人は在地領主の館下への集住・兵庫分離を命じた。これにたいして一族・国人らの間からはその領主權をおびやかされることにたいする反発がつよくあがり、勢い範下集住策は矛盾と困難に直面せざるをえなくなる。けつきよく在地領主たちは信虎に圧服され、栗原・大井・今井氏ら有力国人も領周辺に居屋敷を構えるようになる。天文元（一五三二）年の信虎の甲斐統一といふ情勢下に、翌二（三三）年（武田館が最初の火災にあった年）には都内領主小山田信有によつて七〇坪（約三・五平方メートル、当時の一坪は約四・五平方メートル）の邸敷が造られ・小山田氏は初めて信虎のもとに出仕するようになる。こうして館下にも一応軍事的な地城秩序に重点をおく武裝聚落が餘々に形成されていくが、それが廟祠的な進行をみたのは次の信玄時代であった。この時期になると信玄の弟武田繁昌ならびに信廉（道通・信綱）をはじめとして穴山信君や駒井政武・山県三郎兵衛尉・馬場美濃守とか長坂鉄門・跡部大

飲食その他の居屋敷が、武田館周辺・とくに南方地蔵（現在の大手三丁目・雁形三丁目・古府中町など）に充実して建ち並んだことはよく知られている。

ここで注意しておきたいのは、これら重臣クラスの居屋敷が一定の方針のもとに大名の居館前というまとまった区域に整然と配列されていたものでないということである。その実態は、分散的疎集形の居屋敷ともいえる非都市的な集落をなしていただしい。さらにそれら屋敷の個々の詳しい位置や構造・規模などについては、不明な点が多い。ただしその構造の大体は、「高白齋記」天文二十一（一五五二）年冬にみえる駒井政武自身の府中の新屋敷造営（作事）に関する記事からうかがえる。

それによると同年七月二十七日に別府（越賀寺村）の本屋敷跡を「おそらく要害城の守将所敷地として」信玄から賜わった政武は、早速そこに「新屋敷」を起てるに至る。（天文十二一五四三）年正月の武田館の火災にさして信玄が駒井館に避難した記事が「高白齋記」にみえるので、すでに政武は府中に居屋敷を構えていたことが知られる。そして八月一日には建築材の搬入が始まり、十五日の午後二時頃に「歓立始」すなわち地鎮祭がおこなわれる。次いで二十七日には、居敷周辺の「地形掘」（土塁か）の工事が始まる。九月二日に南門（雨ノ門）と坐敷（上屋）の礎石が据えられ、十四日の午後六時頃には表門が建ち、主屋の「表ノ柱一本」が立てられ、家人の出入口である東門（裏門）も出来た。十六日には土蔵が建ち、貢實（主君）を迎える部屋である「上段ノ間」（部屋割り）がみられ、「上段ノ間」が別棟で建てられ、土蔵や厩など何棟かの建物で構成されていたことがわかる。主屋の屋根は桧皮葺きで壁は板、部屋はすき間が多い板張りで、壁を敷き詰めた部屋は上段の間だけぐらいであつたろう。そして儀式のときとか会議があるときには接客の間が使われ、壁をへ通り回し」という部屋の壁に沿つてぐるっと敷く特定の敷き方がされたものである。これは

井板が張られたものとおもう。なおこれは別棟で建てられた可能性が高い。それはか厩（馬廻）の柱一本が建てられた。十九日に土蔵の雨屋（園中地域で後世オダレと説く、隣に一間幅ぐらいの広さの付軒を差し出した部分か）。軒下が物置がありや作業場にも使用されるが仕上り、「回間ノ座」（応接の間か）と「御上座」（オカミノザと読めば、夫人の居所となる）の棟上式もおこなう。二十八日に表門の築橋（棟木か）を渡す。十月十一日に台所の「笠メリ」（たぶん拂止めであろうが、漆喰の類を塗ったものかどうか不明。或は電塗りのことか）がある。（台所は台盤所の略で本来は配膳室の意であるが、庫裡・釜屋ともい、中世以降の武家住宅では調理・配膳をおこなう炊事用の建物を称するようになり、——同時に台所は勝手として食料品・燃料の貯蔵とされ、下人の寝所にもなっている。主屋内に設けられる場合と別棟で建てられる場合とあり、この台所はそのいずれに当るか不明である。もともと別棟の場合火の消滅を保つため、或は下人と主人家族との生活空間の身分的差別などに由来するとおもわれる。）かくて十五日には、新築成った（府中ノ新屋敷へ各移る）ことになる。

要するに駒井政武の居屋敷は南に表門を開き、周囲を擇て開いて、主屋を中心とする間や妻女の室など間仕切りによる小部屋の独立（部屋割り）がみられ、「上段ノ間」が別棟で建てられ、土蔵や厩など何棟かの建物で構成されていたことがわかる。主屋の屋根は桧皮葺きで壁は板、部屋はすき間が多い板張りで、壁を敷き詰めた部屋は上段の間だけぐらいであつたろう。そして儀式のときとか会議があるときには接客の間が使われ、壁をへ通り回し」という部屋の壁に沿つてぐるっと敷く特定の敷き方がされたものである。これは

豊がなお特別の人だけが坐るための敷き方であり、敷物であったことを物語っているとみてよいであろう。全体の構造は在地の越（豪族風）——本邸の二版とかんがえてよからう。（つまり重臣らの居屋敷は席や土草などでかこみ、方形ないし長方形プランの上に構築されたものといえるらしい。

### 三 住 居

このような府中の景観は町通り（大路）に街村的可並（道路の両側に聚落のつづく通り）の形成の進行はみられても都市というにはまだ遠く、農村とほとんど変わらない散居的聚落の集合であった。通路は基盤状に通じて新しい町形態の条件をととのえていたが、家のないところ・空地・さらに田畠が多く、路側は整備されておらず、埃く汚い通りであった。そこでは武田館をとり巻き・散在する重臣の居屋敷のあいだに挟まれたようにして、農家や町屋（商工業者の家・半壳・店先の家・店家）或は中小武士の居宅が雜然と入りまじって建っていた。しかしこれら府中住民の居宅・住居につき、文献的・考古学的にその様式を具体的に解明しうるような史資料は、文書・記録・絵図などにも発掘資料にもみあらないのが現状である。それでやむなくここでは日本建築史にみられる中世住居の様式や歴史考古学における中世住居遺跡の成果などを参考に依拠しつつ、それらを総合的に勘案・操作してえられた平均値的なものの投映による府中民衆の住居様式復元の検索をこころみ、「果してそれが当時の府中住居の実態をうつしえたものになるかどうかは別として、」それをそのまま述べることによって民衆住居の説明に代えておくこととしよう。

当時の一般住民の住居は、土座（地下床住居）式の炉をともなった、というよりも——食料を煮炊きし・暖をとり・夜は明りをともなした火所としての炉を中心にして造られた土間（地面に築・煙突を入れ、その上に蓬を張いた部屋）一室の古代そのままの簡略な造りが普遍で、——なかにはころばし板太を用いて底い床を張る場合もあったかも知れない。（この地床住居の中央に据えられた炉が町時代には高床式住居の普及にともない囲炉方式へと発展してちょくせつ天井窓へ燃りを吐き出すようになり、一方またこれが次第に壁ぎわに移されて壁に要わっていくものこの時期である。）いずれにしても民衆の住居は堅穴住居の名残りをとどめて屋根が重くかぶさり、窓のない家さえあり、——労働に明け暮れる人々にとって、雨露をしのぎ、寝るだけの場所にすぎなかつた。（堅穴住居といつても漢文・弊生などの古い時代のみ存在していたのではなく、考古学的発掘によれば東国では中世ないし近世初めまではかなりあったことが発掘されており、民家にむづつてもなんなら不衛生ではない）と、玉井哲郎氏は「近世における住民と社会」（『日本の社会史』第8卷所収）で書いておられる。上層貴族や地侍の住居で、せいぜい土間と板間（出居・座敷などと呼ばれた高床の板張の居間）の二間造りであつたらしい。

二間形式の住居においては特に出入口を別にとり、ひとつは妻入り住居の正面にあって炉の切られた板間がひかけ。他は家族の出入りする土間で別に設けた。名主や地侍がこのように複数の部屋（客間を持つようになつたのは、おそらく生活機能の内的分化というよりもむしろ役人や下司を接待する必要から生じた封建支配の体制）の下の止むをえない造作であつたらしい。しかしこの二間造りの中心

である板間と土間との境は間仕切りがないのが通常の形態であり、部屋としては分かれているが空間としては一体のものということになる。むしろ板間が十座状態のものへ板敷の床を張ったものが多いことをかんがえれば、板間と土間との関係は、板間にからずある所を中心とした一室であったといえよう。（この伊が切つてある板間を台所とも称し、家庭の最も内向きの生活すなわち炊事作業の一部・家族の食事や寝樂・夜なべ仕事などにも使われた。）しかもまだ二間通りの住居は獨立柱で技術的にみても素朴なものであり、やはり堅穴住居の発展したものとかんがえてよいとおもわれる。

そしてこの二間式の土間に接する用の居間のくわわった地床形式の住居を基本とし、さらに台所が分化していった三間取りの広間型（土間に面して戸を設けた板間があり、その奥に廊道と段間がある間取り型式）ともなれば、同じ地侍でも寄子・同心級の武士の住居といえよう。このような戸を真ノ中におく広間を中心とする広間型住居も、まだ礎石を据えて柱を立てるとか柱と梁・桁を組み合わせるさいの仕口・難手などの技術的な裏付けが欠けており、大きくなりたいわゆる堅穴住居の系譜をひくとかんがえてよさうである。

（この広間型は近世初期における本百姓身分の成立という社会の発展階に対応し、單層小家庭による農業経営にふさわしい住居形式としてその普遍性を獲得する。）

さらには広間型から近世の上層農民住居に一般的な田の字型・四間取り（土間を除いた部屋の部分が田の字のように四分される間取り）へと発展する住居形式も、これら下級武士・士族的名主層のものであつた。しかしこの堅穴式を完全に脱した田の字型住居の存在は、この時期の府中というよりは甲斐國には確認できないというのがい

つわらざる現状である。いわばこのよくな住居における空間分化は、当時の階級・階層關係を構成にして推進された事実を示すものである」と、伊東鄉頼氏は「中世住居史」で書いておられる。しかもうした住居の空間分化に応じて生じた広間の差は、単にその住人の階級ないし階層差を反映しているばかりでなく、その時代的変遷・農民住居の歴史的発展をも同時に物語っていることをみわすれではないとおもう。（田の字型民家は近世初期に村落内の上層農民の住居形式として畿内での発生が確認されているが、——それが一般農民住居の広間型にたいする上層住居の普遍的な表現形式として畿内のみならず全国的に成立をみるのは、一八世紀後半から一九世紀にかけての時期である。つまり近世前期における畿内を除く全国各地の民家は広間型が主流であり、前記の時期に広間型から田の字型への移行・発展がおこなわれたことになる。甲州における田の字型民家もこの全国的な成立過程全般のなかで、その村落上層としての支配的地位を表現・誇示するようななかたちで発生・成立するのがみられたはずである。）

以上みてきた府中の一般住居は、一間×一間の四坪（約一八平方メートル）ないし二間×三間の六坪（約二七平方メートル）の土間式のものが大多数を占め、大きくて広間型が三間×四間の一坪（約五四平方メートル）であり、四間×六間の二十四坪（約〇八平方メートル）といえば当時の住居としては最大級のものといえよう。いずれも木製（比例寸法で建物全体を設計する術）のない建築による獨立柱であり、柱は丸太のままで角材になつていいのが普通である。出入口には板扉で蓋をたらし、雨戸がなく、土間には縁を敷き、外に向かって窓窓が開き、此のない一軒（地盤木だけの軒）であつ

たようである。一般人民がこのような堅穴住居以来の土間一室屋だけの生活から上昇發展をとげ、寝間（納戸・帳台）を別に持つようになったのは、近世にはいってからのことらしい。すなわち中世をつうじて武家支配層はその居館・城郭などの建築において、從來の貴族層が独占してきた神社・宮殿・邸宅などの建築技術を吸收・採取して發展をとげたのにたいし、——民衆住居は近世に至るまで堅穴式の住居形式から大きく發展することなく停滞していたことになる。

いずれにしても当時の甲斐屋中はさきやかな家ばかりであり、住居のみすばらしさは言語に絶するものがあった。なお当時の居館・居屋敷・住居を問わず普遍的にみられた板間であるが、——一般住居における床板は留製法といつて杉や桧などの丸太や檜（板材）を木目に沿って斧や鎌で打ち削るか、くさびを打ち込み木筋で叩いて継割りにしたりえ鍛で丸加工し、槍絶によって削平したいわゆる挽き割り材（厚手板）で張られていた。しかもこの板間が名実・地侍層の住居として対外的にきわめて重要な性格をもっていたことは前述したが、当時の住宅事情からかんがえて、民衆住居史上みおととしてはならないところであろう。（古代・中世を通じての支配的な燃はすべて木ノ葉型の横葺き版で、建築用材の製材はできなかつた。つまり宮殿にしろ寺院・神社にしろ、古代いらい鎌倉・南北朝時代の建築は、すべて製材用の鋸がなくて建てられたのである。室町中期に発現きの大鎌（一人が上下に對向して挽き合ひ、大材を伐る長さ二〇〇～二三〇センチメートルの長大な強鋸。近世になつて前挽と称する一人挽き細鋸が発明されるにおよび、急速にすたれた室町時代独特の木工具）が出現ないし再登場へおそらく南北朝時代に中

國から伝來したもの）し、——杉・桧などの種目の良い、打ち削りやすい木材ばかりでなく、松・櫟・櫻など木目のよくない丸太から板をつくることができるようになつたが、——この時期へまさに中世城下町の繁盛期における大鎌による大材を使って大量に製材された鎌刃板（大鎌板）も、なお甲州においては寺院や施力層を除いて一般への普及はみられなかつたらしい。もちろんこの時期の民衆には、大鎌板を要求するまでの力は到底なかつたであろう。大鎌の現品が、甲州では廬山恵林寺に保管されていると聞く。また大鎌板の現物も、同じく恵林寺には残つてゐるそうである。なお人鏡につづいて台鉋（さがたをあらわすのも、この頃である。台鉋は大鎌で製材した面を削るのに適しているが、鋸で加工したところは凹凸がひどくて台鉋では削れない。製材用の鋸としての大鎌が出現すると間もなく、表面仕上げの道具としての台鉋が使われ出した歴史的な事情も、これで説明できよう。）

また疊蓋の部屋のあるのは、上級武家の屋敷にかぎられていた。

一般武士の住宅で疊を敷き詰めた部屋はなく、普段は板敷きで、せいぜい部屋の隅に賓客を招待する座席（座敷）として置かれ。そこに坐るのは客と主人にかぎられた。それはまだ疊が家具の一種で必要に応じて販賣、南北朝代わりに使われていたものといえるであろう。民衆に疊敷きがおこなわれるようになるのは近世になつてからであり、しかもその末期にいたつても主要な部屋以外は疊敷か板間である場合が多かつた。一般民衆が全面疊敷きの家に住むようになるのは、明治維新以降のことである。もちろん瓦葺きの家などなく、二階層など全然みられなかつた。尤も武田館の建造物にも瓦の用いられた形跡はなく、寺院なども同様であったとおもう。屋根に

瓦が葺かれるようになるのも、やはり近世にはいつてからのことである。でも信玄末期ないし勝頃初期のころになると、商家のなかに板葺き屋根の家があらわれたらしい。

そうした商家の集落が、この頃になると八日市場にみられるようになる。これら商家の主人は「八日市場の町人」と呼ばれ、見世（店）棚を表に張り出した常設的な店舗を構えた商業者である。そこには伝馬所（問屋）が置かれ、領主の伝馬役（軍需物資の輸送や飛脚・家臣の筋送など）を勤務するかたわら商人や旅人の荷物の運搬などにしたがつた。また武田氏が直轄地から徴収する年貢米を保管する倉庫も設けられ、その倉庫を管理する蔵前衆の役宅も置かれた。それから休宿や馬宿、へい服（鐵）の茶店（一杯・文の茶湯を商う掛け茶屋）なども並ぶようになった。こうして八日市場は町屋の集中した短冊形地盤と町並みの市町、都市的相貌を呈した地域としてあらわれたのである。

### おわりに

武田館の周辺には、前述のとおり武田氏の一族や国人の居屋敷がいかめしく取り巻いていた。しかし彼等は府中の常住者ではなく、その本宅はそれぞれの所領である郷村に在つた。それにしても府中住民は信玄以降ようやく増加の方向にむかひ、武士の数も次第にふえてきたが、なおその大半は農民で、商工業者の数はまだ知れたものであった。「高白新記」天文十七（一五四八）年条の六月（四日戊申、自今以後府中地ト人ノ田畠・新屋敷コレヲ立チナサレ間敷ノ由」の記事は、信玄の時代の初期に府中居住の農民の新規設定と田畠、屋敷の拡充・新築を記録したものとみられ、——信玄による商業

者の説教がはかられ、府中は全体として武田館を中心とする一定の都市プランのもとに漸次整備されていったものとかがえられる。とはいへ府中はまだ都市として純化をとげるまでに成長しておらず、武上や商業者そぞろ多數の農民と混住していた。そこでの武士も專業武士の存在はひとつまみの上級武士を除いては見当らず、いずれも農耕にたずさわり或は家庭手工業（織工品・竹工品などの製作）に従事するものもいた。商工業者もまた自家生産をもつて職業とするものを主体とし、その多くは農業を兼営するものたちで專業者は少なかった。

府中はそうちした人々によつて成る集落の集合体であり、そこにきてわだつてそびえてみえるのは、大武家の居屋敷と寺院や神社だけであった。そしてこれらの建物や屋敷のあいだには田畠や畠がつづいており、竹藪の陰からは水車小屋がのぞいてみえたりした。大道には馬糞が散乱し、肥橋（人糞屎と肥料をいたした橋）が置かれ、ときには廻り人や遺棄された死体がころがっていることさえもあった。網野善慈氏流にこれをいえば、道路は中世人にとって「無縫・公界」の場であったのである。それもこれも府中が都市的前段の甲府盆地の、而に富國の首都として政治的に建設されたこと、そのためには武上も専門もとりわけ商工業者などいすれもその浅い歴史のなかで未だニホルギーの養成や蓄積が足らず、かつ領主集落としての軍事的性格が彼等の成長をいちじるしく制約したことなどがその背景にあつたからだとみられる。尤もこれは中斐府中にかぎつたことでない。戦国期一般の城下町発展にみられた否み難い制約と限界であったといえよう。

# 武田信玄の文芸

## 一 信玄の文芸の周辺

武田信玄は、大永元年（一五二一）十一月三日生まれ、天正元年（一五七三）四月十二日に没した。大永元年九月には、今川氏親の部将福島正成の一万五千の軍が大井氏の西城である富田城（中巨摩郡中西町戸田にあった）を攻め落としたのを聞いて、深夜身重の武田信虎夫人は、頬翠寺の要害城に難を避けた。幸いに十一月十六日に武田軍は飯田ヶ原で福島勢を破り勝利を得ることができたが、その戦乱の最中に信玄は誕生したのである。また、天正元年（一五七二）一月に、信玄は雄岡を抱いて野田城を攻略し長篠城に入ったが、病のため遂に信州桐島で五十三歳の生涯を閉じたのである。その生涯は兵馬空虚の戦乱時代であったから、幼少時代に学問文芸の修行の暇とてなく、格別教えを受けた師とてなかったのであろうと主張する名もあるが、それは誤りである。

甲斐国巨摩郡大井庄鯨澤村（現、中巨摩郡中西町）に今は古長澤寺という臨濟宗妙心寺派の寺があり、「甲斐國志」によればこの寺は夢窓国師の開いた寺であるといふ。信玄の母即ち信虎の夫

人である大井氏に請われて住し、夫人の外灘を得て御風を拝揚した賜紫岐秀元伯和尚があつたことを見落としてはならない。大井夫人は菩提所を長澤寺と定めるほどの尊敬と仰仰を持っていたので、嫡子晴信をはじめとして信繁・信廉等にも岐秀和尚について儒学・禅要・治國の法などを学ばせたのである。後の事になるが、天文二十一年（一五五二）五月七日大井夫人は長逝すると、鯨澤村の長澤寺に丁重に葬られた。法名は瑞雲院殿心月珠泉大姫。後、晴信は亡き母を開基とし、岐秀和尚を開山として中府愛宕町に瑞雲山長澤寺を建立した。岐秀和尚が老いたことをも配慮したのである。

寺城は長澤寺山を背景にした広大な地で府中五山の第一とされている。ここでは大井夫人の墳所を御北塚の墓と称し、寺宝には遺墨の軒台帳の渡唐天神自画賛一幅、瑞雲院殿の肖像・幅、晴信幼時所用の玩具等が所蔵されている。こんな事からも信玄は大井夫人に育てられつゝ岐秀和尚に学んだことが推しはかられるようと思われる。

晴信は永禄一年（一五五九）には岐秀和尚を導師として出家し、情文号を贈られている。從つて晴信と記した短冊や色紙は永禄・年春以前のものと認めてよいであろう。永禄二年五月に信濃松原社に治

清 水 茂 夫

めた新編文が、信玄と記した初見のものとされている。信玄の現在する文芸作品は多數が晴信と記されている。

晴信の和歌を考察するにあたって、その周辺を見渡す時、父の信虎も母の大井夫人も和歌に关心を持っており、その影響が晴信にも反映しているように思われる。信虎が『三体和歌』の美書を所蔵したこと、万里小路惟房の『惟房公記』の永禄元年（一五五八）六月十五日の条に見える。「三体和歌」は、建仁二年（一二〇二）三月十五日夜、和歌所で催された六首歌合である。御鳥羽院が歌のさまを知れる程度を御覽にならぬようとして、三月二十日に始題され、十二日には詠進され、披露が行われた。次いで「暮雲」の題の当座歌会があつて終わった。歌を召されたのは和歌所の寄人の中、藤原良説・慈誠・藤原定家・同家隆・坂道・鶴長明が、参加している。その六首歌は、三体即ち「ふとく大きに」（「高体」とも）、「無くからび」（「瘦体」）、「やせすき由也」とも、「體にやさしく」（「體体」）ことに體とも）といふ三種の美的様式をそれぞれれ、夏・秋・冬・恋・旅に配したものと題しており計四十一首である。三体和歌が新古今集の歌風を変える代表的な美的的様式であったから、信虎はそれに強い興味を持っていたのであるうか。

信虎の夫人は大井信定の長女であり、晴信・信繁・信廉はその子であった。甲府市長澤寺には遺跡・信廉の塚と記された大井夫人肖像がある。像上には和歌一首があり、夫人の自詠であるという。春は花秋は紅葉の色々も日暮つもりちらばそのみ。

戦乱の世を賢く健気に生き通した女性の遺吟として心をうたれるものがある。

信虎は天文五年（一五六六）今川氏親の媒介で晴信の妻に三ツ左

大國公爵の女を迎えた。翌年には自分の女を今川義元に嫁がせた。武田・今川両家の親密になると共に武田家の家風は既に公卿文化化していた今川家を通してその影響を受けたに違いない。三ツ夫人の娘は細川晴元に、その妹は本國寺の大谷光佐に嫁している。また晴信の妹お菊御内人は永禄初年に今出川大納言晴季斎の娘となつてゐる。武田家中はますます公卿文化が色濃くなつていった。そうした中で晴信の和歌にもっとも影響したのは、治承大納言為和卿（一四八六—一五四九）であつたと思われる。為和卿は為広の男で正二位准大納言民萬卿となつたが、天文一年七月二日に出家し、法名を静清と号し、天文十八年七月十日駿河で薨じた。『為和卿集』には、天文七年八月、武田信虎亭にて大井宗盛初めてお会の時、信虎歌よみて宗盛へ可せし遠サル之由申されける時、當座に彼の宗盛歌通熱心の法師に侍る間かくなむと前書きし。

いまよりや突り置きなむしや君世々のねざしの和歌の補松と吟じ与えている。『為和卿集』によれば、今川氏親の分団の中と為和卿の知行四箇所があつて、氏親よりそれを渡すとの由で、一回年遷上を経たが、遠行の間に今川氏が不履行なのを訴願する為和卿に滞在した。その間に甲斐に来訪したのである。

為和卿が今川氏に和歌を通じての密接な関係を持つに至ったことは、『戦国武士の文芸』（米原正義著、桜風社刊）に詳細に記述されているが、甲斐に為和卿の和歌が武田氏を模として影響を与えたことは記述されていない。しかし為和卿の和歌が甲斐の和歌に影響を与えたことは、『為和卿集』を通して充分に把握することができるのである。父信虎の天文七年（一五五八）七月十六日付大蛇左衛門佐晴元（室町幕府の内談集）に出した書簡によると、大蛇が信虎を為和卿

へ紹介したこともある。次に『為和卿集』などより為和卿の甲斐に来訪し指導した次第を簡略に掲げて置く。

天文八年四月ごろ、為和卿来る。一蓮寺で歌会あり。

天文九年八月三日、萩風、一色元成亭にて當座、於テ甲州也。

天文九年九月十三日、申題に甲州を立つ。同十六日に駿州に下着。京都へ十月十七日上落。

天文十一年二月十三日、於一高雲齋、武田大井宗藝晴信月次全、花風。既に晴信は月次会を開いていたように思われる。

同二月九日於一高白齋、積翠寺也。初花。

同八月十五日於ケルニ板垣駿河信方亭一會に、月前聞タレ難ヲ。

同當座十五夜當日。

天文十三年一月三日甲州へ越えて今川へ暇申すと富権民部大輔かたへ紅梅の枝につけてかく申遣す。

甲州于ニ晴信季月次会一穴山信友頃也。毎月十五日。鼎宮廻タにより九月十七日に延引。社上月。

同九月廿一日同月次。向山参河去る七月分頭役強行。紅葉色深。

天文十五年六月二日、京都より三条西実瀧卿（時の大納言）四辻季滌卿（參議中納言）下向甲州へ被ルル越ニ之間一會張行。

右の記述の中で「天文十一年二月十三日高雲齋において晴信月次会花風」などあるのは晴信を中心として毎月歌会が催されていたと推定できる。この年晴信は二十一歳の青年であった。

## 二 和 歌

信玄の和歌としては、若草町加賀見法善寺所蔵の『詠百首和歌』が最も多くを収録しており、これは『武田晴信朝臣百首和歌』と題して、大小我登行校で出版された。この「百首和歌」と命名したのは、例えば藤原定家の『藤川百首』などの春〇〇、夏〇〇、秋〇〇、冬〇〇、恋〇〇、雜〇〇首から成るという構成とは違い、晴信が詠じた歌数は百首で歌題は九〇であることから、概数をとつて百首和歌と命名したのであろう。歌は歌題を掲げて詠ぜられているところから題詠とみてよいであろう。次に幾首かをあげてみよう。

（早春ノ山）今も猶雪げながらみよしのゝやまにや春の立ちはしじめけむ

（海鹿）みせばやな鹿づら遠くかすみ行難波のみつの春のあけぼの（落花）尋ねばやちるはをしほの山ざくらさそふあらしに化や残る

（河秋冬）玉川のきしの山ぶきさきしよりなみも色なる春のくれか

（月）（山月）よなよなにねられぬ物を秋のよはおもひいるきの山のはの

（月）（山月）雪もなきやのながめを広沢のいけよりをちの月のさやけさ

（古寺月）想ひこしとよらの寺のあきの月おなしながめも心すむや

（名所開）（露宿）御宿するかたのゝ雪の朝明にいづれしらふの露とするらん

（忍冬）いはじだつれなき人を陸奥のしのぶの山のおくの心を

（名所開）満見がたみせばや袖の波の月かけ吹とめよ闇の秋かぜ

(海路) 更るともこよひはこゝに明石がたたみふ波にうつる月か

げ

(神祇) ことしより更に千とせを佐よしのふた葉の松の色はかはら  
じ

(社頭況) 君をいのる賀茂の社のゆふだすきかけていく代か我もつ

かへむ

右の詠歌の傍縁を施した西は、いわゆる歌枕であり、題詠として作られたために、実景に触れた心情や風景の生々しい特殊性を表現することができず、類想類型に陥っている。そこで機知的な修辞法によつて変化を歌に与えようとしたのである。歌枕を探り上げ、その詠語を駆使している。暗信の上記の歌には特に濃厚にその傾向が表われている。

しかしながら、以下に記す和歌などに暗信自身の感情が率直に歌われているように思われる。

(朝鶯) 「まちわびしまやの軒場のくれ竹にねぐらさだめよけさのうぐひす」「まや」は「切妻屋根の家」のこと。待つていて始めて聞いた鶯の声よ。我が家軒場にある良竹にねぐらを定めて、今朝初めて鳴いた声を、これからも続けて、聞かせて貰れよ、と願う暗信の鶯に対する愛着が自然に表現されている。

(田若葉) 「霜ぶりし去年のふる葉もそれながらみどりにかへる小田の七草」「七草」は春の七草で、正月七日に七草の葉を入れて炊いた汁粥を食べるとその年の邪氣を払い、万病を除くという。一首は霜が降って枯れてしまつた去年の七草のふるい枯葉は、ものまゝでありながら、そのあたりに緑の色をした七草の新芽が田の中で萌え出したことだと、迅速な時節の変化と春の緑の新鮮さに対する喜び

が看取できる。

(岸柳) 「河そひのきしの春風ふくからに木ずゑなみよる青柳のい」と「青柳のい」とは、「細くてしなやかな青柳の枝を系にたとへていう語」。一首は河岸の春風が吹くのに応じて、糸のように細い青柳の垂れ枝が動いて柳の木ずゑが波うづくらであるの意である。

(春月) 「雲はろふ四方のはる風吹くなべに秋よりさきの月の夕か

げ」この一首は月は秋が暮れらしいと言われているが、四方から吹く春風に雲がすっかり拭き払われてしまったので、清らかな夕の月を秋より先どりして見ることができた、というのである。「新古今集」の後鳥羽院の「見渡せば山もと霞む水無川ゆべは秋となに思ひけん」という歌があるのに影響を受けているのだろうか。

(苗代) 「山西をまかせてみればはるきぬと苗代小田にかはづなくなり」「まかせて」は「田や池などに水を引いて」の意。一首は山から流れ出る川の水を苗代田に引いてくると、もう春が来たのだと思つて、姓がそのぬるむ水の中でなくことよ、の意である。「山西をまかせてみれば春きぬと苗代小田にかはづなくなり」という單純さは暗信が全く農夫となつて、苗代を標榜しているように思われる。周知の佳句を次に列挙してみよう。

(雲雀) 鶲より心もゆらぐ春の日にのべのひばかりも雲になくなり  
(卯卯) 板間よりもぬばかりぞふるさとのうの花づきよ影のさやけさ

(早苗) 雨すぐる門田のたこのねれ衣はさでやけふもさなへとるら  
し(「門田」は「門」のある田地)  
(春耕きの田) 「たこ」は農夫。  
苗代から早苗をとつて田植する頃は五月雨の降り続く季節なので、

さぞ農夫たちは霜衣を下すひまもなく、そのまゝ田植えをつづけて

いることだろうと、農夫への思いやりの深かった晴信の人間性が十分に流露しており歌も流暢である。

（五月雨）さみだれに庭のやり水せをふかみ淺茅がす氣炎なみよす  
るなり

（夏月）はしるして山のはかこつ夏のよは月見るからにあくるしの  
のめ

一首は縁側に出て月を見ていると短い夏の夜のこととて聞く間に、  
東の空に明け方の霞がたなびく。夏の夜のはかないことよの意。

（織女）かつみても碧色ふかし常夏のいやはづばなけふの夕ばへ  
(溝河) そことなくながめもつゞますらをが夜川にうつす篝火の  
影

（夕立）吹はらふ連の外山のゆふ立にまた雨のこす横のむら雲  
(納涼) 夕すとみ岩井の木の底きよみまだきに秋の風かよふらし

（初秋露）秋来ぬと新の忍ふに風されそでにしらぬ庭の露  
(原鹿) ともをなみ真萬かはらにかりねしてさびしさそるさをし

かのこゑ

（秋田風）小山田のいなばおしなみ吹くかぜに月影うつす露のしら  
玉

（秋雨）秋の夜はまどうつ雨のそぼちつゝまくらに近きのきのたま  
水

（野分）朝まだき野分の風の吹くからにはも蘿もなびくさむら  
(藤葉) そめてけりまなく時雨の降るまゝに色づく木々の峰のも  
みぢは

（残秋）長月のそらにや秋のかへるらんとほざかり行く夜半の虫の  
のよ

音

（冬月）さえさゆる夜半のあらしに霜はれて雪にひかりをのこす月  
影

（千鳥）小夜ふけて用かせさむ鳴く千鳥ともよぶにあに月のかた  
ぶく

（炉火）夜をさむみ衣かたしき独り居のとこに思ひをおこすうづみ  
火

晴信の和歌を特色づけているのに、恋の歌があることも描いて  
おきたい。歌は、恋恋・不遇恋・後調恋・恨恋・久恋・絶恋の六の  
題に分かれ十五首である。ここに数首を掲げる。

（恋恋）かく思ふ心のそこ夢ならば覚めてもえやは人にかたらん  
一首の意は、このように恋しく思つて私の心の底から思ひが、  
もし夢だとしたらば、夢がさめてから、どうしてあの人にはこの恋  
の想いを打ちあけることができようか。とても恥ずかしくて打ち明  
けることはできないだろう。

（恋恋）思ひつゝいはぬものから今ぞしるあまたありける人のこ  
ろを

一首の意は、私ががまんして、恋心を告白しないばかりに心ひかれ  
た多くの女の心の多様さが、今になって分かつてきしたことであると  
いうのである。恋恋は古今和歌集にも見えている。既に「思ふれば  
苦しきものを人知れず思ふてふこと誰に語らむ」などと詠ぜられて  
いて、平安朝時代に恋の一類型となつてした。

（不遇恋）をのづから逢ふをかぎりの年月をふるはなみだのひまあ  
らばこそ

「おのづから」は「偶然に」、「かぎり」は「逢うこと最後」とし

て」の意。一首は偶然に逢った時を経後として、再び逢うことのない幾年月をすごしたこととは涙のとどまる時とてない悲しいことであつた、という意である。「年月をふる」の「涙る」に「涙る涙」が懸けてある。「涙のひま」の「ひま」は「隙」で、涙の乾くひとまもない」の意。

(不遇恋) ためつゝこぬ夜あまたの袖の露今夜は月のかげもやど

さじ

「ためつゝ」は「必ず訪れると約束して翻みに思わせる」の意。

古今集卷第十二にも「頼めつゝ遙はで半經るいはりに微りぬ心を

人は知らむ  
船恒

などの歌がある。

一首の意は「一説に約束し、たのみに思わせていたながら、あなたが訪れない夜が幾夜も重なったので袖は涙の露ですっかり濡れている。今夜は月の光さえも袖に宿すことはないであろう。」というのである。不遇の恋の悲しさを訴じているが、生きる悲景の情を感じないのは題詠のためであろう。

(後朝恋) さ後ごろもなれにし人の面影をうつしてとめよ庭の朝つ

かせ

「後朝」は「衣衣」とも書き、ぬいだ衣を重ねて共寝した男女が、

翌朝めいめいの着物を着て別れることで、その翌朝にも言う。「さ

よごろも」は夜着の義、よぎを用う。一首の意味は、「夜の着物を

重ね、心を許して共寝して親しあの方のお帰りになる忘れがた

い面影を、庭の朝露よ、うつしとめておいておくれ」という女の立場でよんだ歌である。題詠とはいえ武将の青年時代の体験が反映している歌と思われる。

(後曉恋) うちつけに思ひぞ出づるたちかへり惜みし今朝の袖のう

つりが

「うちつけに」は「突然に」「だしぬけに」の意。「袖のうつりが」は「相手の袖にたきしめた香が自分の衣にうつり匂うこと」で、平安朝時代には貴族は各自が秘蔵の香や致香の香を持ち自分の衣にたきしめたのである。一首は「名残り惜しい別れをして家に返つて来たが、なつかしいあなたの袖の今朝の移り香が、あたりに立ち込めると、だしぬけに私はあなたが悲しくてならない。」の意である。

(恨恋) うらみわびあはれ幾夜か横の戸をあくるまでとやひとりす

むらん

「恨みわび」は「恨み恋しみ」「恨み嘆き」の意。「横の戸」は「立派な材で作った門」で「あくる」にかかる。一首は「待つていても待つていても来ない人を恨みなげいで、あともう幾夜になることどううかと、夜が明けるまで一人寂しく住み続いていることよ」の意。

(恨恋) ゆうぐやはたのめぬ宿の庭の面にうらみをそふる秋のうは

かせ

「うらみ」は「草木などの上を吹く風」。

一首は「この夕暮れはとてもあの人気がこの家の話を訪ねてくるとはあってもならない」と恨みに思っているのに、庭の萩の上をまるで恨みを添えるかのように秋の風が吹きわたることよ。」の意である。

(恨恋) たのまよ人の心のつれなさをうらむる程日夜もふけにけり

「つれなさ」は「相手が無情で自分の気持ちにこたえてくれない」と「薄情であること」である。

一首は「あの人は約束をしておいたのに来ない、あの人の無情な心

などもう懶みにしまいと思つて、薄情さを恨んでいたる中に夜はすつかり深くなつたことだ」の意。

(久悲)君にふる涙の數は夜ごろもかさぬる袖もけふはくちなん

（首は「訪れのない君を悲ひしたつて涙を流す数は夜を重ねて久しなかつたので、君と重ねて寝る衣の袖も今日は腐つてしまふに違はない」の意。）

（久悲）いつはりをたのむばかりにくらしきておもへばとをし過る月日は

（首は「あの人いつはりの約束を頼るだけ寂しく悲しく暮して來て、今過ぎし方を振り返つて見ると経過した月日ははるかに遠いことである」の意。）

（絶恋）さりともと待こし月の更ぬれば思ひたえても夜をあかすかな

（首は「それでもあの人は訪れてくれるであろうと待ち続けたが、訪れることもなく月が傾き夜がふけたので、訪れる希望もなくなつて、夜をひとり寂しくあがすことである」の意である。）

（晴信は永禄二年（一五五九）五月ごろ信玄と改めたが、「甲陽軍鑑」などには信玄の吟じた和歌が散見する。）

（恵林寺の快川和尚から「両袖の桜新々にて、此の花のもとに一所かまへ侍奉るあひだ御立より候へかし」と便箋が来た。信玄は「花と承るにはまいらぬは野なり」と、恵林寺へ立ちより、その折、筆と料紙をとつて詠じた。）

（首は「くやしからましさくら花さねこん頭は雪のふる寺（『甲

陽軍鑑』品第四）

（永禄九年（一五六六）春、信玄は恵林寺・長澤寺を始め御成りの

寺々に連絡し、時宗・蓮寺で歌の会を催した。その日の朝、不岡菊

春殿が一蓮寺に入御され、信玄は斜ならず悦んだ。

（「松間花」と第して信玄の吟じた歌は

たらならよかひこそなけれどさくら花松に千とせの色はならはで

（『甲陽軍鑑』品第九）

（永禄十一年（一五六九）七月初めに、尾形門堂において歌道者を召し寄せ御歌の会を開いた。「闇路の月」と題しての信玄の歌、

清見がた空にも闇のあるならば月をとどめて三本の松原（『甲陽軍

鑑』品第三十五）

あしがきの月さしもよしやそのまゝにきよみがせきはみほの松原

（『甲斐国志』巻之百二十二）

元亀三年十二月廿二日、信玄は三方ヶ原で織田信長・徳川家康の連合軍を破つて大勝した。その朝軍神に捧げられた歌。

ただたのめたのむやはたの神風に浜松がえはたをれざらめや（『甲

陽軍鑑』品第三十九）

（家康の臣本多平八郎が甲に黒い鹿の角を立て、敵・味方の間に乗り入れ引上げた雄姿を見て、信玄の御旗本の近習小杉右近は、下記の歌をよんで見付板にたてた。このように歌を吟ずることは、近習などにも影響していたと思われる。）

（家康に過ぎたる物は二つあり唐の頭に本多平八（『甲陽軍鑑』品第十九）

（『甲陽軍鑑』品第三十九にも元亀四年四月「信玄公薨去」の条に「信玄御歌」として

（人は城人は石垣人は惣情は味方勢は敵なり  
が見える。和歌は晴信の若き時代から信玄の晩年まで折に触れて吟

じられたものである。

### 三 漢詩

晴信の文藝を述べるには、漢詩を除外することはできない。『甲陽軍鑑』品第十九にはこんな話が記されている。晴信は十九歳（天文八年）で年中無行儀、若小駿原衆や若女房達を集め、日中にも御座敷の戸をたて夜は乱鶴の鳴くまで狂い、是は九時分まで寝ていた。またまおもてに御出の時には出家衆を集めて詩作するという始末であった。これを見て武田の家系も二十七代目で滅亡するだろうという風聞が流れた。信州衆は伝聞して、甲信の国境にとりでを構え甲州に攻め入るに至った。飯富兵部・板垣信形ら家老衆の方で防戦することができたが、晴信の夜の狂いは止まなかつた。（信形は詩をよく作出する家をわが宿に置くこと三十日余、御前への出仕は虚病を使い、万事をさし置き、二十五・六日詩作に専念した。その後御城において、詩の会が催された時、板垣は「我らにも、昔仰付られ候へ」と申し上げた。晴信公も宿老のことばであるから題をわたすと、信形は即座に詩をつくる。五首作るに及んで、晴信は驚き、いつの間に詩を書つたのかと尋ねると「この廿日あまりの暮古です。」と応える。「何としてさよう精を出して書つたのか」と問うと、「御屋形様のあそばすことを御家の宿老のまねにてもつかまつらざるはいかがと存じまして」と申し上げる。晴信は大いに喜び、信形の晴信のためを思つての好意を感じた。晴信の歎心を得た機会をのがさず、信形は晴信の無行儀をいざめると、晴信は涙を流し誓紙を呪いて、自分の無行儀を改めることをちかたと。この時分晴信の吟じた詩二十首ばかりが書物となり、郡の名知識の序を得たよ

しも記されている。この詩集は「晴信之詩十七首並二序跋解メテ一卷ト為ス」と「甲斐國志」などで言われるものである。

この詩集の序を記した名知識は、惟高妙安であり、また跋を記したのは朝鹿山（山號）、足受集典である。妙安は南禪寺の住職であり、晴信が恵林寺の住職に迎えた高僧である。『東林寺源流世列祖記』にも惟高妙安とその後繼者であった明叔慶俊が前後に並記されている。序跋は明叔慶俊の語録である『明叔錄』にも収められており、原本は經川家に収められている。序跋やその他の関係資料を考証し、渡辺世祐博士は「大徳寺の宗佐首座が、晴信に招かれて甲斐に来り、京都に帰るに際して、晴信の詩稿を謄写し、人を介して惟高に序を求め、跋は前龍山隱叟集典に求めたものと推定されている（『武田信玄の経論と修業』）。序では、「十有七歳之後作ハ風ヲ移シ俗ヲ易ヘ、以テ述作ノ本トナル。則チ十五之國風、二雅ノ正風、以テ加フルナシ。」と絶賛している。

新正ノロ号

淑氣未融春尚遲、霜辛雪苦豈言。詩。  
此情愧彼東風咲、吟断江南梅一枝。

淑氣已また融せず、春なほ遅し、霜辛雪苦あに詩を言はんや。  
此の情愧づらくは東風に咲はれん、吟じ断つ江南の梅一枝。

又

風送寒鶯、意氣加、梅迎月橫斜。  
因思齊齋前夜、春若有、情否約、花。

風鶯聲を送りて意氣加はる、梅邊の吟風月横斜す。因つて思ふ  
香雪齋前の夜。春若し情あらば香花に約せん。

春山知・笑

着外風光分外新、推々簾山色惣、吟身」。

鬚頭亦有「蛾眉麗、一笑嫣然如美人」。

着外の風光分外新なり、簾を捲けば山色吟身を悩ます。鬚頭も

本蛾眉の趣あり、一笑嫣然として美人の如し。

新緑

春去夏來新樹辺、暮陰深處此留連。

尋常性勘耽、閑談、不愛、黃鸝、曉、杜鵑。

春去り夏來たる新樹の辺、暮陰深き是此に留連す。尋常の性癖

閑談に耽る。黄鸝を愛せずに杜鵑を聽く。

暮蔭、庭下留、春曉露漬、浅紅染出又深紅。

清音疑自「昆明園」、吹送芭蕉院落風。

庭下に春を留めて芭蕉院落やかなり、浅紅染め出す又深紅。上二三清音

疑ふらくは昆明園よりす。吹き送る芭蕉院落の風。

旅館、園

空山最幽雨晴辰、殘月杜鵑呼、夢頃。

旅館一戸帰思切、天涯誰局城春。

空山の棘樹雨晴る辰、残月に杜鵑夢を呼ぶこと類なり。旅館

の一戸帰思切に、天涯を嘆悲す局城の春。

便使面識問、有レ魚魚（注、便面は累の面）

山色水光烟接、天、漁翁江上棹、蘆邊。

丹青若女、得勝景、万里風波一釣船。

山色水光烟天に接はり、漁翁江上蘆邊に棹さす。丹青若し勝景

を写し得ば、万里の風波一釣船。

便面而應

水舞山音秋、雨初、數行鴻雁度、長虛。

大話高處要、通、賈、定可ニ蘇鳴胡地畫。

木縁に山青く雨ふらんと欲するの初、數行の鴻雁長虛ナガハシを度る。

天涯高き兎信を通ぜんと要む、定めて蘇鳴胡地の畫なる可し。

便面水仙梅花

風送、清香、寂寞浜、諸公携、酒又邀遊。

与、梅湖有、弟兄約、黃玉花開一樣春。

風は清香を送る寂寞の浜、諸公酒を携へて又邀遊す。梅と胡ら

に弟兄の約有り、黃玉花は開く様の春。

便面半月照、梅花。

香月橫斜欲、夜時、梅花秀色似、應脂。

湖山映影茂陵葉、涼水風標元祐枝。

湖山の映影茂陵の葉、涼水風標元祐の枝。

便面蘆問、白鷺

蘆葦清風垂、頭糸、獨、魚白鷺水牛頭。

江南記得苦遊夕、似、見、梨花院落時。

蘆葦清風に頭糸を垂れ、魚を獲ふ白鷺水の生涯。

多情南過、風流客、共對、七峰、吟、雪看。

気は般陽九月の寒さに似て、三冬六出朱欄に酒ぐ。多情も尚し

風流客に遇はば、共に土峰に対ひ雪に吟じて見ん。

集典は賦で「子之ヲ手ニシ、之ヲロニシテ吟玩シテ止ム所ヲ知ラ

ザル也、嗚呼近世ノ偏流、決シテ此ノ作無シ。何ゾ凶ラン、刑名ノ家復タ此ノ佳麗ヲ觀ントハ。」と賞賛している。「甲陽軍鑑」品第三十九には、「元亀四年（一五七三）二月信玄は野田城を攻略し長篠城に入ったが、程なく崩壊した。やがて臨終の容体となつた。その際のことを次のように記している。「山県三郎兵衛をめし、明日は其方旗を畠山にたて候へと仰せらるるは御心みだれて如シ此ノ。然しかれ共少有りて、御目を開き仰せらるるは、

大底ハ他ノ肌骨ノ奸ニ還ス

とありて、御とし五十三歳にして、おしむべしおしかるべし、あしたの霧ときえさせ給ふ」と。この記事によれば信玄は晩年まで漢詩への愛着を持っていたと言えよう。

#### 四 遠 歌

甲府市猪塚寺には、万松山猪塚寺がある。臨済宗妙心寺派本である。かつて境内に泉が流れ、高さ八・九尺の巨石に激しい波となつていて了。「甲陽軍鑑」や古文書などに「石水」と記されているのは、その石水に基づくからであるといふ。晴信は大永元年冬この猪塚寺で生まれた。座禅の裏、東北の隅には、晴信出生の井戸があり、境内外の西南の隅には、荒湯天神が祀られている。そうした由緒だけではなく、晴信公は漢詩句、試問路題歌という貴重な文化財が所蔵されていることも忘れてはならない。漢詩句は和漢通句とも書き、室町時代に僧侶で漢詩を愛好する者と公家や通歌師などが一緒に力を合わせて集団で作成した作品が多い。晴信公は漢詩句は免句が信玄の和句で始まり、歌を五言の漢句で付け、第三が漢句で続ぎ、第四が

和句で続くというように、和句と漢句を交互に接続していくのである。室町時代の末になると、狂詩や俳諧が盛んになつたが、これは和漢俳諧や漢和俳諧ではなく、中世に流行された和漢連歌である。その句の末の漢字の韻を以って、後に付けられる漢句は一つ續きにその句の末の漢字が押韻する。和句は押韻には関係がない。句数は全体として和句漢句を同数にする。また八句目と最終の句（揚句といふ）は漢句にしなければならない。連続する句数は、和句・漢句共に五句までとするが、漢句で対句となつている場合は六句続けてもよい。連句ほど堅調な規則はないが、上に記したような規則に従わなければならない。

天文十五年七月廿六日於ケルニ 猪塚寺 一 優游軒句

心もて染ずはちらじ小哉原

晴信

竜

新羅有禪米

風楠

拂衣空外力

蘭

かり寝の夢のさめるほどなき

台連

月は驚歎る雲間に影涼し

其阿

奥雨はるるあの山の端

恵應

木上もわからず落くる飛見えて

湖月

龍門魚鱗脚

長伝

名に高き道をぞあふぐ家の風

周間

末まで色のふかきことの葉

晴白

写情春意暖

風楠

政質春豊回

八重咲もひとへを花の初めにて

電

うすき顔に匂ふ梅の香

仮山含万象

巨海極三才

潮与佩声洪

東吟琴組播

記音歌月出

星まつる夜の半天の雲

橋にあふ霧の更はうきちぎり

不跡草無報

占・龍人倫絶

ひとり作ふ友鶴の声

尽欲新湘景

浦ゆく船の遠きうら波

仄にも見渡しかすむ曉鶯

花の香ふかく日ののこる空

驚舌暗春曉

帰る山路は暮やむせばん

就荒黃落宋

炊黍黑甜穀

ゆく心千里隔つる波もなし

飛度被徘徊

吟酸為蘿謡

詩篇教伝推

法もただ謀をや道ならん

身を治てぞ世をおさめしる

何事も心を絆のわざなれや  
わするゝ草のしげらずもがな

若盟兄弟好

蘭月

ねぐらの島の去さらぬこそ

野邊春日促

雪使詔光輪

晴信

長伝

蘭

湖月

惠臨

晴信

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

長伝

蘭

湖月

惠臨

晴信

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

電

集』『美濃御百首』『三光院内府』などと共に、源氏物語の注釈書『明星抄』五十五巻がある。四辻季通も連歌の嗜みが深かつた。法泉寺に居た湖月、東光寺の鳳梧、江戸月輪寺の其阿など多数の高僧と共に、萬葉寺利潤連句は花やかに盛行されたのである。晴信が生註連歌に関心を持ち続けたことは、『甲陽軍鑑』品第三十二に、三河国長沢から岡田堅桃の肝煎で、保田香清という連歌師

を召し寄せ扶持を与えられた記載があることなどから推察できる。香清が信玄に御挨拶申し上げない前に、「ちぎりあれや春待得たる花の友」と時じて香清に遣わされ、香清の至るや、この句を発句として百韻の連歌を舞削で盛行させたのである。信玄の風流も並々でないよう思われる。

（市史編さん専門委員）

# 室町・戦国初期における

## 甲府盆地中央部の諸豪族

### はじめに

新羅三郎義光の子孫が甲斐國に上着して、その勢力を拡張していくにつれて、各代ごとに子弟を新しい領土に分封して、その地の名を苗字とさせ、勢力を益々拡大して行ったことは周知のことであるが、ここで室町・戦国初期に現在の甲府およびその周辺にいたる苗字の武士が發展して行つたかを見たいと思う。

史料については、今後新しい発見のための努力を繼續することが必要であるが、従来用いられているのは、『・蓮寺過去帳』および各種の甲斐源氏武田氏系図等である。諸系図のうち、特に『円光院武田氏系図』は『続群書類從』などに入れられているいくつかの武田氏系図とは今然別の系統のもので、甲斐國のなかで作成されたものと思われ、参考にすべきものが多くある。

また、玉諸神社蔵の『穀部家系図』も作成の年代等検討を要する

が、これにも武田氏に關係のある記載が多い。そのほかにも、今後、今まで発見されていない諸家の系図などが出て来るかも知れない。

神社・寺院の紀録や被札、あるいは仏像の胎内銘など研究が進めとか手掛りにすることは許されてよい。

なお、筆者が今までに見たものに、現甲府市内大津町（旧中巨摩

### 服部治則

郡二川村大字）の慈恩寺蔵、作成伝承不詳の甲斐源氏武田氏系図がある。この系図の初めの部分は破れていて、一番右に見えるものは浅利寺一義成であるので、普通の甲斐源氏武田氏系図の黒源大齋光の子の逸見太郎光長・武田太郎信義の兄弟の半分以下からが見えているものであろう。この系図の中では、武田氏直系は五郎信光以降が見ることができる。この系図は前述の円光院蔵武田氏系図と似た部分があり、円光院蔵本と同じ系統のものか、あるいは円光院蔵本を参考にしたものか、ということを検討する必要がある。さらに、円光院本と若干下記載が異なる箇所があるのは、円光院本からの誤写なのか、あるいは、最初から円光院本と違った記載をしていたものからの写本であるのかは、ここでわかつには明らかにすることができない。

また、玉諸神社蔵の『穀部家系図』も作成の年代等検討を要するが、これにも武田氏に關係のある記載が多い。そのほかにも、今後、今まで発見されていない諸家の系図などが出て来るかも知れない。

神社・寺院の紀録や被札、あるいは仏像の胎内銘など研究が進めば、新しい史料が発見されることはあるまでもないが、以下の記述

は從來知られている史料を用いて、概観的に諸豪族を列記していくこととする。

武田氏系図で子弟が複数で出て来るのは、鎌倉期までを除くと甲斐守信武の子刑部大輔信成からで、森に陸奥守信吾の兄弟に下条刑部大輔氏信・布施滿春・栗原殿があり、布施氏から大津氏が分出する。安芸守満信（信満）の兄弟には穴山修理人夫春信（満春）・吉田刑部大輔成春・伊豆守信經（下条經）・市説七郎信久があり、刑部大輔信重の兄弟には石馬助信長・仁勝寺殿・江草兵庫頭信泰・今井左馬助信景・巨勢村宮内人輔信賢・倉科治部少輔信広・山宮民部

（刑）

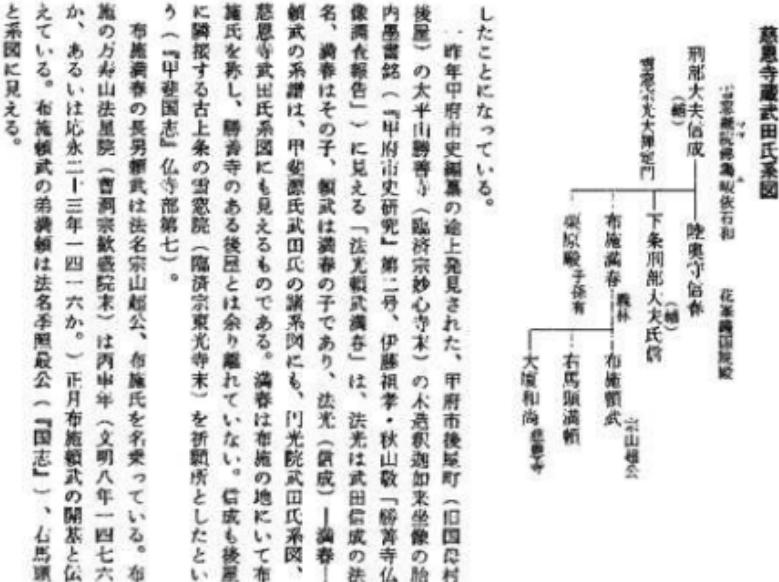
少輔信安があり、刑部人輔信守の兄弟に穴山兵部少輔（信介）・伊豫守基信（基信）・中務大輔賢範（下曾赤）があり、刑部大輔信昌の子、五郎信綱の兄弟には彦八郎信惠（油川）・四郎義美（岩手）・松尾次郎信賢（蘇摩守）などがある。以上の内で、甲府盆地、即ち現甲府市周辺にいたのは、布施氏・大津氏・仁勝寺殿・今井氏・巨勢村氏・山宮氏・油川氏などである。系譜関係不明なるも小河原氏・極楽寺氏などもこれらの何れかから分れたものではないかと考えられるのであるが、今のところ証據となる史料はない。

### 布施氏

布施の氏号は現中巨摩郡田富町布施の地名によるものである。

慈恩寺第六代は武田信成の三男もしくは四男で、法名を義林と称したことは諸系図に見える。

大津の法幢山慈恩寺（曹洞宗龍華院末）では応永年中（一三九四—一四二八）布施滿春が同寺を建立し、その三男大慶和尚を開山としたことは諸系図に見える。



したことになっている。

昨年甲府市史編纂の途上発見された、甲府市後原町（旧西日村後原）の大平山勝善寺（臨濟宗妙心寺派）の木造觀音迦葉坐像の胎内墨書き（『甲府市史研究』第二号、伊藤祐孝・秋山敬「勝善寺仏像調査報告」）に見える「法光禪武満春」は、法光は武田信成の法名、満春はその子、禪武は満春の子であり、法光（信成）—満春—禪武の系譜は、甲斐源氏武田氏の諸系図にも、円光院武田氏系図、慈恩寺武田氏系図にも見えるものである。満春は布施の地にて布施氏を称し、勝善寺のある後原とは余り離れていない。信成も後原に隣接する古上条の雪窓院（臨濟宗東光寺末）を折廻所としたといふ（『甲斐国志』仏寺部第七）。

布施満春の長男禪武は法名宗山超公、布施氏を名乗っている。布施の方寿山法皇院（曹洞宗歎歎院末）は丙申年（文明八年一四七六年）に創建され、あるいは応永二十三年（一四六〇年）正月布施禪武の開基と伝えている。布施禪武の弟禪徳は法名季照最公（『国志』）、心馬頭と系図に見える。

『一蓮寺過去帳』によれば、信成（羅侯院殿雪室、当國守護、亦

阿）は明應五年甲戌年六月十二日（一三九四）、信春（長福寺殿、甲

坐守、当國守護、寿阿）は応永廿癸巳年十月廿二日（一四一三）の

没であるが、没年齢は明らかでない。

### 大津氏

右の布施満春の三男が大慶和尚で大津の慈恩寺（寺記によれば明

応六年丁巳年開闢・四九七）の開山となっているが、布施満春の一男

右馬頭満頼の子信清が大津氏を称している。大慶和尚と大津信清は

叔父・甥の関係にある。信清の法名は長福寺殿大用（法号）。

鎌田八幡宮享徳四年乙亥（一四五五、七月二十五日改元康正元年）

八月の棟札によれば、

「亨徳四年乙亥二月十九日手新始。同二月十日柱立。八幡宮造営

之次第勅進聖雪庭。六月十九日棟上。同八月十一日御殿入。

大津芸州（延應四年壬午）

（芸州カ）

享徳四年乙亥八月十一日本願教白

である。

『一蓮寺過去帳』には

宣阿弥陀佛 大津芸州（延應四年壬午）

長阿弥陀佛 同弥七郎（同打死）

与阿弥陀佛 山宮右近助（同打死）

移阿弥陀佛 同觀六（同打死）

光阿弥陀佛 同七郎（同打死）

理阿弥陀佛 同新九郎（同打死）

與阿弥陀佛 コセ村式部水（同打死）

吉阿弥陀佛 同源三郎（同打死）

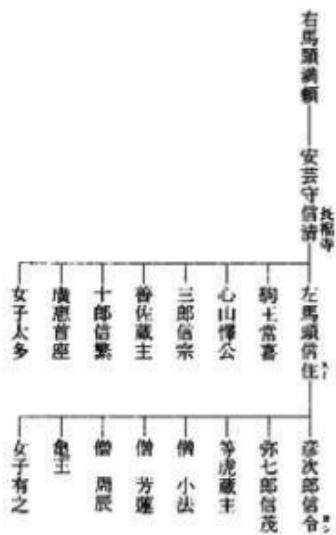
樂阿弥陀佛 敬阿弥陀佛

圓阿弥陀佛 河崎大炊左衛門（同打死）

純阿弥陀佛 河崎神左衛門（同打死）

という記載があり同時に十二人の打死の名が見える。この大津芸州は系団の大津安芸守信清であり、延徳四年壬子（一四九二）は鎌田八幡宮棟札の亨徳四年乙亥（一四五五）の二十七年後である。

慈恩寺藏系図



ある。延徳四年大津芸州と同打死の同孫七郎は安芸守信清の孫の  
弘七郎信茂であろうか。右の如く鎌田八幡宮社草薙四年の大權那  
(武田大津)  
武田大津(武田大津)と、一連寺過去帳延徳四年打死の宣阿蘇陀佛大津  
芸州と、慈恩寺藏系図の大津安芸守信清（長福寺）と、別々の史料  
に同一人物が二ヶ所に見えることになる。

因みに長福寺というのは中巨摩郡玉穂町中橋（旧中巨摩郡細積村  
字中橋）の陽明山龍德寺（曹洞宗教院末）はもと長福寺と称した  
が江戸時代享保二年に跡を避けて龍徳寺と改めたという。己亥年正  
月鎌田兵衛尉（位牌に陽明院殿利山元亨大津定門とある）の開基と  
伝えるが年代は詳かではない。

系図には眞清の子には左馬頭信住のほか男子六人、女子太多  
があり、信住の子には源次郎信今の外、弘七郎信茂ら六人の男子、  
ほかに女子がある。

布施氏から分れた大津氏は、布施の地から東方に当る大津  
（叔父に当る大夏和尚は大津に慈恩寺を開いた）の地を地盤として  
勢力を拡大したのであるが、延徳四年の合戦で大津芸州信清とその  
孫弘七郎信茂を同時に失い、大津氏にとって大きな痛手となつたこ  
とは想像される。この延徳四年（七月十九日改元して明応元年）の  
合戦は武田信範が弟の信惠と戦ったものでこの年から甲斐国が乱闘  
になつたと『妙法守記』に記されている。同時打死十二名で、大津  
姓二人以外に、山宮姓四人、巨勢村姓二人、極楽寺姓、井上姓各一  
人、河崎姓二人も同時に打死しているのであるが、これら現甲府市  
周辺に地盤をもつ諸豪族は、信惠側に立つたものであらうか。  
『一蓮寺過去帳』に大津に關係あるものとして、

（永享五々）七月二日

金阿 大津攝内

文安元年閏六月廿九日

黒河 大津

（文安三年五月）十九日

釋阿 大津

（寛正二年頃、日付ナシ）

文阿 大津

（寛正二年文明元）

亦阿 大津

文明十八年一月十日

正阿 大津

と、右に記した延徳四年壬子の宣阿大津芸州、長阿同弘七郎がある  
が、その後、大津の記載はない。勢力を失つて下つたものか。なお、  
右の系図に見られるように、僧になつたものが多い。

信玄の時代に大津新左衛門（馬乘、人足駕二十人）足軽大将の記  
録があるが、この新左衛門は芸州信清の系譜を引くものか否かは定  
かではない。

### 一本武田系図



信住 右馬頭

信今 韋次郎

信經

信慶 八郎

狗王常喜

信茂 旁七郎

慈聖

刑部大輔信成

奥州信春

花房透南三郎  
安云守湖信

心山博公

等虎藏主

彦六

刑部大輔成春

下条殿

修理大夫春信

古田敏

明庵長松子

信棟 三郎

小法

芳蓮

布施殿滿春

義林寺

伊豆守信範

下全嚴

穴山敏

信繁 十郎

周氏

龜士

裏原駿

遠大西草

法阿彌陀傳

市御敏

吉田敏

信繁 十郎

周氏

龜士

女子太多

女子太多

遠大西草

法阿彌陀傳

一多喜人

信繁 十郎

周氏

龜士

女子太多

女子太多

遠大西草

法阿彌陀傳

一多喜人

(註) 信路以下は他の名跡があるから注記が必要れ込

### 武田一流系図

刑部大輔信成——修理亮信春——信満——

上野介基昌

下條伊豆守武春五郎、下条朝子子孫

美原甲斐守武統十郎、美原日

布施彦六満春義林、大津子之孫

今井氏

今井氏については、筆者はかつて「今井兵庫助とその系譜」(『山梨大学教育学部研究報告』第二十九号、昭和五十二年)で若

右の諸系図を比較すると、武田一流系図の布施彦六満春の下、円光院武田氏系図の布施彦満春の下には記載はない。慈恩寺藏武田氏系図は一本武田系図とはほとんど差異はない。但し、一本武田系図の信經以下は誤りの疑いが強いのでこれを除いて、信住の官途名が左の馬頭と右馬頭、三郎信宗と信棟、信令と信今、というように若干の差がある。

何れにしても、大津氏は芸州信清打光のあとも、子孫が続いていることを、右の二つの系図によって知ることができる。ある。

干されたことがあるので詳細は省略して、ここでは慈恩寺武田氏系団と円光院武田氏系団との異同について見ることにする。

慈恩寺系団では今井兵庫助信の兄弟に関する記述は

「一蓮寺過去帳」に、

ニツカアリ」と記している部分は、慈恩寺系団は「講訪ヨリ貴殿ス。テウガ城ニ基有」と記している。また前者には源三について記載はないが、後者には「谷戸」の姓を付けている。

平三・源三については、「一蓮寺過去帳」に、

是阿弥陀佛 武田平三 永正五己巳  
十二月廿四

与阿弥陀佛 待者源三 同時  
打光

重阿弥陀佛 武田上条春七郎 永正五己巳  
二月廿四

金阿弥陀佛 兼千代 同時  
打光

と見える、平三・源三と同一人と筆者は推定(ただし永正五己巳は

永正六己巳の誤りと考える)し、「高白齋記」永正六年己巳十月廿三日の「小尾寺十郎・江草城ヲ承取」という事件と関連するものと推測した。チカ城ではよく分らないが、テウガ城とすれば、あるいは序衝城で若神子辺をさすのではないかとも考えられる。後考を俟つ。また、源三については、「下諸神社主碑部家系団」に現れるることは、「甲府市史研究」第二号にふれておいた。(龍田清三武

田太郎正清の父武田六郎正樹の長女、正清の妹が今井源三虎林の室となっている。また正樹の室は今井大藏大輔信成の女とするが、當成は信成と同人か。)

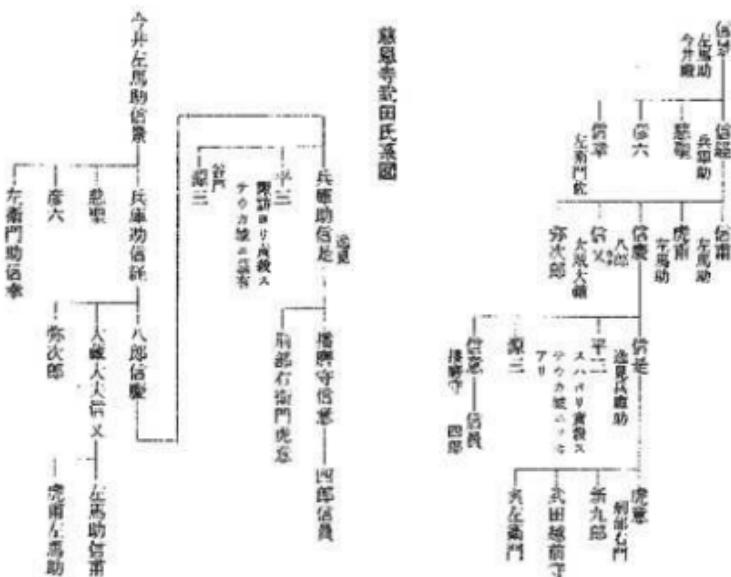
因みに、今井大藏大輔信成は「一蓮寺過去帳」によれば服阿明定二年(一四九四)甲寅三月二十六日打死であり、与阿源三の永正六年己巳(一五〇九)十二月二十四日打死の十五年前になる。明応三年二月二十六日の合戦で武田信成が弟の油用(八郎)恵を破ってい

る(『妙法寺記』)。信成は信忠の側についていたと考えられる。

慈恩寺系団の作成年代は明らかではないが、「甲斐国志」の編纂以前に円光院系団と同系統の系団があつて、円光院系団が写し誤ったものを慈恩寺系団が正しく写したものか、或は慈恩寺系団が「甲

斐国志」より後の作成で、円光院系団を根拠としているながら、「国志」によって訂正したものか、その何れかであろうが、今のところ判断することはできない。

なお、円光院系団の平三の箇所に、「スハヨリ貴殿ス。チカ城



極樂寺氏

「一通手過去帳」延喜四壬子七月廿二日打死に極楽寺聴三郎があ  
る。明応元年壬子（七月十九日改元）七月二十二日の武田信繩と信  
志の兄弟の相剋に關して、前述の宣阿大津芸州（安芸守信清）・長  
内大津源七郎と同じ日、他の多くの士とともに打死している一人で  
ある。

孫策寺の地名は現在玉置町孫策寺がある。平扇山高雲から八百メートル南に接する。孫策寺の村名は孫策寺という寺名によるものであるが、「国志」編纂の時にもその名の寺ではなく、「本村は蓋し佛廟に據て村名を得るか。然とも今其寺は見えず」といつている。況存する安樂寺という寺との関係も明らかでない。

文明十八年三月一日 隨阿彌陀寺遊

と「殿」の字を付けてるので、武田氏の分流の一つと考えられるが、武田直系のどのあたりから分れたものか、從来見ることのできる系図では出て来ない。比較的武田氏直系に近い分れと思われるであるが。

『一萬寺過去帳』には、右の二のほか、

（永享五力）七月十二日　山岡　極楽寺

（寛正一・文明天）　珠岡　極楽寺廟

（文明八年）日替ナジ

満阿　極楽寺門前逆修

（文明十一年九月五日）　珠岡　極楽寺門前逆修

が見えるが、明確な年代の分らないものが多く、山・門前などと書かれているものは姓であるか否かも分らない。

極楽寺聰三郎は大津芸州とともに信濃守に立って打死したものと推測される。この事件で大津氏も極楽寺氏も勢力を失ったものと考えられる。その後『一萬寺過去帳』には極楽寺の名は出て来ない。しかし完全に亡んでしまったとは考えられないのあって、宮原（旧中臣郡大津田村宮原、現甲府市宮原町）の宇波刀神社に現成される御子頭に関しての伝説に極楽寺殿の名が現われる。

天文二年正月、極楽寺殿が府中の武田信昌の館に年賀に出かけ

る途中、現在の二日市場の芝宮羽神の松の木に御子頭がかかっているのを見て、晴信のもとに持参したという伝説（『甲府市史』別編）である。

（民谷を参照のこと）であるが、極楽寺殿と宮原宇波刀神社の神主

橋林氏の名が現われる。この伝説は慶長四年に宇波刀神社河半橋林氏が記した社記がもととなっており、天文十五年の橋林神主が慶長四年まで生存していて、自分の経験として記述されているので、御子頭の件は事実あったことと考えられ、晴信が橋林氏・極楽寺氏ら

と相計って晴信葬下の諸博士の七氣を祓除するために行なった挿出であったのではないかとも考えられる。橋林神主の存在は勿論、この時代に極楽寺殿が死在したこと、この伝説から認めてよいのではないか。

明応元年に打死した極楽寺聰三郎のあと、その子孫に当る難かが極楽寺の地に残っていたと考えてよいであろう。しかし、その後は『甲陽軍鑑』などの軍記物には極楽寺氏は出て来ない。ただし勝賴の近習衆に極楽寺孫介があるので、極楽寺氏は大正頃までも残っていることになる。

### 仁勝寺殿

諸系図に武田安芸守信満の子、武田刑部大輔信重の弟に仁勝寺（宗印）がある。一本武田系図は四男（宗印）仁勝寺とし、内光院・武田系図は三男仁勝寺殿、慈惠子・武田系図も同様三男仁勝寺殿とする。

仁勝寺殿は『一萬寺過去帳』によれば、昌阿仁勝寺承享五年四月廿九日打死である。承享五年は癸丑、西暦一四三三年に当る。この時の打死は、

承享五年四月廿九日

昌阿弥陀佛　誕作

同日

昌阿弥陀佛　仁勝寺

同日

昌阿弥陀佛　河内

時阿弥陀佛　翼野

同日

立阿弥陀佛 橋沢

同日

長阿弥陀佛 長塚

同日

受阿弥陀佛 山寺

永享五年四月廿九日

徳阿弥陀佛 山県主計

永享五年四月廿九日

声阿弥陀佛 牧原

永享五年四月廿九日

觀阿弥陀佛 林部

永享五年四月廿九日

眼阿弥陀佛 吉田

などの名が見える。永享五年三月一日、信満の子武田信長が鎌倉府より逃走して甲斐に逃り、四月二十九日、信長は武田一党と与党日一揆を率いて、輪宝一揆と荒川で敗つて敗れたことが『鎌倉大草紙』に見える。仁勝寺らが打死をしたのは、この荒川の戦いでであろう。

同日  
善阿弥陀佛 巨勢村  
行阿弥陀佛（名欠）

永享六年四月廿八日  
頼阿弥陀佛 山県

永享六年四月廿八日

金阿弥陀佛 巨勢村

も「一蓮寺過去報」にあり、丁度一年の差があるが、丁度一年後のこの日に何か事件があったのか。あるいはこれらの記載は一年の記し誤りで実は永享五年であるかも知れない。

### 慈恩寺武田系図

安芸守義信	向田家重院
明花松寺	
小あ園ニハ屋典有	
右馬助信義	
仁勝寺敏	巨勢村
今井左馬助信廣	
巨勢村宮内大夫信賢	
身科治郎少輔信弘	
山宮民部少輔信安	
弥阿弥陀佛	一条上人
女子太多	

安芸守満信  
明應長松寺跡刑部大輔信重  
功臣成美院殿

右馬助信義

仁勝寺殿

兵庫正官事 江草殿

左馬助信景 今井殿

宮内人輔信堅 巨勢村殿

治部少輔信広 谷科殿

民部少輔信安 山宮殿

女子太々

孫六、左馬助)、⑥信賢(号巨勢村宮内大輔)、⑦信広(号倉科兵  
部少輔)、⑧信安(号山宮民部少輔)、⑨信河(号風山)、⑩女子  
太多の順に記してあり、順序としては前二つの系図と比べると③④  
が入れ交わっているだけで、名は信長と信義、信康と信泰、信賢と  
信堅、兵部少輔と治部少輔という違いがある。慈恩寺・円光院の系  
図の右馬助信義の箇所は一本武田系図の右馬助信長に相当するもの  
であって、信長は永享五年四月二十九日輪宝一揆と荒川に敗った武  
田信長である。慈恩寺・円光院の武田系図では仁勝寺殿は右馬助信  
義の直ぐ弟、一本武田系図では仁勝寺宗印は右馬助信長のあと江草  
兵庫助信康を扶んでその弟となっている。仁勝寺宗印は兄信長に従つ  
て荒川の戦に敗死したものとしてよい。

「一蓮寺過去帳」の同日打死に、量阿院作・性河河内・時阿萬野・  
立阿萬沢・長阿長塚・受阿山寺、また永享五年四月廿九日徳阿山界  
主計、四月廿九日覚阿(名久)永享五年四月廿九日声阿牧原、永享  
五年四月廿六日底阿(名久)永享五年四月廿九日聲阿林部、などが  
見え、右の近作・河内・鹿野・柳沢・長塚・山寺など同日打死のも  
のたちも信長の味方であったのであらうか。

何れにしても巨勢村の仁勝寺宗印は兄弟に連る縁で兄右馬助信長  
に組して永享五年四月廿九日の荒川の合戦で打死したものと断定し  
てよい。

一本武田系図では、①信重(三郎)、刑部大輔、号成就院殿功錄成  
公、宝應二年庚午十一月廿四日逝。但し、「一蓮寺過去帳」は重阿  
率頭と兵庫正、信賢と信堅、の文字の違いがあるだけで、兄弟の順  
序も名も同じである。

一本武田系図では、①信重(三郎)、刑部大輔、号成就院殿功錄成  
公、宝應二年庚午十一月廿四日逝。但し、「一蓮寺過去帳」は重阿  
率頭と兵庫正、信賢と信堅、の文字の違いがあるだけで、兄弟の順  
序も名も同じである。

現在甲府市小瀬町(近世の山梨郡中郡新小瀬村)の鳳堂山仁勝寺  
(臨濟宗大黒派村聖院寺末)は「開基武田右馬助信長、巨勢宮内少  
輔信堅ノ墓ニ基碑子ヲ立ツ」(『國志』)としているが、仁勝寺殿  
の墓と称するものは記されていない。開山は文明三年卯(一四七二)  
力ヲ相伝ス。已後ニハ今井)、④宗印(仁勝寺)、⑤信景(号今井  
十月十日寂の一音鳴西堂であるといふ(『國志』)。

「開基新延三郎十一代右馬助信義公法名仁勝寺藏月永宗印大居士墓所有」之、大壇房同信義公第宮内少婦信義法名說空甲居士墓所住。之」として、仁勝寺殿宗印は武田右馬助信義の法名としている。

円光院系図・慈恩寺系図の右馬助信義は一本武田系図などの武田右馬助信長に相当すると前に述べたが、武田信長は、永享五年（一四三三）四月の荒川の合戦で敗れたのち、駿河國に逃れ、永享十年（一四三八）十月の永享の乱には幕府軍として出陣し、足利持氏方と戦い、永享十二年（一四四〇）の結城合戦に武田信重らと共に幕府の命によって参戦し、翌嘉吉元年（一四四一）結城合戦の功により信長は曾比・千津島等を与えられ、宝徳元年（一四四九）足利持氏の子は許され元服して成氏と称し鎌倉公方となると、十月信長は鎌倉に入った成氏に仕え、享徳三年（一四五四）十二月信長は成氏の命により鎌倉管領上杉憲忠の邸を急襲して憲忠を討ち、康正二年（一四五六）正月、信長は一族とともに上総国に入り、真里谷・序南の一城に進った、などと伝えられているので、永享五年四月廿九日に打死の仁勝寺殿は武田右馬助信長ではありえない。

『寺記』にいう武田右馬助信義は信長とは別人であって、円光院系図・慈恩寺系図は、一本武田系図などの記す如く、①刑部大輔信重、②右馬助信長とし、その次に③右馬助信義（法名仁勝寺殿宗印）とすべきところを、右馬助信長を記し落し、右馬助信義と仁勝寺殿を二人に分けてしまったのはなかなかかといつ疑問も生れてくる。他の史料によつて検討が進められなければならない。

なお、『圓志』にいう開基右馬助信長の墓は、「寺記」に記すのが正しく、右馬助信義の墓と改めるべきかも知れない。

### 巨勢村氏

前項の仁勝寺殿の仁勝寺は小瀬村にあるが、小瀬村を姓とする家が仁勝寺殿の兄弟に、巨勢村宮内大輔信賢（信堅）がある。一本武田系図も円光院武田系図・慈恩寺武田系図も安武守信潤（満信）の六男としている。「一蓮寺過去帳」の

延徳元年七月十二日 鈴阿弥陀佛 巨勢村宮内大輔

と見えるのが信賢と見てよい。延徳元年己酉は西暦一四八九年に当り、長享三年八月二十一日に改元して延徳元年となるから、七月十一日はまだ長享三年である。

しかし、「一蓮寺過去帳」に見える巨勢村（小瀬村・ヨセ村）はすでに延安三年（一三七〇）にあり、永享・宝徳・享徳・文明の時代にも見られるのである。即ち、

延安三年五月廿四日 文阿

永享六年四月廿八日 香阿

巨勢村

永享六年卯月廿八日 金阿

巨勢村

（永享十一年）三月三日 味阿

巨勢村

宝徳二年五月廿三日 駿阿

小瀬村

享徳二年十一月頃 本阿

巨勢村

文明九年八月九日 光阿

巨勢村遊修

とある。延徳元年の師阿 巨勢村宮内大輔（信賢）は古くからある巨勢村の姓を継承したものと考えられる。師阿巨勢村宮内大輔のあと巨勢村の名で見えるのは、

延徳四壬子正月一日 重阿 巨勢村

興阿 コセ村式部丞

同 喜阿 同源三郎  
明応三年正月時止 鎌阿 コセ村了香  
同 甲寅三月廿六日打死 念阿 コセ村信意  
永正五戊辰八月廿九日 宗源禪門 コセ村  
大文十辛丑五月廿五日 蓮阿 小源村  
などがある。

延徳四年壬子七月廿二日の與阿コセ村式部丞・吉阿利源三郎の打

死は、前記の大津芸州・大津赤七郎・山宮右近助はか同姓三名、極

来寺鶴三郎・井上・河崎などと同時に打死である。武田信興・信惠

兄弟相剋に關係する合戦の打死である。また明応三年甲寅三月廿六日

打死のコセ村信意は武田信興が弟信惠を殺った報いにおいてであり、

この日の打死として、眼阿大歳大輔(今井信久)・左阿加藤兵部少

輔殿・底河近山・教阿後岸対馬守・純阿塙石右京進らの名も『一蓮

寺過去帳』に残されている。延徳四年(明応元年)・明応三年の兩

合戦共、巨勢村の人々は信惠側についていたものと思われる。

同じ年の正月二日重阿巨勢司義も一族としてよいが、信賢の子に

当る人物であろうか。

なお、小瀬村のうちにある天津司官の社記には「大永二年壬午武

田民部少輔信采修造、閏八月二十七日(の成就)と様札に記されてい

ると述べているが、信采は信賢の子孫であろう。

『一蓮寺過去帳』の天文辛丑二月廿五日蓮阿小源村というのが信

采であろうか。

『一蓮寺過去帳』には小河原が多く現われている。

小河原氏

(康永元年(壬申一二四二)) 七月七日 金阿弥陀佛 小河原

(寛正二年(甲辰)) 邪阿弥陀佛 小河原豊州

(寛正二年(甲辰)) 邪阿弥陀佛 小河原

(同右) 善阿弥陀佛 小河原

(同右) 善阿弥陀佛 小河原中書

(文明元年(乙未)) 善阿弥陀佛 小河原

(文明五年癸巳(三月十九日)見阿弥陀佛 小河原

(文明五年癸巳(三月十九日)見阿弥陀佛 小河原

(文明五年癸巳(三月十九日)見阿弥陀佛 小河原

(文明九年十月六日) 蓮阿弥陀佛 小河原

(文明十六年十二月四日) 蓮阿弥陀佛 小河原進修

(長享三年八月廿七日) 声阿弥陀佛 小河原

(延徳二年) 日付ナシ 畏阿弥陀佛 小河原

(延徳二年九月十六日) 吉阿弥陀佛 進修小河原

(明応三年正月廿七日) 日付ナシ 與阿弥陀佛 小河原

(永正五戊辰十月廿四日) 成阿弥陀佛 小河原 相當七年

(永正五戊辰十一月五日) 来阿弥陀佛 小河原左京進

右のうち跡阿弥陀佛小河原豊州は文阿弥陀佛大津と同日になつて

いるし、文明五年十一月廿六日には與阿弥陀佛小河原西郎右衛門と

底阿小河原文五郎は狹阿今井又三郎・朝阿河村左衛門三郎らと同日

になつてゐるので、それそれ何か事件があつたのではないかと思わ

れるが、今のところ明らかにしうるはない。

右の如く小河原を姓とすると思われるものが多いうが、それぞれの

系譜關係は不明であるし、また小河原の地に勢力をもつた豪族と思

われ、あるいは武田氏の系譜を引くものと予想されるが、武田氏の

どこに系譜を引くのかも明らかでない。

上小河原村の熊野神社社記には「武田太郎信義造、正慶中高畠

太郎次郎時盛修造、明応之頃再建地頭武田八郎信惠奉行上乗文書  
御座候」とあって、同社は古くから武田氏と関係があったが、信惠  
が奉行として再建したということは当地域の士が信惠と深く結びつ  
いていたことを推測させる。あるいは信惠が、明応元年・明応三年  
に武田信綱と争った中で、小河原の士も勢力を失ってゆくと見られ  
る。

『甲斐国志』人物篇第七小河原氏の項には「今小河原村三村二  
分地ス。氏族ヲ伝ル者ナシ」と、述べ、同書土著部第八には上小河  
原村に島田左衛門の項を設け、「其先伊勢守某、駿州島田某ノ女ヲ  
娶リ遂ニ其姓ヲ承シ享保ノ嘆ヨリ武田家ニ属セリ。……」と記して  
いる。島田氏の先祖、伊勢守某が小河原氏の系統であるか否かは今  
のところ不明である。

右の外、現在甲府市を含む甲府盆地周辺を地盤とした豪族として、  
小曲氏、堀内氏、高室氏、篠田氏、後屋氏、板垣氏、上条氏、など  
が見られる。板垣氏のことは別に詳細な報告が必要であるが、「一連  
寺過去帳」により中世室町戦国初期の名を拾うと次の如くである。

### 小曲氏

文明元年十月三日の一行あと力阿 小曲

見阿 小曲弥次郎

文明六年甲午閏五月十六日 清阿 小曲

明応十一年西二月廿七日 与阿 小曲義義

### 堀内氏

文明十四年六月十四日 文阿 堀内源四郎逆修

文龜二王戌二月廿六日死去

明応三年甲寅三月廿六日打死

光阿 堀内源二郎

明応七年戊午拾月九日 成阿 堀内

文龜元辛酉六月廿日 勢阿 堀内

永正八年辛未正月十五日 光阿 堀内弥三

永正九年壬申正月廿日 来阿 堀内清衛門

高室氏

(永享六年) 九月四日 道阿 高室

健田氏

(嘉吉元年カ) 日付ナシ 健阿 錄田

(宝徳二年カ) 正月七日 来阿 錄田

後屋氏

明応三年甲寅三月廿六日打死 教阿 後屋対馬殿

この後屋対馬殿も武田氏の一派と思われるが、系譜関係は不明である。この日武田油川彦八郎信惠が兄武田信綱と戦って敗れ、信惠に味方したものに服阿今井大蔵大輔信义、念阿ヨセ村信惠、与阿加藤兵部少輔、光阿堀内源二郎・純阿堀田右京准などの多くの武士があり、後屋対馬守も信惠に味方して打死したものと見てよい。

### あとがき

以上の如き地名を姓とした諸家は、武田氏惣領家の蕃屏として、  
地域々々に勢力を張ったが、室町・戦国時代の度重なる諸合戦の中  
で討死を遂げ、勢力を失つたものもある。殊に武田信綱・信惠の  
相姫に参加して討死をしたものが多く、その後、武田信光の甲斐  
統一の中で滅亡したものもあるし、武田氏の家臣になつたものもあつて、戦国大名武田信玄の代には多くはその存在が小さくなっている。

(市史編さん委員)

# 武田信玄と『孫子の兵法』考

坂 本 德 一

拙著『武田信玄孫子の兵法』（新人物往来社刊）をまとめた必要に迫られて『孫子の兵法』（六編・三略）を著した戦前、戦後の本を讀して読む機会を得た。その中で武田信玄の戦略、外交、民政などの軌跡に合わせて書くうえで昭和十一年七月一日発行の『兵書全集第一卷』の公田達太郎訳、大場彌平講（解説）の『孫子の兵法』（中央公論社刊）が最も適切で大いに参考になった。

紀元前五百年ほど前の古代中国の兵書である『孫子の兵法』は戦争論であり、勝つためには手段を選ばない非人道的な戦争の本質を掲げた必勝法である。逆に言えば「勝算のない戦争は絶対にしてはならない」と戒め、できれば相手国と戦わざして退伏できれば最良の策とし「和戦」こそ兵法の極意であることを強調している。だが、徹底抗戦に出遭ったときの非常手段についても詳しく論じている。

叢書の兵法といわれる『孫子の兵法』の著者について「孫子といふ兵法者は実在しなかつた」という説、孫武の單独説、孫子・孫武の合作説など『甲陽軍鑑』同様、編者については未だに確につまっている。

全編の字数は六千数百字。戦争の本質と兵法の論文にしては短いが、漢字一つ一つに重要な重みがある、凝縮された迫力がある。

十三編に分かれている項目は、「始計編」「作戰編」「謀攻編」「軍形編」「兵勢編」「虛实編」「軍爭編」「九變編」「行軍編」「地形編」「九地編」「火攻編」「用間編」である。

「始計第一」の冒頭に

〔原文〕 孫子曰。兵者國之大事。死生之地。存亡之道。不

可レ不レ察也。

〔訳〕 孫子曰。わく。兵は國の大事にして、死生の地、存亡の道なり。察せざる可からざるなり。

と孫子の戦争論の基本ともいべき事柄を第一に記し、人間の生存

と戦争の不可欠な關係を暗示して國のために勝つ将兵は、國家の存

亡を決める重要なカギをにぎっていることを強調している。戦時中

は「富國強兵」を國の柱とし、大君の赤子として神格化し、侵略戦争の先兵として利用した。人間の本能に果食う征服欲、闘争心を煽りたてて國策に組み入れたかっての大日本帝国の戦時思想には（個の自由）を抹殺した非社会的な欠陥と人間蔑視の惡弊をさらけ出している。

てしまった感がする。

戦時中、軍部は『孫子の兵法』を分析し、軍國主義の教科書として、戦わずして勝つとの外交戦略を用い、武力に過信しての戦略行為のみを活用したこと間に間違いがあったようだ。

昭和十年発行の『孫子の兵法』（中央公論社刊）の解説を担当している大場禪平も古今東西の戦争の勝利、敗因の実例をあげて項目別に列記しているが、勝った、負けた、に終始している点に占をを感じる。もともと『孫子の兵法』は、中国の国内戦に主力を置いて書かれている。

#### 非合法な必勝者学

忠仁の亂を起点とする戦国乱世の日本の国内戦が爆弾をきわめていたところこそ『孫子の兵法』は身近な兵法書として活用されたのである。

武田信玄の戦法、戦略を分析すると、優等を取った甲斐国内およ

び占領地の先方衆には寛容で、たとえ敵国の村と雖も、信玄に忠誠を誓った村に対しては、武田譲代の越後同様に優遇している。だが、徹底抗戦の際に對しては人間殺りくも辞せず、徹底的に弱体してい

る事柄をとつても、まさに『孫子の兵法』の本質をわきまえた唯一人の戦闘大名ではなかつただろうか。

信玄の専門的な戦法は『妙法寺記』『高畠春記』『甲陽軍鑑』などに記録されている通りである。特に天文十六年（一五四七）八月の

信濃佐久郡の志賀城（佐久出）の攻略では城門の笠原清繁をはじめ将兵悉く討ち取り、女子供、老人にいたるまで生け捕って、その場で競売した旨を『妙法寺記』は克明に記録している。同じく天文二

十三年（一五五四）八月の信濃下伊那の神ノ麻城の攻防戦で捕えた城将の知久親元父子三人と重臣八人は甲斐に運送し、河口湖に浮ぶ鴨ノ島（当時は大原ノ島と呼ぶ）に監禁した。

『妙法寺記』天文廿三年の条に「此年十月ニ信濃ノ久殿親子三人以上八人、大原ノ島へ流サレ下フ。大原地下衆三人番ニテ守り申シ候。此年冬雷不降。（中略）」とあり、翌廿四年の条に「五月廿八日、信州知久殿与西郷殿、舟津ニテ生吉被成僕」と記されている。

信玄の戦略、意図に背く者はあらば、たとえ内縛の者であつても、断固過剰する強い姿勢は、永禄十年（一五六七）十月十九日、三十歳で自害して果てた長男の太郎義直への処置をみても明らかである。また自らも『甲州法度』に背いたときは容赦なく罰せよ、と最後の全文に書き加えている事例をみても法治国家体制への熱い信念と過法の精神を顯示した証である。

#### 孫子の兵法の神髄

信玄と『孫子の兵法』と言えば、軍事場の中から引用した

換氣風除如林拂掠如火不動如山

の十四文字の武田の旗じるしを想起するが、確かに信玄が、この十四文字を武田の精神として採用した理由は理解できる。この十四文字の中には戦略、攻略の神髄とも言うべき孫子の理念が集約されているからである。

『孫子の兵法』を幼時にして学んだという信玄は全十三編の兵法のすべてを解説していたものと思われる。必勝の信念を持ち、晴信一二歳にして甲斐の指導者として大軍を率いて信濃の諏訪攻めを敢行していく。頗る風雲帆の勝ちいくさ

の連続で、慎重な暗黙も「過信」が暮り、北信義の萬能城主・村上

義清との二度の戦いで敗れていた。天文十七年（一五四八）二月の上田原（上田市）の合戦と同十九年秋の戸石城の攻防戦である。

信玄が絶対不敗の戰略を遂行はじめたのは三十歳以降である。永禄四年（一五六一）九月十日の眞説の川中島での第四回にわたる越軍との激突も、甲・越両軍ともに「絶対に勝てる」という確信があつたから両軍とも全力を傾注して戦つたのである。両軍とも、どちらかに必勝の確信がなかつたら第四回の激突は起つて得なかつたと思うし、身内、臣下、それに多数の將兵の命が助かつたかもしれない。

『孫子の兵法』（謀攻篇）に記されている「必勝五つの条件」の頭に「致円。知レ、彼知レ」。百勝不レ殆」とある。訓読みにすると「ゆえにいわく、彼を知り、おのれを知らば、百戦あやうからず」である。「負けるいくさなら最初からやらないほうがよい」という考え方方に徹し、余裕と十分な事務期間を費やして、絶対に勝てる」という自信に裏付けられて出発している。

『孫子の兵法』（作教編）に「勝つこと久しければ、徳を速く」とある。同じく謀攻編に「遅くも勝ち」と示唆している。

恵林寺の信玄公叢書の「軍器五分を以て上と為す」ととりのある思想も、伏見紹喜和尚と腰を交えて語り合える信玄晚期の対戦略の考え方であったのではないかと推察する。

全包義勝のあと、関東攻略、駿河攻略にしても物心とともに大きくな犠牲を伴う城攻めも決して無理押しなをしていない。

一度で陥ちなかつたら、二度、三度と敵の心理を衝いた陽動作戦で、敵も味方も最小限度のパワーと兵力で最大効果をあらわす必勝

法を選んで領土の拡大と治安を維持している。

信玄は『孫子の兵法』の「兵勢」「軍争」「火攻」といった並ら事の戦法を極力避け、「謀攻」「九変（外交攻略）」「用間（スパイ戦術）」にこだわって甲・信・駿・西上野・美濃・三河へと肉迫し、領土の拡大と同時に各地の經濟の交流、通商の人事の交流、民政事業を進めている。

信玄三十九歳で病没し、徳榮新第の法名に変えたのも、養生の明け暮れから遠ざかりたいという悲願と乱世の日本を和平に導きたいと願う仏教徒の浄土の道を選んだのだと思う。

宣教蘭ルイス・フロイスの言葉を借りれば「信玄はつねに法衣をまとい、六百人の僧侶を從えて」の出家であり、弘法をもって上下万民の安寧を計らうとしたに過ぎない。

幼いころの信玄に禪の道を喰し、『孫子の兵法』を教え導いたのは西郷稻次村（中西町辰次）の長福寺住持の皎秀元伯であるとする史料は見つからず、いまのところ口伝に過ぎないが、信玄成長の過程に觸と伸びた僧は皎秀のみならず通明使として二度も渡明していいる。通明使、惟高妙安、善慈空密、伏見紹喜といつた大下に名だたる名僧、高僧から禪字、倫理、笑諭法、戰略、兵法などを学んだも

のと推定される。

また武田の家臣団の中にも戦略・兵法に精通した軍学者が数多くいたことは合謀制による評定の因式をみても明らかである。

### 武田流の孫子の兵法

もともと武田の騎馬軍団は農民組織で構成されている。平時にあっては農耕に従事し、一朝事あるときは武具、軍馬、武器、糧秣を整えて出兵した。夏と秋の農繁期に限られる農兵の現実をカバーしたのが被占領地の先方軍である。治国安民を基幹とする信玄は「孫子の兵法」（作戰篇）が示した「糧は敵に依る」の解釈をもって、食糧は現地調達するのを常識とした。むかしも今も七十五%を山林とする甲斐（山梨）は耕作面積は狭く、天災（おもに風水害）と飢えとの苦難な歴史の繰り返しだった。

信虎の敗北失脚の背景には、天文五年以来五年も続いた天災による、鉢死者無限の苦しみがあった。天文十年（一五四一）六月の時点で信虎を駿府へ退散しなかったとすれば甲斐に内乱が起き、武田一族は存亡の瀬に立たされていたであろう。

諭訪頼重・頼高兄弟を理由なく自害させ、非合法な手段で武田晴信麾下の武田勢が諭訪へ攻め込み、電光石火の勢いで南信濃、伊那地方を席捲、さらに佐久から北信濃への侵略有道をたどったのは信濃国は豊かな穀倉地帯であったからである。したがつて信濃侵略は、米戦争と言われる所以である。

信虎と信玄の父子の戦略に、さほどの違いはないが、占領政策については雲泥の差があった。信玄の占領政策は驚嘆に値するほどの鮮やかさである。

物資の輸送についても強奪ではなく、物の交換を行な形で経済の交流を固めた。

永禄十一年（一五六八）の暮れから始まつた駿河攻略も、亡き今川義元の嫡男氏真の進停めが原因である。義元時代、甲斐おおよび信濃、西上野に輸送する塩、鹿産物の大半は駿河・相模経由であった。駿の道を絶たれたら内陸のすべての住民の死活に關わる重大事である。

駿川城を境界に駿河は武田、遠江は徳川家康と境を決めて武田、慈川の連合軍が、齊に烽起して駿。遠二カ国の今川領に攻め込んだのである。武田の駿河攻めは明らかに、々塙戦争であった。

相手国の特徴をねらつての経済戦争とみられる信玄の戦略のなかで出色と評価されるのは金山の開拓である。軍備に限らず甲州金を経済、人事、新技術開発などの振興、交流策に投じていてある。

『孫子の兵法』（草形編）に「勝ちを生ずる計算の基礎」として

次の五つの原則が述べられている。

#### 一つ 将軍配賦（適切な人材の配置）

#### 二つ 豊富な物資の確保と交流

#### 三つ 軍團の兵力と兵數の増強

#### 四つ 情況判断に必要な適格な情報の蒐集

#### 五つ 平時、戦時を問わず、これらを正確に点検することを怠らぬこと

正確に点検するという意のなかには、被占領地を含めての万民の

不平不満に謙虚に耳を傾け、是正すべきものは、ためらうことなく改善する姿勢が為政者になれば万民を動かせない、と信玄は理論の上でも十分にわきまえていたようだ。

信玄最大の作戦となつた京をめざしての西上作戦は、武田の軍船五十八艘を加えて甲・信・相・駿・上五ヶ国の中軍を統率して元龜三年（一五七二）十月三日、信玄出陣と前後して三軍団に分かれて開始されている。

『孫子の兵法』（作戦編）に「兵を飼うべからず」とあり、約三万五千といわれる武田連合軍の士氣を鼓舞し、「孫子の兵法」

（軍形編）の最後の条にある「優勢は決河の如し」とし、一氣呵成の勢いに乗じて京都へ攻めのぼる計画だったに違いない。

だが、生者必滅の大自然の原理には抗しきれず志半ばにして五十歳で薨れた。

「武田信玄と孫子の兵法」の一體化は、誌面の幕合上この項だけにとどめておくが、華々服膺した「孫子」との対話と実践を奨励した信玄の戦略、施政を探究するには、まだまだ研究する時間が欲しいと思う。

（市史編さん専門委員）

元亀四年正月における武田信玄の

## 越年の場所「刑部」について

齋藤典男

「刑部」という地名は、浜松市三方ヶ原町の北に位置する静岡県

引佐郡鹿江町刑部であることは、周知の事実であるが、現在の刑部の地内には信玄の本陣が置かれていたと、伝える場所はみられなかつた。

武田信玄は、元亀三（一五七二）年十月三日に甲府を出発し、いわゆる西上作戦を開始した。諏訪・伊那を経て芦原峠から遠州に入り、十一月下旬には二俣城を陥し、徳川家康の引馬城（のもの浜松城）に向かった。そして、十一月二十二日の「三方ヶ原合戦」の後、「刑部（おさかべ）」の地で越年し、翌年正月に野田城（愛知県額城市）を攻撃した。

この時の越年所である「刑部」について、従来から静岡県引佐郡猿江町刑部といわれているが、具体的にはどの場所であるかは定まっていない。近年、書文に関する書籍がおびただしく刊行されていくが、これに関してはいづれの書も同様である。

昭和六十三年三月、山梨放送テレビの「シリーズ 武田の歴史」の取材で三方ヶ原の調査をした際、筆者はこれをつきとめてみようと思ひ、信玄本陣の場所といわれる古碑を発見した。本稿は、これについての報告をするものである。

「刑部」には、刑部城跡が残されているが、額江町の説明板に、「岡王山紫城とも呼ばれた。この城は、三方を都田川で囲まれた要害の地に築かれました。應永時代・永祿十一年十二月（一五六八）この地の人々が、この地に城壁を築いてたてこもって家康の軍と戦いましたが、敗れてしましました。今も当時の武者ばしりや大きな井戸が残っています。姫街道は、この城の東側を通り落合川の渡し場へ通っていました。」とあり、信玄の本陣とは関係ないことがわかり、また城跡の規模も小さく大軍の駐屯は考えられない。

また、刑部の地は、三方ヶ原からみると、一度斜を下つて台地へ入り、この台地をふたたび下つて刑部城の南に出で、東にまわつていく（現在は、城の西側が切り通しとなり、直進して落合橋を渡る）。

この台地は、三方ヶ原より低く、面積もはるかに狭く、浜松の家康を率いたながら年を越すには、ふさわしくない地形である。しかも、その数二万とも三万ともいわれる大軍の夜営の地としては、あまりにも狭い土地である。

こうして刑部の地を、東西・南北に調査したが、それらしき場所がなく、細江町役場を訪ねた。

そして結論は、「細江町史」資料編四（昭和五十九年三月刊）のなかに、載せられていた。これによれば、細江町中川字前山（現在は湖東）に立てられている「史蹟」の碑の所が、信玄の本陣であったという。これは、昭和三十六年三月二十日刊行の「細江のゆみ」を再録したものであるが、今まで紹介されたことがないと思われる所以で、つぎに主要部分を引用してみよう。

### 三

史蹟（中川の前山）について

気賀から浜松行きのバスに乗り長坂の県道を登りきって間もない左側に、史蹟と刻んだ石碑が立っている。此処は「花いっぱい」運動で、湖東の婦人の方々によって草花が植えられた。毎年、コスモス、百日草、サルビアなどが咲き乱れている。石碑の後方には墓石が花の中から首を出している。又石碑の傍に細川城の戦死者を葬った円頓寺があったという立札がある。此の前山の道を通る人は随分多いことと思うが、何の史蹟かと疑問を投げられる方があるだろうか。どうも問題にされていないように思われる。然し少くとも此の地方に住んでいる方々と其ことに付いて知悉しているべきだと思うので、次にその史蹟について記して見ようと思う。



信玄本陣の地に建てられた石碑

皇太子殿下御成婚事祝記念  
大正十三年一月二十六日

これによると、中川村長であった村上太郎氏が御成婚奉祝記念として建てた石碑で、史蹟というのは元龜三年に武田信玄が三方原の戦で勝利を得、此の地に来て軍を駐めたというのである。因に村上太郎氏は三方原の戦について、其の追詰が薄く、諸所で三方原合戦の譲和をされた方であった。大正時代に筆者も同氏の三方原合戦の譲和を聞いたことがあった。二時間、三時間の長講と覚えていた。氏は石碑を立て、前記のような文を作つて石碑の裏に刻んだのであるから、氏の作られた「三方原戰記」といったような文書か、或いは、印刷物がありはせぬかと中川の方に調べて頼ったが、そうしたものが遂に見当たらなかった。

さて村上氏の石碑の裏の文章については、次のような疑問を生じる。(1)「故我堂々來り此の地に陣す」とあるが、此の地はどこといふのであらうか。(2)「武田信玄西上の途次」とあるが、この時信玄は果して西の方、即ち京都に上ろうとしていたのであらうか。(3)信玄が此の地に軍を駐めたのは十五日とあるが、果してそうであっただらうか。等である。

最近高橋光寿氏が「三方原の檢」という本を著された。それらによると、前記村上氏の文の記事と異なる点がある。それらについて次に記して見ようと思う。

## (一)信玄の遠州入り

前記(2)「武田信玄西上の途次」とあるように信玄の遠州入りは、遠州を攻略して三河を経て京都に上る途次であったであらう。いやそうではない。遠州入りは今川氏及び徳川氏の領地を手に入れようとしたものだとする二つの想像説がある。本当のことを照れる信玄

を地下から起して聞くよしもないが、当時の英雄は誰しも上洛して天下の霸者となるうと考えて居たらいいから、信玄も上洛の夢を描いていたに相違ないと思われる。越前朝倉氏、近江の浅井氏等それを期待していたようである。然し、信玄が遠州を攻略し得ても三河を経て上洛するには幾多の困難が予想されるから、深慮遠謀の信玄が遠州を手に入れれば、直ちに易々と上洛するような早計は考えなかつただろとも思われる。要するに其の機が熟するか否かによつて決すると考えていたであらう。

次に信玄の兵力や、いつ甲府を出発したか、又どの道を経て遠州に入つたかということが問題になつてくる。信玄の出陣は元龜三年十月三日(新曆十一月十八日)甲府出発、其の兵力は「平陽軍鑑」には三千四百五騎ある。「浜松御在城記」には四万、即參謀本部の「日本戰史」には三万とある。どれが本当か、信用の出来る数ではないようで、結局的確な数は不明といふことになる。甲府から信濃の飯田にいで、青崩峠を越え秋葉山の麓の大居に出たらしい。飯田から西諏訪江(浜松)へ出る近道であると共に犬居城主天野氏は武田方に味方していたようであったので、その案内もあったことゝ思われる。(中略)

信玄が遠州に入つての手はじめは袋井方面への進出であった。袋井の西方木原、西島の城を十月十三、十四日頃攻略したとすると甲府出陣後十日を経過したことになる。次に見付の西方一宮坂(ひとことざか)で家康の軍と戦った。伝うる所によると家康は武田軍に対し反撃に出ようとしたが、本多忠勝の諒めによつて浜松に退却するに到つたということである。(中略)

武田軍は一宮坂から北進、匂坂城(さきさか)を陥しいれ二俣に

向った。二俣城は二俣の城山にありて家康は中根正照を主将とし、松平康安、青木貞治を副將として守らせていた。信玄は勝機を人持として十月十九日頃之れを攻めさせた別に兵を出して浜松方面から家康軍の本攻に備えた。二俣城は天竜に墳った城で武田勢もなかなか攻略が出来なかつたが遂に城の手を奪うこととに成功したので開城せしむるに至つたらしい。城兵は天竜川の水を汲み上げていたが、その井様の鉤風繩を切られてしまつた。即ち水を汲み上げることが出来なくなつたわけである。（中略）

### 〔三方原の戰〕

信玄は二俣城の修築を命じたり、二俣と浜松の間の道路を修築させたが、それが出来上つたので十二月二十一日諸軍に出発準備を命じ型二十二日、二俣攻略の當時から陣営を敷いていた合代島（ごうじま）を出発した。神増（かんぞう）で天竜川を渡り南方に向かい秋葉街道を南下した。以下武田勢の行動は高柳氏の三方原の戦に記す所によることとした。有玉附近から右に折れ下り（かけした）から追分に出た。又支隊は中瀬から笠井に出で、市野から平（ひら）を経て小豆瀬に出た。大正の頭村上太郎氏の三方原の戦の話によると神増の渡しから小豆瀬あたりを兵て追分附近に出たと聞いたように覚えている。天竜川に今様な橋がなかった昔、二俣附近は水が深くて人馬の徒涉が出来ないが冲縄附近は渡河の便があつたらしい。若し信玄が直に東方へ行こうとするならば、宮口、篠田、氣賀、又は伊平方面に向うであろうが、追分附近に追出するのを見れば浜松の總川軍と一戦を辞さない心組であらうか。

高柳氏の三方原の戦によると次のように記してある。武田軍は追分附近に於いて大休止をとり陣形を整えた。それが午後一時頃と想

象される。そして武田軍は浜松方面に向かつて北進はじめた。当時の順街道は追分から大谷を経て氣質を通るのでなく坂田坂を下りて坂田に出で三方原台地の坂を西に折進んで氣質を通じていたらしいと高柳氏は言わわれている。若し追分から大谷を経て氣質を通ずる道が其の当時あつたなら信玄は坂田の方へ行く筈がないと言つてある。信玄の軍が浜松に向わないので北進するのを見て、これは三河に向かつて進軍するものと家康は看取し、徳川軍は武田軍と接觸を保ちつつ北進し、いつでも敵を攻撃することが出来るよう左に要塞して所謂鷲翼の陣形をとつたということである。（中略）

坂田坂上から浜松城遠は十余キロである。戦に疲れて敗走する徳川軍を追撃する武田軍の勢は猛烈であったようだ。徳川方の戦死者は一千余と記されている。家康は玄黓口から浜松城に逃げ帰ると、其處を守っていた鳥居元忠に命じて城門を開きなさいで開放することを命じたということである。そこへ武田軍の先鋒の者どもが来て見ると、城門は開いている。赤々と篝火が焚えている。そこで武田の兵は攻め入らなかつたそうである。（中略）

此の夜武田方は岸ヶ崖の北方に陣していた。總川方は敵陣を候知し銃手十六人を集めて信玄の本宮を襲つた。地理に暗い武田方は夜闇で兵力が分らぬので遂に岸ヶ崖に落ちて死んだ者が多かつたといわれている。又布橋を岸ヶ崖にかけておいて敵兵を崖に落したなど種々な話が伝えられているようだ。「關原半藏武功記」には、

總川方は敵軍の際地理をよく知つてるので岸ヶ崖を大通りに廻つて退いたが武田方は不案内なのでまっすぐに迫つて来たので此の崖に落ちて兵を撃退した。

崖に落ちて兵を撃退した。これは事實であろうと思われる。信玄が岸ヶ

信玄の北方に陣したのは敵襲撃の備えに此の崖を利用したのだと考えられる。

浜松城の戦について「酒井の太鼓」というのがある。昨年の九月二十一日、朝日新聞の遠州版に次の様に記してあった。

元龜三年（一五七二）徳川家康が三方原で武田信玄に敗れ浜松城に逃げこんだ時、城は武田勢に囲まれ、家康も決死の覚悟をしたところ、酒井左衛門が一計を案じて城壁にのぼり太鼓を打ちならした。武田勢はこれを見て計略があるものと思ひ込みを解いてしまったという。この太鼓というのが皆田市的小学校にあって毎朝の時を報じていたが破れて「酒井の破太鼓」として知られていた。最近皮を張りかえ音のおもかげをなくした。（中略）

（二）刑部の駐車  
信玄は尾々城の北方の陣営で首実検を行い十月二十三日軍をまとめて北進、三方原合戦を下り刑部に陣して越年したといわれてる。

又「菅原家譜」には派出に陣したとある。村上太郎氏の文中「旗鼓堂々として來り此の陣に陣す」という此の地は刑部である。其の昔は前山とその東附近までも刑部といったものと思われる。

十二月廿八日に信玄は越前の浅意識から使に連い、其の使者に託して義景に密状を送った。それには三方原の一戦で大勝を得、遠藤両國の者及び岐阜からの加勢數千を討ち取ったと記してある。

又廿九日には松永久秀に三方原合戦の勝利を報じている。或は上洛をほのめかしたのかも知れない。正月十日には本願寺光佐が密状を信玄に送って勝利を祝している。一月二十日に近江の浅井長政から信玄に書を送って、三方原の勝利を「耳目を驚かした」といつてい。文もこれらの書状は信玄が刑部を出発してから入手したもので

あろうといわれている。

村上氏の文には「駐軍十五日翌天正元年一月七日出發東参地方に向う」とあるが、高柳氏は一月十日頃出發といつていて、信玄の軍は氣賀伊谷を経て奥山の陣座峰を越え東三河野田城の攻撃に向った。（中略）

吾等此の土地の者は元龜、天正の昔に於ける刑部地方の人々が此の信玄の駐軍によって受けたであろう苦勞を思わざるを得ない。武田軍の軍規は厳しかったであろう。従つて民衆を苦しめるような不届な者は居なかつたと思われる。上地の傳をなつける為には手を尽したであろう。然し何万という軍兵と多岐の軍馬が十数日亘つて駐屯するのだから、その食糧の微弱は民衆を煩わしたに違いない。それも年の暮から正月にかけてである。当時の人々が大変な目に遭つたと想像されるのである。

#### 四 信玄の死について

村上氏の文には「更參地方に向ひ偶病を獲て四月卒す」とある。信玄が東参に行く道を高柳氏は陣座峰を越えたとし、「日本戰史」には本坂街道を經て三河に入る所である。當時本坂街道に當る三ヶ日地方に徳川勢下の者が屯して居たから、陣座峰の道によつたとするが無理と思われる。武田軍の野田城は手間どつたようであるが、この攻撃と三方原の勝利は京都方面に伝わって相当の影響をもえたということである。信玄は野田城攻撃中に病を得て、後に長篠に潜伏。又鳳来寺に病を養つたとも言われている。田口を經て信濃に向う途上駒場で四月十一日死去したということである。信玄の病については徳々と云えられているようだ。刑部に陣していた頃、病を養つていたので、武田軍は出發しても信玄は一月中旬頃まで滞在、大分

快方に向つたので野田に免つたそうである。又野田城攻撃中信玄は鉄砲士にあたって負傷しそれが為に死亡しても武田方は三年其の死を秘していいたようである。(中略) 村上氏の文に「当代英雄武田氏天下の朝を称えんと歌すること久し、然りと妻も上杉氏兵を構えて

進む能わす。晩年三方原に大勝を獲西道僅に其の轍に就くと雖も遂に終る。ああ惜しむべし」とある。まことに其の如く三方原の大勝

は西上の夢が開けたと心ひそかに信玄は満足していたであろう。村上氏の言の如く「ああ惜しむべし」と言わざるを得ない所である。

(「細江のあゆみ」昭和三十六年三月二十日発刊より抜粋)

#### 四

以上の如く、旧中川村前山あたりまで羽部郷にふくまれていたと考へられるので、この場所でよい、と記されている。

この前山の地は、現在は住宅地であるが、三方ヶ原台地の最北端に位置し、かつては浜松城を遙望することができたはずである。浜松の家康を制しながら本陣を置くには、絶好の場所である。

近世において、浜松から浜名湖の南の今切りを渡り「新居浜の関」

を経由する東海道を通らずに、浜名湖の北を通る「細江街道」と呼ばれた間道がある。本道である東海道を通過するのが苦手な婦人が、多かったので名付けられたといわれているが、街道の所々に松並木が残り、往時の面影を伝えている。

現在の浜松城跡の西から国道一五七号を北上すると、三方ヶ原合戦の時に信玄が本陣を置いたという細江町保田にいたるが、途中の東名高速道路の手前の三差路「追分」を左にいくのが細江街道で、浜松市吉野をへて細江町湖東となり、街道ぞいの右子に『古鏡』とのみ記された高さ二メートルほどの石碑が建てられている。説明板や標識などが、まったくないので見通にされてしまう存在であるが、「三方ヶ原を訪れる機会があるならば、ぜひ立ち寄ってほしい所である。

武田信玄が、五十三年の生涯の最後の正月を送った場所だからである。

筆者の無理な注文に心よくつきあってくれた、山梨文化学園の望月設男氏・山梨放送の山本公和氏に感謝する次第である。

(市史編さん委員)

# 『甲斐国志』に見る中世武田氏の絵画

守屋正彦

本稿は中世における『甲斐国志』上に記された絵画に限定して挙げた。多くが武田氏に開拓していたため、そのままに神社部・仏寺部を記載順序のとおりに列挙したものであり、文中（末詳）を除いてはある程度時代の判断ができる作例であるが、ここでは原文に忠実に従おうとしたため、今日に使用される表記でないままのものもある。

## △神社部

一 卷五十五 神社部第一 山梨郡府内

該当作品なし

一 卷五十六 神社部第二 山梨郡方力筋

八幡宮 八幡北村（後八幡神社）

三十六歌仙  
額ニ昔重筆ニアサナ納画工ハ後少僧都有純也板記一枚アリ  
天文十四年建川

橋牌庵／西 宮内少僧都納

一 卷五十七 神社部第三 山梨郡要原筋

船野能現 船野村

源綱・西像・刀八尾沙門・西像  
共ニ傳文  
苦闘と云

渡唐ノ聖像・慈空ノ因  
寄題ト云

一 卷五十八 沖社部第四 八代郡大石和筋

該当作品なし

一 卷五十九 神社部第五 八代郡小石和筋

美和明神  
二ノ吉村

永禄六年信玄義信奉納・三十六歌仙

一 卷六十 神社部第六 山梨郡中郡筋

該当作品なし

一 卷六十一 神社部第七 巨摩郡中郡筋

該当作品なし

一 卷六十二 神社部第八 八代郡中郡筋

諭方南宮明神  
寺尾村

屏ハ達速軒供詞寄附松杉桜四季ノ草花等モ画タ  
今下村ノ屏ハ

社「後者曰クヨノ社四子橋牌庵  
神ニシテ屏ナホ存セリ」ニ用フ

- 一 卷六十三 神社部第九 山梨郡北山筋  
該當作品なし
- 一 卷六十四 神社部第十 巨摩郡北山筋  
該當作品なし
- 一 卷六十五 神社部第十一 巨摩郡逸見筋  
該當作品なし
- 一 卷六十六 神社部第十二 巨摩郡武川筋  
該當作品なし
- 一 卷六十七 神社部第十三 巨摩郡西部筋  
該當作品なし
- 一 八王子權現 高台村
- 古キ魔ノ面アリ納ムル人ヲ知ラズ（未詳）
- 一 卷六十八 神社部第十四 八代郡西部筋
- 御崎明神 上野村
- 十六善神 / 画像（未詳）
- 文殊 / 画像 弘法所 志・五 タ
- 一 卷六十九 神社部第十五 巨摩郡西河内領  
賀茂明神 下山村
- 信玄奉納ノ短刀・數珠・中空・毘沙門・不動ノ画像并ビニ  
梅雪翁ノ扇子等アリ
- 一 卷七十 神社部第十六 八代郡東河内領  
該當作品なし
- 一 卷七十一 神社部第十七ノ上 郡留郡郡内領  
高士浅間明神 上吉田村

永享元戌年六月結城上野守基氏奉納完立誠老面、苦家神影  
一輿筆者未詳又譲岐守秦安寺所撰ト云フ

永享元戌年 校著曰ク永享元年ハ日酉ニシテ丙寅年庚戌ナリ思フニ一年ノ調リカ 六月結城上野守基氏  
奉納兜前立之鏡一面網ノ紋五ツアリ 鏡背蒙神影一輿 長二尺九寸八分孔粗ニシテ太シ近代ノ物ニアラズ筆者不レ詳ナラ或ハ 分

云フ 誓守秦安寺所筆ト言ヒ 伝ア不レ知ニ是非ヲ密観  
如シ 生ケルガ 上代ノ妙手ナルベシ

卷七十二 神社部第十七ノ下 郡留郡郡内領  
該當作品なし

### 弘寺部

#### 卷七十三 弘寺部第一 府中

##### 絶久山一應寺

応永廿九年寅仲冬廿五日武田信重所藏渡唐天符 / 画 巨勢勇同

書曰ク金剛ニ非誠ノ詩偈ノ詩偈止首落下落門ノ語信玄書チ臨写シテ為  
大明光ノ無也 老矣 之ノ語信玄書チ臨写シテ為  
二 当寺 / 什物ト書ハ鉄山樂翁ノ尾跡アリ文安三年三月日

沙汰花押 武田

広教山信立寺 藤町

大永二年身延山日伝授ニ与スル信虎ノ大曼荼羅一輿接  
此年實成三十九載於身延山開敷セシヨト傳山記見ノ傳中承成年  
元興二月日傳ニ与左京大曼荼羅ト記シテ日伝ノ傳著爲一輿アリ

功慾山草跡寺 金子町

寺記ニ曰フ 本尊真向ノ弥陀三尊ハ唐ノ菩薩大師也

開大皇后ノ御所レ写ス ナリ秋道隆符ナ米リ シヲ初メ

置キ禁中ニ通シ 石清水一又武田信虎ニ伝ハリ大永中述

ニ當寺ヲ創シテ本尊ト為ス

古筆ノ画(未詳)

甲福山般安寺 金手町

古筆ノ画(未詳)

聖蹟ノ觀音(未詳)

弥陀ノ三尊(正しくは慈)

妙見菩薩(未詳)

塔雲山長押寺 中

道通軒信綱ノ波磨天神自幽室一圖

塔雲院殿ノ肖像一幅 和歌又安之覺ノ筆跡アリ

清水山万蔵院 大工町

(梵天不動) 画像弘法

弘仁中於一東寺一所写ス 禁中ニ上

ツリ後ニ飯山法性院ノ什物トナリシヲ晴信落髮ノ刻

ヒ受ケ テ旗屋ノ本尊トス

万年山大泉寺 古府 中

法性不動(此像ハ天文中寺城ニ有る元リ物アリニフ頭ノ山根ニ及ブ如虹

信使・人形・地盤不動像一體) 乃ち青ノ前立トス其地ヲ

ト名フクト云  
今紅毛又不動像

信虎ノ西影 道盛軒ノ筆

祖師ノ絵像 古法眼ノ筆跡

眞ノ所寄

涅槃像 王羅ノ筆ト云

外ニ古筆圖ノ類多シト屢モ省略シテ不レ載

藤光山法華寺 鶴工町

三十番神・七面明神・松尾・神像(法華下院ニアリ)

卷七十四 仏寺部第二 山梨郡万力筋

光明山帰命院 東光寺村

曼陀羅一幅 恒心(葛玄書附)

天満宮西像(信支)

松本山大藏寺 松木村

八祖画像 八幡

涅槃圖像(横雲院著水平七郎年)

卷七十五 仏寺部第三 山梨郡栗原筋

等力山方福寺 下栗原村

太子馬上像・同御爪髪・南無仏分身舍利・阿弥陀菩薩大

師・形象各々古西ナリ、絹織色絵ノ絵像、并ニ法然觀音

座ノ形象

曼荼羅(相原作)

等力山万蔵寺 等力村

(我驚ノ) 絵伝六幅 竟加納、土佐元年製

法然繪伝二幅

福西尺八尺前  
土佐无葉筆ニ云

光明品一幅

古筆也當系空仏

万福寺繪伝二幅

長五尺幅三尺許筆者不

知古代等強

画圖アリ

吉不

又古勝シ

方行使法身像

一貴代加筆者アリ大永壬午四月十

六日安加在利南住願勝ニ所ノ

賜ナリ

方便法身像

一貴代加筆者アリ大永壬午四月十

六日安加在利南住願勝ニ所ノ

賜ナリ

右ノ外古人畫面ノ類多シ

円成寺 東泉坊

臨濟禪師画像一幅

休息山立止寺 休息村

其ノ外古伝ノ書画經文ノ類略シテ不二枚摹一

柏尾山大善寺

大般若本尊十六尊持

國西光坊作

弘治文

十八年印

月廿三日

不動画像一幅

聚一丈二寸五分

五具天一

巨勢金剛筆也背ニ記シテ云

フ初度爰ニ

甲州岩崎一分ノ地頭

武田筑前權ノ守源武政以テ鍋、表具被ル加ニ修理ヲ

者也嘉元四年丙午二月廿八日尔后之表本当寺住僧式部公長社

校者曰ク注ハ源ノ名姓也此近里ヲ勸化レ加ニ修補ヲ

舉ヌ時住寺岩殿ノ椎少僧都明泉代別当極大僧都榮賢表背

師抜著曰ク表背

鍋ノ住僧聖通延徳元年己酉九月八日人皇六十

代懶闌帝延喜年中金剛筆ト之、

乱一

明スルニ

年代ヲ

慶長壬寅年五月、ソ七百年歎慶長七壬寅七月十二日注ス

ニ

当時設

紹有ト

又寛永十二亥延享二丑丙辰夜打表具ノ記

アリ文ハ略ス之ヲ

毎年七月六日夜ヨリ十七日護摩修行天

台大師絵像ノ表號ニ記シテ云フ幸ル

三表一補ニ

繪シ

天台大師ノ御影ヲ甲斐國柏尾山公用也天正五年丁丑鑑月

大師當番當行堂持院慶紹法印願主是也

裂石山要家寺 上佐原村

信玄自画ノ不動ノ像等アリ

旗山向岳寺

達磨ノ画一幅上ニ薩摩漢ノ梵詞アリ赤附緋ニ載ス此レ

ヲ尾

ノ達磨ト云ヒ伝ヘタリ何人ノ所ニ模写スルニヤ未ダ詳ナラ

冥府ノ古画十幅

羅漢十六幅

光嚴司ノ觀音、同涅槃ノ國各一幅

楊補之ノ梅

錢舜華ノ蓮

雪舟ノ羅、各々双鏡也又有二

東坡

竹、補之ノ梅大額一

有故今之

フ亡ス

シニ

其余和漢ノ墨跡及ビ品類尚多シ

乾龍山慈林寺

夢窓肖像一幅

周長万ノ筆力ハ夢窓ノ御法服身ノ本

安寺開山也身ニモ輪住セリ

牧溪ノ羅漢西十六幅 (柄支香道ノ由緒考ニ伏川ノ記アリ壬午ノ氏  
寶ニ亡) 之今第九第十二二幅「二幅」ノミ

同林衣達磨像一幅

可我ノ海島人士像一幅

不動ノ画一幅 (唐通野原  
甲冑立像)

和漢古書画器品甚ダ 多シト雖々 不二枚等一七

高橋山放光寺 (本木村)

其外古畫画アリ天正壬午ノ兵火ニ罹リシ故武田家ノ文書古鬼

等總テ伝ハラズ (内教大師ノ画不傳一幅)

卷七十六 仏寺部第四 八代郡大石和筋

金剛山慈眼寺 (本木村)

勝頼ノ遺物ヲ高野山ヘ贈リシ豪稿 (書稿中に高野山引導院板  
歳の給雨の記載あり)

勝頼公并ニ 御台所御曾子 寿榮一幅

大勢至菩薩 (勝頼公御守本  
小野村通鑑) 一幅

妙龜山広嚴院 (小沢村)

十一面觀音 (金剛ノ色文ノ  
華葉) 一幅

卷七十七 仏寺部第五 八代郡小石和筋

宝林山弘濟寺 (本木村)

十六善神面像 (本木村)

一 卷七十八 仏寺部第六 山梨郡中郡筋

鳳堂山仁勝寺 小瀬村

鳴鶴ノ画扇 (右馬助所  
持ト云)

玉葉ノ画扇 (今川氏真ノ  
所持ト云)

卷七十九 仏寺部第七 巨摩郡中郡筋

一 卷八十 仏寺部第八 八代郡中郡筋

七覚山内楽寺 (右左口村)

古筆仏画等多シ (記載なし)

一 卷八十一 仏寺部第九 巨摩郡北山筋

該當作品なし

一 卷八十二 仏寺部第十 山梨郡北山筋

長松山惠雲院 (本木村)

一 卷八十三 仏寺部第十一 巨摩郡造見筋

該當作品なし

一 卷八十四 仏寺部第十二 巨摩郡武川筋

長椿寺ノ森國長老 (森國一林  
持守寺)

台原山慈福寺 (古ヶ原村)

明人ノ画ケル豪傑ノ像アリ

一 卷八十五 仏寺部第十三 巨摩郡西郡筋

加賀美山法華寺 加賀美村

御影堂 弘法大師 / 僧 大師 (未詳)

八幡神・弘法大師相互ノ御影二幅

大威德不動尊業師五大明王弥陀三尊 / 画以上五幅 (弘法大師  
等) 不動明王兩像復正大師筆、奉修復聖無動明王像願主復大師  
都法師光音守開此畫像名智延大師御筆當家守護之重代也源太守

信玄公真。仰曰。於二井寺新羅宝物。義光御元服因

號号<sup>スル</sup>新羅三郎ト時ノ別當為ニ鎮護國家ノ此本尊破ル進

ニ上セ。義光ニ從。其以來代々仰信異ル于他ニ爰<sup>シテ</sup>以テ為

ニル鎮国安民道易。故法善護國寺ニ奉リ合ノ安慶ニ始フ正

五九之祈禱之外莫<sup>セ</sup>奉ル。掛ケ此尊一面已難時永歎十三餘

庚午初夏十四日吉<sup>スル</sup>。崩細工資本秀善法善護國寺々務極大師

都法印光海、此像命アリテ後ニ高野山西隣ルト云。寛延二

年六月一日高野山西院谷平等院ニテ真<sup>ニ</sup>書<sup>ニ</sup>寫<sup>シ</sup>之ヲ了ル、

法善寺ノ住應兄弟子密辨演三房トアリ

十二天相一幅惠果和尚筆

菩相孟ノ像一幅 云伝

三千仏ノ西像三幅 (文政十一己亥正月繪造序門  
相模・津川・昌光・處懷)

十王冥府ノ唐面十三幅 (武田晴信著<sup>スル</sup>元龜四年癸酉三月廿一日  
法印光海ト御縫ニ當アリ筆者不<sup>シ</sup>知)

子昂ノ西一幅

雪村ノ三幅对

正宅山不動寺 古市町村

弘法ノ西ト云。ヒ伝フル不動アリ奇古凡ナラズ但禪滅セリ又

觀音ノ西像アリ側ニ天文十季辛丑菊月十八日武田大輔大夫晴

信教白奉納新長谷寺真前ト書ス (新長谷寺ハ河内領  
山<sup>ニ</sup>在リ)

金剛山明王寺 富木村

不動明王ノ西像二幅 (弘法大師ノ筆  
島羽曾正勝作筆)

如来荒神ノ西一幅 (弘法大  
師ノ筆)

熊矣山妙法寺 小瀬村

古筆古西數本 (未詳)

卷八十六 仏寺部第十四 八代郡西部筋

金剛山寶寿院 市川大門村

不動ノ西像 (未詳)

用德山藥王寺 上野村

造善軒十二天ノ西像十二幅

河中島ニ於ト信玄廟合戰ノ因

卷八十七 仏寺部第十五 巨摩郡西河内筋

三守泉山大聖寺 八日市善村

十王・五人明士ノ西像二幅 (未詳)

正福寺山南松院 下山村

十六善神ノ像・涅槃像・達磨像 (以上  
相模・津川・昌光・處懷)

菩相孟ノ像・渡唐天神ノ像 (上佐家ノ西  
相模・津川・昌光・處懷)

開山（桃隱和尚）／肖像 春國和  
肖像

葵庵尼肖像 天祐和  
肖像

勝千代／肖像 円成院桂  
並和尚

古画數多アリ

華岳山竜裏寺 下山村

牧溪墨画、觀音、開山悅江和尚の畫等其外古書画數多アリ

大野山本遠寺 大野村

牧溪墨画、觀音、開山悅江和尚の畫等其外古書画數多アリ

鬼子母神・十輪利女・像 日蓮画

身延山久遠寺

三十番神ノ画像 土佐画

天台大陽像 鍋地ナリ  
光美司ノ筆

其ノ外ニ仏画

卷八十八 仏寺部第十六 八代郡東河内領

詔作量なし

卷八十九 仏寺部第十七ノ上 都留郡都内領

大儀山長生寺 下山村

十六善神ノ画一幅持野安信鑑定ノ折紙ニ云「十六善神之画

一絵琢磨ノ真率無<sup>キ</sup>疑<sup>ヒ</sup>者也友陽ノ月廿四日法眼永真印韋

十六羅漢西一福 内ノ相内ニ同 永教司筆無落款（歌カ）

童虎柳竹ノ西屏風彩色 古法眼筆ノ由相云フ

相伝フ鳥居上佐守故次密附ト

釋定山長安寺 上各村

水上山月光寺 下吉田村  
兼問法眼ノ筆 真向ノ赤陀像一幅

開山絕学祖範禪師ノ像並<sup>ビニ</sup>自贊一幅 義良天父九  
年庚子再補 相似ルセ

不<sup>レ</sup>齊<sup>シカク</sup>懶<sup>ハ</sup>是<sup>レ</sup>誰<sup>ゾ</sup>、一雲<sup>ハ</sup>性林禪<sup>タモ</sup>懶<sup>シ</sup>聲<sup>シ</sup>

リ、繁頭<sup>ハ</sup>幻質<sup>ハ</sup>眞面目<sup>ハ</sup>、万緣森羅双眼<sup>ハ</sup>姑絕學能和尚

自贊 応永卅五年五月九日

向岳等開山ノ影像並<sup>ビニ</sup>自贊 表裏年月非<sup>ス</sup>凡<sup>ニ</sup>非<sup>メ</sup>聖<sup>ト</sup>、  
同前

一法不<sup>レ</sup>修<sup>ム</sup>、本<sup>ト</sup>有<sup>リ</sup>妙用<sup>一</sup>、天真<sup>ハ</sup>風流<sup>、</sup>忘<sup>メ</sup>廿九

年五月三日 前弘國惟<sup>ミ</sup>令<sup>シ</sup>存<sup>シ</sup>

三光圓鏡ノ影像並<sup>ビニ</sup>自贊 表裏年  
月同前

彼此何<sup>ソ</sup>分<sup>タシ</sup>兩箇ノ身<sup>、</sup>備<sup>ト</sup>兼<sup>ト</sup>我<sup>レ</sup>得<sup>タリ</sup>是<sup>ハ</sup>全真<sup>ヲ</sup>、曰<sup>ハ</sup>暮<sup>レテ</sup>山

房明月<sup>ノ</sup>影<sup>、</sup>雪<sup>ハ</sup>消<sup>シテ</sup>未<sup>メ</sup>待<sup>タ</sup>白<sup>ラ</sup>邊<sup>ツ</sup>春<sup>ヲ</sup>、曉<sup>ニ</sup>雲<sup>樹</sup>、三光圓鏡自贊

萬象ノ開山法灯圓鏡ノ影像並<sup>ビニ</sup>自贊 表裏年  
月同前

心<sup>ハ</sup>即<sup>チ</sup>是<sup>レ</sup>佛<sup>、</sup>佛<sup>ハ</sup>即<sup>チ</sup>是<sup>レ</sup>心<sup>、</sup>心<sup>ハ</sup>如々<sup>、</sup>亘<sup>ニ</sup>古<sup>ニ</sup>亘<sup>ル</sup>今<sup>ニ</sup>

二齋家<sup>ノ</sup>開山法燈圓鏡自贊

廣圓開山影像並<sup>ビニ</sup>自贊 表裏年  
月同前

個<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>是<sup>レ</sup>我<sup>、</sup>一<sup>ヲ</sup>ヲ<sup>ガラ</sup>無<sup>シ</sup>而<sup>般</sup>一<sup>、</sup>我<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>是<sup>レ</sup>調<sup>一</sup>ハシナ<sup>有</sup>リ多種<sup>一</sup> 調<sup>詩</sup>

半身通密<sup>無</sup>画、幅御注葉ノ由證書アリ

彩色全身通密<sup>無</sup>画、幅御注葉ノ由證書アリ

都金陵坊權少僧密<sup>二</sup>附<sup>ス</sup>之一レ<sup>テ</sup>甲州鎌田郡吉田郡水上山月

江禪寺常住子<sup>ノ</sup>時慶長五年 庚子仲夏念日住持比丘雲祥代

始祖言彩画印加・福光典筆探店ノ鐵札ヲ添フ

頼德山懶深寺 下吉田村

本尊太子十六歲絵像（未詳）

聖德太子絵像  
第一尺三寸七分  
古画ナリ 或云太子ノ自画

不ト知ラ  
是非ア

卷九十九 仏寺部第十七ノ下 郡留郡内領

吉横山西念寺 上吉田村

波唐天神ノ画 古画無名、名氏。

桔屋山善光寺 川口村

唐画一幅 南屋主人  
西元母

十六善神一領 古画

川尻山淨東寺 川尻村

勢陀ノ影像一幅 意心作  
（未詳）

真木山福正寺 真木村

赤蛇ノ影像大絵 古画西元

顯如ノ影像  
日光准知在賀主御宗文  
嘉慶元年三丁巳年四月廿八

岩殿山門通寺 岩殿村

十六善神一領 大絵若狭中ニ置スレバ是亦  
志ま中ノ置タルベシ

不動明王ノ古画二幅

老梅院古画 金油  
無名

涌出山福泉寺 上野原村

赤蛇ノ画像

太子十六歲の御影 共ニ古画ナリ（未詳）

湯金山宝生寺 小吉村

十三仏画、相伝ヘテ小曾造江守家藏ナリト云ア

十六善神、佛古物ニシテ破裂甚シ蓋シ廣山納采ノ物ナ

ルベシ

赤蛇仏画影、元ト本村池ノ尼ト云フ地ニ小堂中ニ安置

ス（形刻か、未詳）

以上が、『甲斐国志』に記載された中世絵画の目録である。実際には伝存される遺品で記されていない絵画もあり、また作者を正確に伝えていない例も見えるが、実見していない絵画が數多く見られるので、ここでは左記のままにとどめ、私見を記していない。

武田氏に関する絵画には、高野山に伝存する遺品もあり、また東京国立博物館等にも所蔵され、未だ、基本的な総目録が作成されていないのが現状である。本稿は基礎資料として作成しただけに留めたが、このことに関してはいずれ改めて論を草するつもりである。

（市史編さん専門委員）

# 甲府市川田館跡調査報告

(市史編さん専門委員)

田代孝一  
(川田館跡調査員)

## 一はじめに

山梨県内の中世城館址は、昭和五十五年十月に発刊された『日本城郭大系』第8巻で三二四ヶ所が確認されている。その中で山城・砦・烽火台など、山地を選んで築く、軍事的機能を担う城郭と、館・屋敷などのように平地に築き、行政と居住が主目的の城郭が紹介されている。

さらに、昭和六十一年三月に山梨県教育委員会から『山梨県の中世城館跡』が刊行されたが、この分布調査報告書によれば、「日本城郭大系」によって確認されている中世城館より、一〇三ヶ所多い二七ヶ所が報告されている。

中世という時代は、およそ一二世紀後半から、六世紀後半までの四百年間であり、武家勢力が台頭し發展した時代である。武士団の成長と共に、その拠点は消長をくり返したのである。鎌倉時代における守護・地頭クラスの館、在地土豪の屋敷など不明なものが多いのは、七、八百年前という歴史の流れの中に埋没した結果といえようが、四百年前においても大きく変わることはない。ただし、今後

も城館の存在が推測できる地名や伝承が知られていることから、その数も増加する可能性は充分であろう。

現在の甲府市は、武田信虎が永正十六年(一五二九)に藤原ヶ崎の館へ拠点を移し、豪臣団や商工業者を集住させ城下町を形成したことから始まるとしている。永正十六年までの拠点は川田の館であったという。その場所の推定地はあるが、確定的なものになっていない。武田氏が守護大名から戦国大名へと変革を成し遂げた段階の居館は、中世城館史の重要な研究課題である。

甲府市史編さんるためにあたって、考古・古代・中世部会として考古学的手法による城館跡研究を検討したところ、幸い地権者等の協力が得られることになり、川田館跡の推定地にあたる一帯の確認調査を実施する運びとなつた。

以下、発掘調査に至る経過について簡略に記しておきたい。

(昭和六十二年)

八月二十七日 発掘調査委嘱書下見。  
九月十四日 川田館跡推定地地名調査(地元居住者四名より現地案内を受ける)。

九月十六日 地権者の内諾を得、川田館跡発掘調査の実施を正式決定。

九月二十一日 地権者より発掘承諾書をいただく。

九月二十五日 文化庁へ埋蔵文化財発掘調査届を提出する。

十月十九日 古代の山梨を知る会・甲斐歴史会に発掘調査への協力を依頼。

十月二十三日 トレンチ設定場所等について現地確認。

#### 調査組織

調査主体 甲府市市史編さん委員会

調査担当者 岩貝正義（市史編さん委員会委員長）・田代孝（市史さん専門委員）・萩原三男（市史編さん専門委員）・数野雅彦（市史編さん担当職員）

調査員 櫻原功一（山梨文化財研究所）

調査参加者 地元（長谷川祝子・長谷川保・鹿田勝・長谷川政一・

小宮山美恵子・千野きよみ・堤谷梅代・落合松代・甲斐歴史会・花井邦直・土橋通貢・宮川昌蔵・小林森雄・伊藤晴雄・古代の山梨を知る会・久保寺春雄・古屋高治

調査協力者 長谷川篤郎・高野令司・望月桑太郎・落合四郎

事務局 甲府市役所市長室市史編さん担当（担当主査 高木伸也）

調査事務局の高木主査・数野氏には、発掘調査を円滑に進めるため御尽力いただいた。厚くお礼を申し上げたい。

#### 二 位置と歴史的環境



第1図 川田館跡位置図

発掘調査地点は、甲府市川田町三八一の長谷川篤郎氏宅の敷地内および北に隣接する果樹園地内である（第一図）。付近一帯は平坦地であるが、ここから西方にある二宮神社・寿徳院にかけては、わずかに帯状の険高地となっている。標高は約二六六メートル前後で

ある。

調査地点は甲府市域の東端近くにあり、平等川によって東八代郡石和町と境界をなしている。北方にはJR中央線と青梅街道（一四〇号）が山裾を並行して東西に走り、南方には甲州街道（四二一号）が同じく東西に走っている。

甲府市教育委員会が「九八六年に行なった『甲府市の遺跡』」—甲府市内遺跡詳細分布調査報告書によれば、旧甲速村（市北東部の山付地帯と大山沢川・平等川流域の冲積地に位置）として、横根兼石塚古墳群の一六基の他に、横根・棲井・和戸・川田町一帯に四九ヶ所の遺跡を確認している。そのうち川田町では古墳時代から近世までの八ヶ所の遺跡があげられている。

これまでに奈良時代の瓦生産を行った川田瓦窯跡などが知られていて、今回の分布調査によつて古墳時代から平安時代にかけての遺跡の多いことが確認されている。特に横根の「甲斐國山梨郡森門」のヘラ書き土器が発見された大坪遺跡にかけては、古くから築跡の存在が知られている地域である。桜井町の上土器においても瓦窯跡の存在が確認されており、古代から工人集団のムラを形成していた可能性が指摘されているところである。

沖積地として発達した地形だけに、なお堆積した土砂の下層においてもより古い段階の文化層が埋もれることは充分に推測されることである。また、中世の川田窯跡もよく発達した沖積地上に立地したことから、旧笛吹川や平等川の氾濫による影響を考えておくことも必要であろう。

### 三 川田館跡の歴史

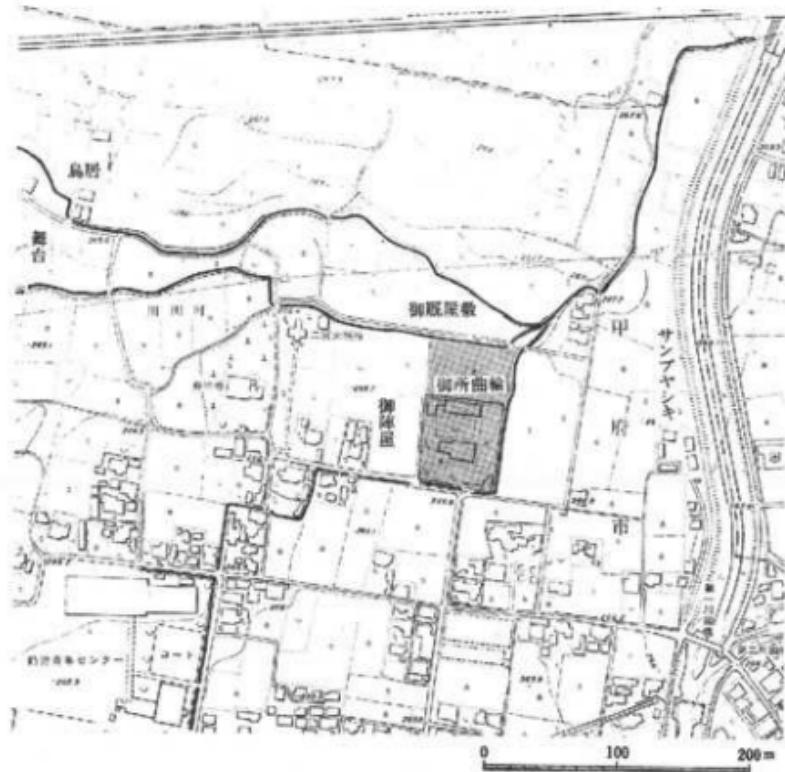
川田館跡は、甲府市川田町の二宮神社付近にあつたとされている。「甲斐國志」古跡部によれば、「村北ニ里人御所山輸ト唱フル所ナリ地名ニ公用屋敷・舞臺・女中屋敷・大庭・筑地・サンフ・出水・久円・御殿・的場等アリ」、「武田信虎木ダ禦城ガ崎ヘ西ラザル以前累代ノ居館ハ是ナリ」とみえる。

岐東地域には、中世の甲斐武田氏累代の居館が設けられ、およそ三百年間にわたってその本拠が置かれたが、川田館は最後の館であるとされる。この地に最初に居館を構えたのは武田信昌の祖父信昌と「園志」は述べ、信昌が守護代部上野介景家を小田野城（牧丘町西保）に攻め滅ぼしたのち当館を築いたと推測している。小田野城の攻防は「王代記」によれば寛正六年（一四六五）のことであり、それから間もないことと考えられる。

これに従えば、永正十六年（一五一九）の信虎二十五歳のおり、古府中の鷹岡ヶ崎館へ移転するまでの約五十余年間、川田館が守護の館として存在したことになる。

武田信虎は、明応三年（一四九四）に生まれているが、その誕生地は春日居町下岩下の通称養生屋敷とも、この川出邸ともいわれていてもより古い段階の文化層が埋もれていることは充分に推測されることである。また、中世の川田窯跡もよく発達した沖積地上に立地したことから、旧笛吹川や平等川の氾濫による影響を考えておくことも必要である。

また、「王代記」には永正十一年（一五一四）「武田左京大夫信虎御代河田ニ屋形」とあることから、信虎によって川田館が構えられたとも解することができる。



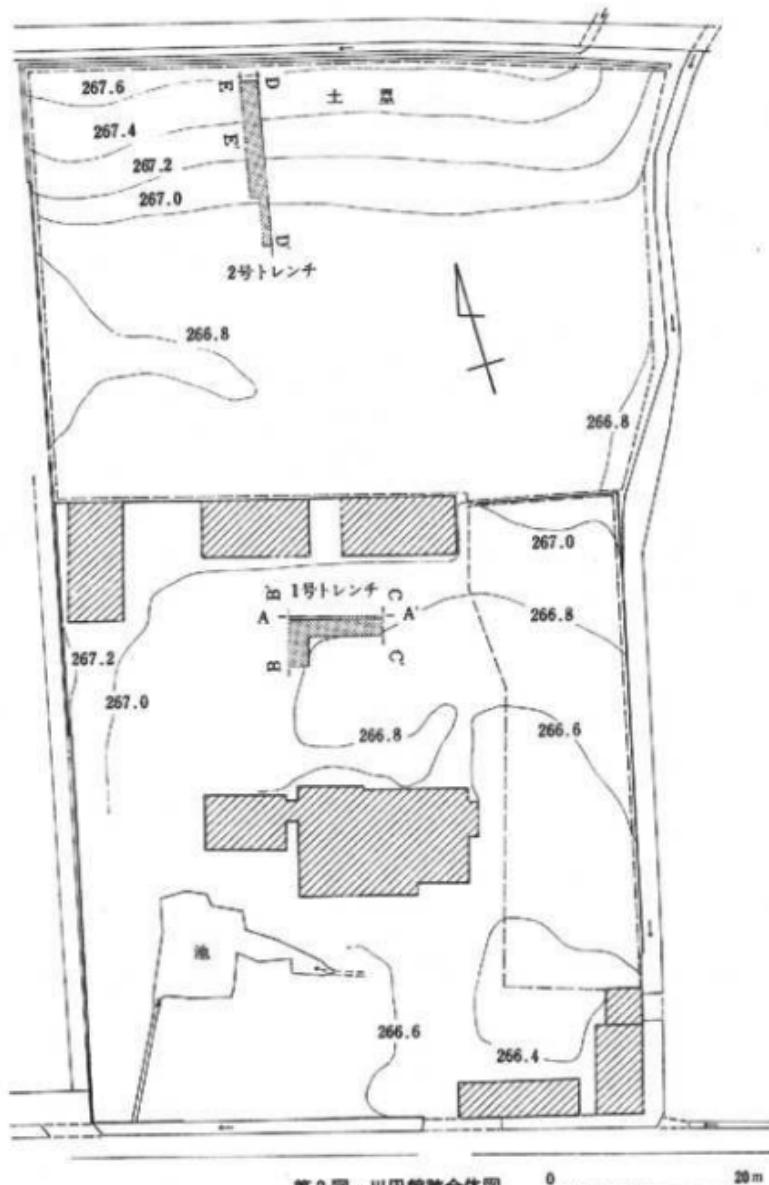
第2図 調査地区とその周辺

以上のように、信昌・信頼・信虎三代の居館に対する留保のないことから、「王代記」の記述内容は充分な検討を要するであろう。永正一年前後の信虎は、領国統一のために内外の敵と激しい戦いを繰り返している最中である。領國經營の拠点としての越後についても堅固な構えは必要であったといえよう。

川田の地域は笛吹川や平等川の水害を受けやすい地であり、しかも半祖地のため外敵に対して防護体制がとりにくいう不利な条件が生じ、新たに本拠地として選定した地が鶴岡ヶ崎の地であった。

川田郷の推定地を二宮神社周辺とした場合、  
神社を北西端として、東へ一町、南へ一町の  
方形区域を認めることができる。なお水路に  
関連して考えると、東へ一・五町と南へ一町  
の区画を認めることも可能である。本路は北  
東端付近で分流したとみなすと、北辺を流れ  
るものと東辺から南辺を流れるものがあり、  
鉢の三方を包むことになる。

地名としては、水路に囲まれた区域の北東端一帯を御所曲輪と呼び、北辺を流れる水路の北側を御堀屋敷と呼んでいる（第二図）。



第3図 川田館跡全体図

ことができる（第三回）。さらに、西邊には二宮神社に隣接して舊洞宗の寺跡がある。永禄三年（一五六〇）の創立とされ、落合村

（山梨市）の永昌院四代の精宗純義を開山とする。永昌院は信昌の菩提寺であり、武田氏の川田鎧との関連性をうかがわせるものである。

永禄三年は武田信玄の時代となっている。永正十六年那須ヶ崎館に拠点を移してから四十一年が経過しており、すでに居館としての様相は失われていたのではないか。天正十年（一五八二）織田勢の兵火にかかるて焼失したとの伝承もあるという。

#### 四 調査の経過

発掘調査は、昭和六十二年十月二十八日（水）から十一月二日（木）までの十二日間にわたって実施した。この調査は断跡の追跡確認を目的とする作務上、遺構の遺存が良好であろうと考えられる地点に設けてトレンチを設定し、遺構の検出に努めると共に遺物の出土状況、土層の堆積状況の調査を行なった。

十月二十八日 器材を搬入した後、長谷川氏毛の母屋と蔵に挟まれた中庭のはば中央部に、罐等の趣物群の配置方向に合わせてほぼ東西方向の一〇m×二〇mのトレンチ（1号トレンチ）を設定し、スコップによる振り下げる作業を開始した。約七〇cmの深さに礫を非常に多く含んだ砂礫層があり、その層を中心にして偏重土器層・礫鉢・内耳土器等の破片が散在して出土した。なお、この地点は近年までブドウ畑であったらしい、櫻を吊るための針金を埋め込んだ直徑二〇cmほどの孔が砂礫層を貫いて敷設所に確認されたほか、全面的に攪乱が比較的激しく、東側で現在最も使われている群丸瓦の破片が深さ

六〇cmのところから出土した。

十月二十九日 遺物を残しながら、砂礫層下層の砂層上面まではほぼ完全に振り下げた。このうち西側には内耳土器・土師質土器を中心とした貴重な遺物の集中箇所がみられた。

十一月三日 1号トレンチの北壁に沿って幅三〇cmほどのサブトレンチを設定し砂層を振り下げたところ、地表下約一mの深さから水が湧出しそれ以上掘り下げる事はできなかった。砂層中からは縄文時代中期（善利日式）の土器片が検出された。

十一月三十一日 1号トレンチ内の遺物出土状況の平面図を作成し、遺物を取り上げた。

十一月二日 長谷川氏毛北側のブドウ畑北端に認められる東西方に向の土器状の高まりに対しほぼ直行するようなかたちで一・八m×二mのトレンチ（2号トレンチ）を設定し、振り下げた。また1号トレンチの断面圖を作成した。

十一月五日 2号トレンチ北側では近世と近代かと思われる土器に伴つて陶器の破片が大量に出土した。また東壁南側には網状の落ち込みが確認された。しかし中世に相当する遺物の出土は少ない。

十一月六日 2号トレンチの落ち込みを追つて五〇×一・九mの拡張トレンチを設定し、振り下げたが、網などの人為的な構築物ではないことが判明した。また砂層付近からの湧水が激しく下部の調査をすることはできなかった。遺物は極めて少ない。

十一月七日 1号トレンチ西側をし字状に二〇×五m拡張し、出土遺物を全て残しながら下げるところ、上質土器皿の小破片を主体とした多量の遺物が出土した。遺物は砂層を挟んで上下の層に伴うことが明確となつた。しかし遺構面を特定することはできなかつ

た。

十一月九日 2号トレンチの土壤状の高まりについて、山梨文化財研究所の外山秀一氏から自然堆積の可能性もあるとの示唆を受けたが、断面の観察では明らかに異質な土を盛り上げている状況が確認された。1号トレンチは砂層まで掘り下げ、遺物が出土しないことを確認した。

十一月十日 平等橋西側兩端のベンチマークを基準に長谷川氏宅内の標高を測りだし、長谷川氏宅の平面図及び二〇〇mおきの等高線図を取り始めた。

十一月十一日 1号トレンチの遺物を取り上げ、断面図を作成した。また2号トレンチの断面図を作成し、1・2号トレンチ断面の写真撮影を行なった。

十一月十二日 長谷川氏宅の平面図を完成し、器材を片づけ調査を終了した。

## 五 土層の堆積状況・遺物の出土状況・遺構

### (一) 1号トレンチ (第四回)

1号トレンチは館跡内のほぼ中央部を想定して設定したトレンチである。土層の堆積状況は次のとおりである。1層—黒褐色土層（しまりが弱く砂粒をやや多く含んだ表土層で、最大五cmの深さを含む。）2層—暗黃褐色土層（4層上面から埋り込まれたビットで、4層とほぼ同じであるが、7層からの縫を多く含む。）3層—赤褐色土層（4層中に堆積した焼土層。このほかにも炭化物層が、ズ状に堆積する箇所がある。）4層—暗褐色土層（径一ト四cmの砂、粗粒砂を含み、しまりが弱い。焼土層、炭化物層を部分的に介

在する。5層以下へのビット、土壤状の掘り込みが多く認められる。）

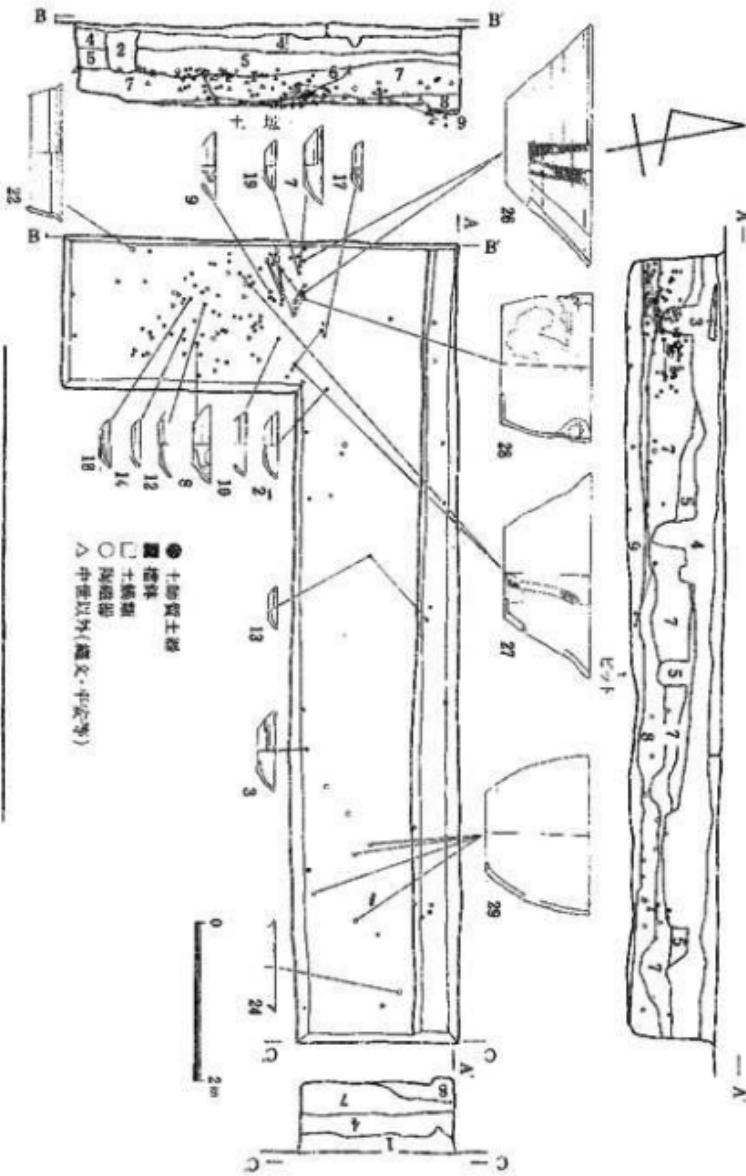
5層—黄褐色土層（4層とはほぼ同じであるが、しまりがあり炭化物を含む。また下位において遺物を比較的多く含む。ビットが構築されている。）6層—暗褐色土層（7層中に掘り込まれた土層で、遺物を非常に多く含む。種をやや多く含みしまりがやや弱い。）

7層—黒—黄褐色砂疊層（径〇・五～一五cm、平均約五cmの圓円形を主体とし、粗粒砂を多く含む。種はトレンチ西側ほど多く、東側には少ない。また上位より下位ほど種が小さくなる傾向がある。）

誰の疊に西側斜の方向性が観察されたものがあり、東から西方向への水の流れによって形成された可能性がある。またトレンチ西側の疊には褐鐵鉄による黒色汚染が甚だしく、地下水位の高さを物語っている。遺物を包含するが、痕跡をしたもののは少ない。）8層—灰—褐色砂疊（上位では7層と同じ黒色汚染が、下位では褐色汚染が甚だしい。遺物は少ない。）9層—灰白色砂疊（上位は8層下位と同じ褐色汚染の影響を受ける。5層よりも緻密な砂疊で、湯水が発生する。痕跡が認められる善利日式等の陶文土器片を幾く少量含む。）

遺構は、松葉区西側に認められた6層の土塙と5層中のビットのみである。土塙は断面観察の際確認されたものであり、プランについては明らかにすることができなかった。但し、遺物を非常に多く含む特徴から推定すると長軸長二・五m、短軸長一・五m程度の橢円形プランであると考えられる。断面は括弧状を呈する。土塙付近からの遺物出土状況は、北西側底面付近に一個体分の内斗土器片が散在していたほか、五〇点余りの上部質土器皿の小破片、土部質の擦鉢片など食器を中心とした土器類が主に土塙底面付近から発見

図4 四 1号トレンチ遺跡出土状況・土層セクション図





された。このように食生活に関わる日常器物類にはば限定された器種構成から推定すれば、この土壤が施内の厨房付近に近接して位置していた可能性もある。また土壤の規模・覆土の様子、遺物の出土状況や、後述する遺物の時期について見た場合、五世紀代に位置づけられる内耳土器・土師質土器・塗鉢を含み近世・近代の遺物は皆無であることから、中世において比較的短い期間利用されたことが想定される。ピットは北壁中央部の5層中に確認されたものである。径30cm、深さ40cmを測る。遺物の出土はない。

以上を小括すると、5層が中世の遺物包含層であり7層は中世の地山である。遺構は5層下位～7層上位間から構築され、当該期の土壤・基とピット一本が検出された。7層以下は河川の氾濫に伴う堆積層であり、縄文土器を含む9層からは湧水が発生する。

(2) 2号トレンチ(第五回)  
2号トレンチは、現状で幅一四m、長さ六六m、約六〇cmの比較を測る土壌状造術の断ち割りを目的に設定したものである。土壌は

次のとおりである。1層—暗褐色土層(表土層)。ブドウ畠の耕作上層。(2層—白色砂層(近世以降の土壤の一層)。) 3層—暗褐色土層(土壤の一層)。1層・5層に類似する。(4層—暗褐色土層(土壤の三層)。近世以前の陶器片、及び礫を多く含む。) 5層—暗褐色土層(やや粗い、炭化物を含む。トレンチ中央より北側では径5cmほどの砾を多く含む。) 6層—暗黄褐色土層(5層中にレンズ状に堆積した土層。やや粘性が強い。12層に類似した小プロックを含む。) 7層—黄褐色土層(9層上面から振り込まれた土壤の一層。つまり、粘性が弱い。) 8層—暗黄褐色土層(土壤の二層)。径20cmの砾を含む。7層よりも砂粒が多い。) 9層—暗黄褐色土層(12層に類似した小プロックを混入する。やや密でしまりがある。砾を含む。人工的な盛り土層の可能性が強い。) 10層—黒褐色粘土層(疊、スコリア、炭化物、土師質土器等の遺物を混入する。非常に堅く、人工的な盛り土層かと思われる。) 11層—暗黄褐色土層(疊、炭化物を含む。下位ほど強くしづめる。人工的

な盛り土層かと思われる。」 12層—黄褐色土層（厚さ三~四cm）で

ほぼ一定している。褐色汚染が認められる。人工的な盛り土層であろう。」 13層—灰黃褐色土層（密で疊を含まない。しまり、粘性がある。） 14層—灰褐色砂層（15層の凹面に堆積した砂層で、ト

レンチ中央から南側ではやや厚く、北側では殆ど認められない。しまりは弱く、褐色汚染が認められる。湧水が発生する。」 15層—

黄褐色砂層（径一~二cm、平均五~六cmの疊を多く含む。） このなかで、9~12層はトレンチ中央から北側にのみ見られ、人工的な盛り土層ではないかと考えられた。特に、10層は1号トレンチ内で認められなかった層であり、堆積状況が9層の盛り土を保護するようにブロック状に配置されていることから、跡跡の外から運ばれたりと推定したい。13層以下は自然堆積層である。調査区北側は現在石垣があり、約一~五m低くなつて旧氾濫原となつてゐるため、土塁幅は明確ではないが、基底部幅四m以上である。土塁南側は6層の堆積が示すとおり、河川の氾濫等による重複面、あるいは遺物包含層の擾乱・消滅が予想される。なお、遺物の出土量は土壤出土の近世・近現代の陶磁器片を除いて、極めて少量であった。

1号トレンチと2号トレンチの層序にはどのような関係があるだろうか。まず1号トレンチ1~4層と2号トレンチ1~5層は同一であると考へられる。また1号トレンチ7層と2号トレンチ15層は類似している。従つて、1号トレンチ5層と2号トレンチ13~14層が対応関係にあると考えられるが、両者の間には疊の有無、遺物の

包含状況に相違がある。この点については今後の課題としたい。

## 六 出土遺物（第六・七圖）

首飾に関連すると思われる出土遺物は、土師質土器皿、円盤土器皿、陶器、青磁、白磁、摺輪、内耳土器等である。

上部質土器皿は1号トレンチから約二三〇点、2号トレンチから一〇点出土したが、そのうち一九点を図示した。これらは、形態的におよそ口徑一~四と一四cmの皿三分類、口徑七~十四cmの皿一二分類に分けられる。すなわち

皿A—見込み部中央から緩やかに立ち上がり、内湾し、口唇部は丸いかやや丸い。（1~4・7~8）

皿B—見込み部中央から直線的に外反し、口唇部はやや丸い。（5）

皿C—八の字状にはば直線的に立ち上がり、口唇部はやや尖る。（6）

小皿a—内面に波をもたず、口唇部が玉状を呈する。（13~15）

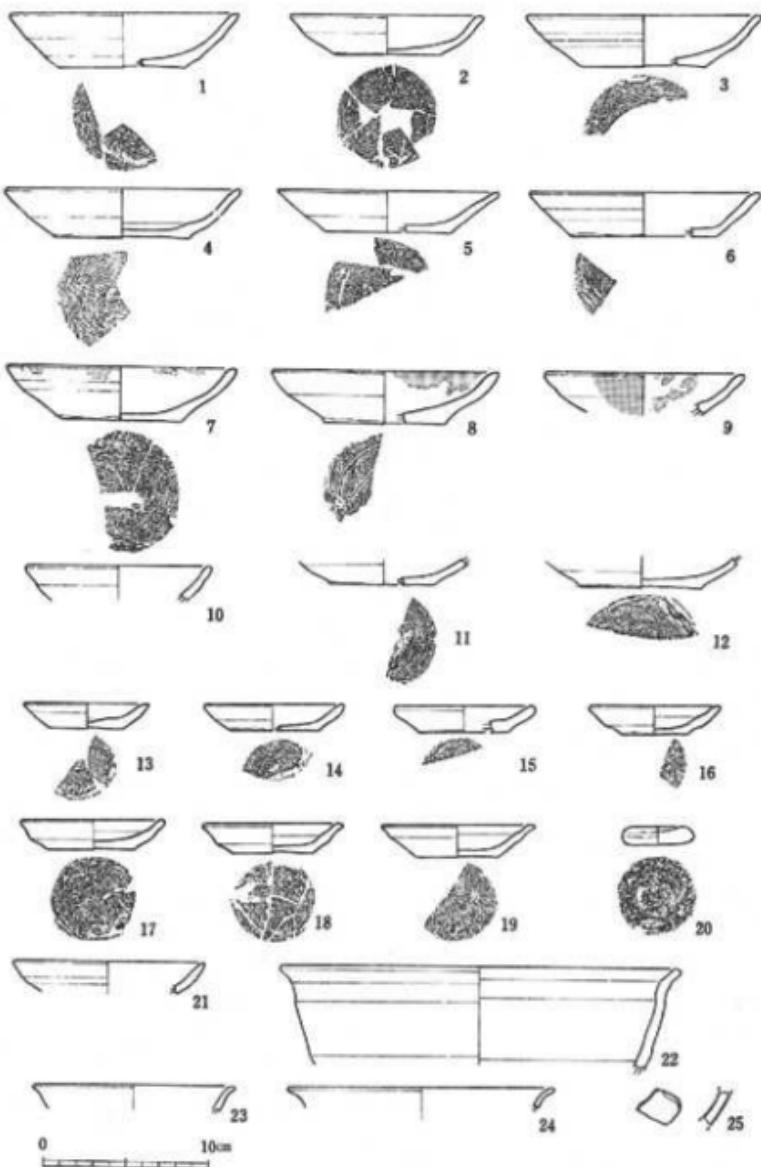
小皿b—内外面に一条の棱をもつ。（16~19）

1~3・6~20は1号トレンチ、4~5は2号トレンチ出土である。

1は推定口徑一~三・四cm、推定底径七cm、器高三・三cm。黄褐色を呈し、雲母・長石・スコリアを含み、焼成は良好である。口唇部はやや丸い。底部の切り離しは右回転系切りによる。2は推定口

徑一~四cm、底径六~二cm、器高三・四cm。黄褐色を呈し、雲母・長石・スコリアを含み、焼成は良好である。口唇部はやや丸い。底

部の切り離しは右回転系切りによる。3は推定口徑一~四cm、推定底径七~四cm、器高三cm。黄褐色を呈し、雲母・スコリア・長石を含

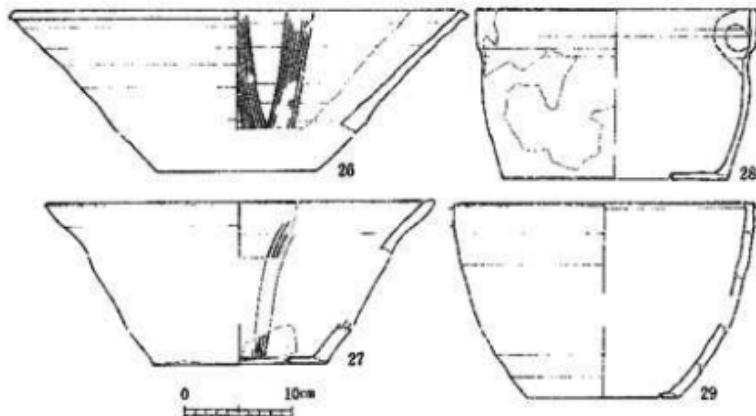


第6図 川田館跡出土遺物(1)

み、焼成は良好である。口唇部は丸い。4は推定口徑一・四cm、推定底徑八・四cm、器高三・四cm。橙色を呈し、雲母・長石・スコリア・角閃石を含み、焼成は良好である。見込み部はほぼ平らに調整される。口唇部は丸い。底部の切り離しは右回転系切りによる。5は推定口徑一・三・二・四cm、底徑七・四cm、器高二・五cm。橙色を呈し、雲母・長石・スコリア・角閃石を含み、焼成はやや良好である。口唇部はやや丸い。6は推定口徑一・四cm、推定底徑八・四cm、器高二・六cm。黄褐色を呈し、雲母・スコリアを微量含み、焼成は良好である。口唇部はやや尖る。底部の切り離しは右回転系切りによる。見込み部に黒色付着箇所が認められる。7は推定口徑一・三・六cm、底徑七・二cm、器高二・二cm。黄褐色を呈し、雲母・長石・スコリアをやや多く含み、焼成は良好である。口唇部はやや丸い。底部の切り離しは左回転系切りによると思われる。8は推定口徑一・三・四cm、推定底徑七cm、器高三・二cm。黄褐色を呈し、雲母・長石・スコリアをやや多く含み、焼成は良好である。口唇部はやや丸い。底部の切り離しは左回転系切りによると思われる。9は推定口徑一・三・四cm、推定底徑五・二cm、器高一・六cm。黄褐色を呈し、雲母・長石・スコリアを含み、焼成は良好である。口唇部はやや丸く肥厚する。底部の切り離しは右回転系切りによると思われる。10は推定口徑八・四cm、推定底徑五・二cm、器高一・五cm。黄褐色を呈し、雲母・長石をやや多く含む。口唇部はやや丸い。底部の切り離しは左回転系切りによると思われる。11は推定口徑八・六cm、推定底徑五・二cm、器高一・五cm。黄褐色を呈し、雲母・長石をやや多く含む。口唇部はやや丸い。底部の切り離しは右回転系切りによると思われる。12は推定口徑八・六cm、器高一・六cm。黄褐色を呈し、雲母・長石・スコリアを含み、焼成は良好である。口唇部はやや丸く肥厚する。底部の切り離しは右回転系切りによると思われる。13は推定口徑八・六cm、器高一・六cm。黄褐色を呈し、雲母・長石・スコリアを含み、焼成は良好である。口唇部はやや丸い。底部の切り離しは左回転系切りによると思われる。14は推定口徑八・六cm、推定底徑五・四cm、器高一・六cm。黄褐色を呈し、雲母・長石・スコリアを含み、焼成は良好である。口唇部はやや丸く肥厚する。底部の切り離しは左回転系切りによると思われる。15は推定口徑八・六cm、推定底徑五・二cm、器高一・五cm。黄褐色を呈し、雲母・長石をやや多く含む。口唇部はやや丸い。底部の切り離しは右回転系切りによると思われる。16は推定口徑八・四cm、推定底徑五・一cm、器高一・八cm。橙色を呈し、雲母・長石・スコリアをやや多く含み、焼成は良好である。口唇部はやや丸い。底部の切り離しは右回転系切りによる。17は口徑八・二cm、底徑四・八cm、器高一・八cm。ほぼ完形である。黄褐色を呈し、雲母・長石・角閃石を含み、焼成は良好である。口唇部はやや尖る。底部の切り離しは右回転系切りによる。18は推定口徑九cm、底徑四・八cm、器高一・八cm。ほぼ完形である。黄褐色を呈し、雲母・長石・スコリアを含み、焼成は良好である。口唇部はやや丸い。底部の切り離しは左回転系切りによる。

20は片面が食み皿状を呈する円盤状上製品で、1号トレンチから出土した。口徑三cm、底徑二・二cm、器高一・一cm。完存する。黄褐色を呈し、雲母・長石・スコリア・角閃石・花崗岩片等を多く含み、焼成は良好である。成形は手捏ねで、底部に斜切り痕は認められない。

陶器器類は1・2号トレンチ合わせて九六点出土した。そのうち



第7図 川田館跡出土遺物(2)

染付が最も多く四四点を数えるが、ほとんどは2号トレンチの土壤から出土した近世以降の製品のため、ここでは観察する。但し、1号トレンチの中世遺物包含層中から出土した四点と2号トレンチ出土の陰刻鳥文を有する一点は中世と近世初頭の所産である可能性があり、翌代後期の製品かと思われることを明記しておきたい。そのほか中世と近世初頭の陶磁器類には白磁三点、青磁四点、黄瀬戸五点、天目一点、灰釉一点、志野二点があり、そのうち1号トレンチからは白磁三点、青磁二点、黄瀬戸二点、天目一点、志野二点が出土している。ここに図示したのは五点である。21は1号トレンチ出土の志野皿で、推定口径一二cm。胎土は淡黄白色で内外面に釉がかかれているが、鉄鉢は見られない。口縁部はやや丸い。この他に口縁部が反り気味に内湾し、内面に鉛錆が描かれた皿がある。22は1号トレンチ土壤付近出土の黄瀬戸鉢で推定口径一二cm。胎土は淡黄白色で内外面に灰釉がかけられている。器形は緩く外反し、口縁部はくの字状に屈折する。23は1号トレンチ出土の白磁皿で、推定口径一二cm。胎土は灰白色を呈す。口縁部は滑らかに外反し、口唇部はやや丸い。24は同じく1号トレンチ出土の白磁皿で、推定口径一五・九cm。胎土は明白白色を呈す。口縁部は玉縁状に外反し、口唇部は丸い。これらの他の口唇部が波状を呈する鉢がある。25は1号トレンチ出土の青磁で、確かと思われる。胎土は灰白色を呈し、内外面共に無文であり、明緑灰色を呈する。中国奄美窯もしくは華南地方の製品であろう。他の青磁はいずれも碗である。

埴輪は1号トレンチから九点出土した。胎土、形態等から三点以上の個体識別が可能であるが、いずれも酸化炎焼成による素焼きの製品で、無釉である。輪積み成形の後、内面及び口縁部内外面に同

転台を利用したナデを加えている。28は推定口径三四cmで、五分の一程度の破片である。内外面共に黄褐色を呈するが、断面には灰色層を挟む。雲母・長石・スコリア・堆積岩を含み、土師質土器皿の胎土に類似する。また焼成は良好である。底面付近から口縁部まで器壁厚を減じながらほぼ直線的に開く器形で、口縁端部は平端にナデが加えられている。片口については不明。内面の櫛目は九本単位で、放射状にやや弱く施文されている。27は推定口径三六cm。外面は灰褐色、内面は黄褐色を呈するが、断面には灰色層を挟む。雲母・長石・スコリアを少量含み、焼成は良好である。口縁部と底部の小破片のため、全体の器形を窺うことは困難であるが、口縁部が緩やかに外反する器形である。片口については不明。口縁部外面には横位方向のナデ痕が残り、口唇部は内傾する半虫面をもつ。底部は薄く、板状痕かと思われる圧痕が認められる。内面および見込み部の櫛目は五本以上で、放射状に強く施文されている。

土器類には、1号トレンチから出土した内耳上器と内耳をもたない鉢形土器の二点がある。28は上端内及びその附近から出土した内耳土器で、約四分の三の資料である。口徑二八・五cm、底径二二cm、高さ一六・五cm。外面は灰褐色では全面にスジが付着している。また外面の底部上約一cmから底部外面にかけては赤褐色を呈する。

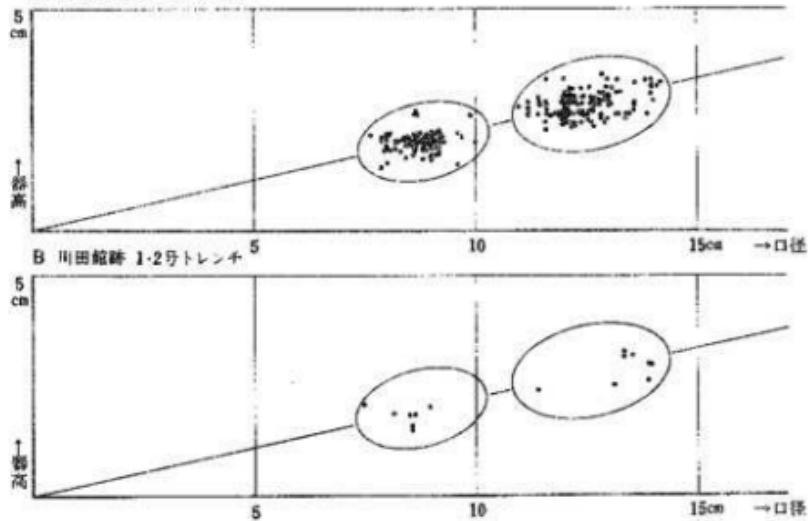
内面は黄褐色で付着物は認められないが、底部内面が僅かに黒変している。胎土には長石・スコリアをはじめとして種めて多量の堆積岩粒子が含まれており、土師質土器皿・桶鉢とは明らかに胎土が異なる。焼成は良好である。器形は薄く平らな底盤から口縁部でくびれながらほぼ直立し、口唇部は平坦に仕上げられている。胴部がやや張るほか、内面にはくびれ部に対応する箇所に鋭い字状の後

本廟跡からは予想以上に中世陶磁器類の出土量が少なく、明確な時期を記録することが困難であるが、限られた陶磁器類・雜器類から館跡の年代的位置付けを試みてみたい。

陶磁器類は、古窯戸・志野をはじめとして、およそ一六世紀代に位置付けられるものが主体をなすと考えられるが、鹿児島系の製品

## 七 館跡の時期

A (伝) 岩崎館跡 6号トレンチ



第1表

と考えられる青磁は一四世紀代までさかのばる可能性がある。また近世以降の陶磁器類を加味して考えるならば、一七・八世紀あたりまでの広い時代幅を想定する必要があろう。

内耳土器は、口縁の外反度が小さく直立氣味の特徴から、法量的には小さくやや頗るあるものの長野県内の城館址出土の内耳土器の分析から一五世紀代に位置付けられている。擂鉢については、関東地方の傾向をまとめた浅野晴樹氏によると、関東地方では「一五世紀に古窯戸の製品が大量に供給される一方で、次第に常滑製品の派人が減少」し在地系擂鉢の生産が開始され、少なくとも、五世紀中ごろには条線をもつものが出現すること述べている。休形の土器については類例が殆どなく時期は不明であるが、一宮町笠木寺藏遺跡における笠木寺藏田期（一二世紀前半代）に丸底の釜形土器があり、系統性を考慮することができるかもしれない。

土師質土器は、成形技法と形態の類似、口径・○cmを境に直と小皿に大別できる点で、勝沼町（伝）岩崎館跡 6号トレンチ出土資料を参考とすることができる。そこで本館跡と岩崎館跡の土師質土器の口径と底径による法量分布の領域を比較したところ、两者はほぼ一致する事が確認できた（第1表）。從って両者は時間的に近い位置付けが可能であろう。（伝）岩崎館跡は、一般的には長慶元年（一四五七）から翌年にかけての守護武田氏と守護代勝部氏との戦いで滅亡した岩崎氏六代にわたる跡跡と考えられているが、疑問視する向きもある。しかし6号トレンチから出土した天日茶碗は一五世紀初の笠松窯の製品と考えられることから、坂本美夫氏は岩崎館跡の土師質土器について、一五世紀代のなかでも下限を一五世紀後

平のはじめと推定している。このほか、皿と小皿の二器種に大別される点に付いて示唆的な分析がある。すなわち平安京（京都）の資料を分類・編年した伊野近富氏によると、平安京において一五世纪に口徑の大きな皿が新たに出現することの原因として、「室町幕府が安定すると、法事規制が実施されたらしい」と推定している。また長野県の平安時代以降の土器についてまとめた鍋柄俊夫氏は、鎌倉・室町時代を通して塊・环が消滅し京都市の手捏ねの皿が出現することを指摘したうえで、「土器器皿に非日常的な色彩が加わった」結果、「一五世纪以降、城館跡を中心として、土器器皿には再び底部に糸切り痕を残すものが見られる」のであらうと述べている。山梨県内では、三・四世纪の上質土器の資料が乏しく、実験が不明であるが、甲斐型土器の衰退・消滅の後、土器の生産自体が停滞期であったことを想定しなければいけない。それ以前の資料は集落遺跡、あるいは仏教遺跡・生産遺跡に限られ、城館跡の資料は殆どないがあえて比較するならば、二世纪末に位盤付ける笠木地蔵遺跡（昭和二十二年）、一・二世纪代の増施町城窯跡では口徑が10cm以下の小皿形態の土器は存在するが、口徑10cm以上の皿形土器は皆無である。従って全国的な傾向として、一五世纪以降からの原因によって口徑10cm以上の大型の皿が出現したのではないかと考えられる。このような古代末から中世における土器質上器の流れを踏まえたうえで、本節題例を一五世纪代として捉えておきたい。なお、1号レンチの土壤内及びその付近からまとめて出土した埴輪類からは、一五世纪代における内耳上器・摺鉢等の新器種をはじめ口徑の大きな皿等の出現という歴史から、新たな在地系土器生産の開始、あるいは在地系土器生産における大きな変遷を読み取る

ことができる。また一五世纪代の雜器類の編年作業をするうえで有効な資料であることは言うまでもない。

以上、前編の時期についてまとめるならば、出土遺物からは一五・一六世纪に主体をもつが、一四世纪に遡る可能性も残されたといえよう。

## 八 まとめ

発掘調査は、大規模な跡跡と想定される全体のほんの一端部分であり、その遺物・遺物も充分な検討材料とはいがたいたものであった。ただし、土器と認められる遺物には比較的多量の遺物が含まれていたことは注目される内容である。特に内耳上器・摺鉢・土器質土器・陶磁器などの日常生活器を主体とした中世遺物は、調査地区的性格を考えるうえで重要な資料である。

中世土器については、すでに発掘調査されている「岩崎氏館跡」「勝沼氏館跡」「武田氏館跡」などの一五・一六世纪代の城館跡の成果とも比較検討を加え、より明確にする課題は残されよう。しかし、遺物の考察で述べているようにその時期が一五世纪から一六世纪代に位置づけられるることは、從来、文献などから指摘されている武田信昌や信虎の時代との適合性は充分にあるといえよう。

## おわりに

本報告の調査は、甲府市市史図書委員会考古・古代・中世専門部会（磯貝正義部会長）において、田代孝・萩原三男の測定専門委員のほかに調査員・福原功一（山梨文化財研究所研究員）が加わって行なった。また執筆は1・3・8を田代が、4・7を福原が分担し

た。

なお発掘調査及び本文の作成にあたって次の諸氏に御教示、御協

力を賜った。記して感謝したい。(願不可、敬称略)

(故) 小林良・信藤祐仁・伊藤正幸・畠大介・河西宇・外山秀一・

大村昭三・八幡与志夫

#### 引用・参考文献

山梨県教育委員会『(伝) 岩崎館跡発掘調査報告書』一九七七

磯貝正義『日本城郭体系』第8巻 長野・山梨 新人物往来社 一九八〇

小林秀夫『長野県における内野土器の編年と問題』(『長野県中央道埋文化財発掘会報告書』(長野市その5) 長野県教育委員会 一九八二) 一九八二、一〇二頁

坂本美太『山梨県における一五世紀以降の土器質土器編年』(『甲

考古学』20の1 山梨県考古学会 一九八三) 八二、四頁

山梨県教育委員会『笠木地蔵造跡』一九八五

甲府市教育委員会『甲府市の遺跡』一九八六

山梨県教育委員会『山梨県の中世城館跡』一九八六 九五頁

磯貝正義・他『石和町史 第一巻 自然編・考古編』一九八七 伊野近富『「かわらけ」考』(『京都府埋文化財論集』 第1集

京都府埋文化財調査研究センター 一九八七) 三九五と四〇七頁

浅野晴樹『関東地方における中世在地系土器について』(『中近世土器の基礎研究Ⅲ』日本中世土器研究会 一九八七) 一八七、九一、一九八二頁

篠崎俊夫『信濃における平安時代後期以前の土器接觸』(『東洋土器研究』第一号 東国土器研究会 一九八八) 一九、四四頁

# 武田氏研究の現状と問題点

柴辻俊六

## 一 信玄関係著書の概評

戦前はともかくとして、戦後においても、第一表のように、実際に多くの信玄関連の著書が書かれている。小説からはじまって、専門書まで、ざつと数えて一三〇点余りにおよぶ。しかし小説や案内記、読みもの風のものは別として、いわゆる学術的なスタイルをとった書物は少ない。第一表で番号に○印をつけたものが目立ったものである。ほかは大なり小なり、これらの本をやさしく書き直したものであり、研究史的にはあまり参考とならないと思われる。

とりわけ、NHKで大河ドラマとして「武田信玄」が放送されることに決まった昨年度の五月頃から、これに便乗したつまらない本がたくさん出版されている。これらは現在でも書店の店頭に並べられているので、その実態がわかると思う。しかし、これらの内で、評価に値するものもいくつかある。まず図録の類であって、良い写真版と適切な解説によつて、現地に赴いて史景を見ているような臨場感がある。もう一つは、マンガやイラスト風のもので、史実に忠実に子供にも読みやすいように書き直したもののが面白い。これに

も担当者によつて良し悪しの差が多くみられるが、それは参考とした著書の良し悪しによるものであろう。ともかく、こうした從来になかった型での著書は、信玄をより広い層の人々に理解させようとこの点では一定の効果をあげたようと思われる。

第一表にあげたものについて、各時期の大まかな特徴をみておきたい。まず昭和四十年代の特徴であるが、むろの奥野高広氏の「武田信玄」によつて、学術的な研究が始まられたと言つてよい。この時期にはなかなか本格的な名著が多く書かれていた。昭和五十年代に入ると専門論文集で本格的な研究が深化したようと思われる。No.32の佐藤八郎氏「武田信玄とその周辺」や拙編の他編の「武田氏」の研究などがその代表的なものであろう。六十年代に入って、前述したように一般的に著書が主流をしめるようになり、あまり本格的な著作はみられない。しかしいろんな雑誌やグラビア集で、信玄特集が組まれるようになり、從来知られていないかたのようなものが多く紹介されたことは、今後にいろいろと研究材料を提供したことになり、新紹介のものの一つ一つの検証が今後必要になってくると思われる。

第1表 武田氏関係書籍一覧(昭和62年12月末現在)

著者	書名	出版社	判型	ページ	定価	著記	備考
井上, 治 松本博雅	風火山 信玄記	新潮社 河出書房	新潮社 古今書院	30. 31.	小説 小説	1 2	
河原信二 角川光尋	信玄とその一党 三万石の城	春秋社	春秋社	32. 33.	学術書	3	
小林計一郎 奥野尚広	小林角の秋 武田信玄	成野博士史研究会 吉川弘文館	吉川弘文館 主文堂	A.5 B.6 B.6	33. 34.3 292	5	
井上義久 中沢信吉	誠信と信玄 甲斐武田氏—その社会経済的考察	甲斐史学会 山梨県立森林科学研究所	甲斐史学会 人間往来社	60.12 写真 1,600円⑥ 400	入门書 入门書	7 7	
中村正貴 小林計一郎	中村正貴 加藤金元 十橋の旗	武田信玄と治承 武田半紀	山梨県立森林科学研究所 山梨県民会館	40. 40. 40.	学術書 学術書 学術書	9 9 9	
野沢公太郎 川本憲昭	武田信玄 甲斐源氏と武田氏	三一書局 東都出版社新刊行	三一書局 山本文庫	41. 42.	学術書	11 12	
新田次郎 鶴見正美	信州物語で死んだ武田信玄公 武田信玄	文芸春秋社 新人物往来社	文芸春秋社 企画社	44. 45.	学術書	13 13	
野村敬雄 上野誠則	甲斐武田氏 武田信玄—その人と生む	新人物往来社 新人物往来社	新人物往来社 新人物往来社	44~ 45. 52.1 写真 1,500円⑤	小説 小説	15 15	
北島泰正 上野誠則	武田信玄忠女心傳記 武田武士の軍師	B.6	B.6	45.4	学術書	17	
野沢公太郎 戸内之輔	武田信玄家集 被服文化遺産影	A.5	A.5	3,200	学術書	18	
藤公房 鶴見正美	武田信玄の人間背景 武田信玄	B.6	B.6	47.10	学術書	19	
坂本穂一	武田信玄小伝記	柏青社 柏青社 柏青社 カルチャーカンパニー 武田信玄公史研究会	新人物往来社 新人物往来社 武田信玄公史研究会 新人物往来社	47. 47. 47. 63	学術書 学術書 学術書	20 21 22 23	
		A.4	235	5,000	学術書	24	
				2,800	学術書	25	
				48.11	学術書	26	
				49.	学術書	27	
				50.	学術書	28	

土能治道  
山梨日石新聞

武田信玄一物語と史料をたずねて  
武田史跡めぐり

越貝正義  
武田信玄のすべて

上野晴朗  
鈴木 幸  
筑波書房

新田北都  
新田次郎  
新田次郎

坂本謙一  
武田信玄  
武田信玄とその周辺

新田光熙 (新田光熙全集15-17)  
武田二十四将伝  
武田信玄1-3

武田信玄  
武田信玄  
伊藤章大

武田信玄と上杉謙信  
徳川合戦屏風巻成1-川中島の戦

横山 謙  
柴江俊六  
内藤慶助  
上野晴朗  
土屋治重

川中島合戦記  
戦国大名旗の研究  
武田信玄と上杉謙信  
落日の武田信玄  
武田信玄と山本勘助外伝

せかい伝記図書館24-武田信玄  
川中島の合戦  
武田上杉軍記  
現代視点 武田信玄  
武田氏の研究

松永義弘  
小林耕一郎  
旺文社  
柴江俊六  
柳戸淳吉  
武田信玄  
川中島の戦  
人物日本の歴史  
上野晴朗

芦州歴史散歩  
武田信玄  
武田信玄とその周辺

新田信玄 (新田光熙全集15-17)  
武田二十四将伝  
武田信玄

武田信玄  
武田信玄  
伊藤章大

武田信玄と上杉謙信  
徳川合戦屏風巻成1-川中島の戦

横山 謙  
柴江俊六  
内藤慶助  
上野晴朗  
土屋治重

川中島合戦記  
戦国大名旗の研究  
武田信玄と上杉謙信  
落日の武田信玄  
武田信玄と山本勘助外伝

せかい伝記図書館24-武田信玄  
川中島の合戦  
武田上杉軍記  
現代視点 武田信玄  
武田氏の研究

松永義弘  
小林耕一郎  
旺文社  
柴江俊六  
柳戸淳吉  
武田信玄  
川中島の戦  
人物日本の歴史  
上野晴朗

芦州歴史散歩  
武田信玄  
武田信玄とその周辺

新田信玄 (新田光熙全集15-17)  
武田二十四将伝  
武田信玄

武田信玄  
武田信玄  
伊藤章大

武田信玄と上杉謙信  
徳川合戦屏風巻成1-川中島の戦

横山 謙  
柴江俊六  
内藤慶助  
上野晴朗  
土屋治重

川中島合戦記  
戦国大名旗の研究  
武田信玄と上杉謙信  
落日の武田信玄  
武田信玄と山本勘助外伝

せかい伝記図書館24-武田信玄  
川中島の合戦  
武田上杉軍記  
現代視点 武田信玄  
武田氏の研究

松永義弘  
小林耕一郎  
旺文社  
柴江俊六  
柳戸淳吉  
武田信玄  
川中島の戦  
人物日本の歴史  
上野晴朗

芦州歴史散歩  
武田信玄  
武田信玄とその周辺

新田信玄 (新田光熙全集15-17)  
武田二十四将伝  
武田信玄

武田信玄  
武田信玄  
伊藤章大

武田信玄と上杉謙信  
徳川合戦屏風巻成1-川中島の戦

横山 謙  
柴江俊六  
内藤慶助  
上野晴朗  
土屋治重

川中島合戦記  
戦国大名旗の研究  
武田信玄と上杉謙信  
現代視点 武田信玄  
武田氏の研究

松永義弘  
小林耕一郎  
旺文社  
柴江俊六  
柳戸淳吉  
武田信玄  
川中島の戦  
人物日本の歴史  
上野晴朗

武田信玄一物語と史料をたずねて 武田史跡めぐり	成美堂出版	B 6	224	900	51. 5	案内記	26	
越貝正義 武田信玄のすべて	山梨日石新聞社	B 6	206	850	51. 3	"	27	
上野晴朗 鈴木 幸 筑波書房	新人物往来社	B 6	305	1,500	53. 2	学術書	28	
新田北都 新田次郎 新田次郎	新潟県立歴史博物館	B 6	367	2,500	53. 3	"	29	
坂本謙一 武田信玄	甲州歴史散歩	B 6	780	53. 2	案内記	30	29	
武田信玄 武田信玄とその周辺	武田信玄	B 6	289	53. 3	学術書	31	31	
新田光熙 (新田光熙全集15-17)	新潟県立歴史博物館	B 6	241	2,800	54. 9	小説	32	33
武田二十四将伝 武田信玄1-3	新潟県立歴史博物館	B 6	205	55 - 56	小説	33	34	
武田信玄 武田信玄	新潟県立歴史博物館	B 6	2,000	55. 3	小説	34	35	
武田信玄 武田信玄	新潟県立歴史博物館	B 6	400	55. 11	小説	35	36	
武田信玄 武田信玄	新潟県立歴史博物館	B 6	680	56. 9	小説	36	37	
武田信玄と上杉謙信 徳川合戦屏風巻成1-川中島の戦	新潟県立歴史博物館	1	5,000	55. 12	学術書	38	39	
横山 謙 柴江俊六 内藤慶助 上野晴朗 土屋治重	中央公論社	1	1,000	56. 5	学術書	40	40	
川中島合戦記 戦国大名旗の研究 武田信玄と上杉謙信 落日の武田信玄 武田信玄と山本勘助外伝	名著出版	A 5	576	56. 66	学術書	41	41	
柴江俊六 内藤慶助 上野晴朗 土屋治重	鶴海林書	A 5	354	57. 1	明治35年刊の再刊	42	42	
川中島合戦記 戦国大名旗の研究 武田信玄と上杉謙信 落日の武田信玄 武田信玄と山本勘助外伝	山梨日石新聞社	B 6	2,000	57. 3	読み物	43	43	
武田信玄 武田信玄 伊藤章大	青松社	1,000	57. 9	"	44	44		
武田信玄 武田信玄 伊藤章大	三樹い・やみ	650	57. 3	"	45	45		
武田信玄 武田信玄 伊藤章大	成美堂出版	B 6	207	1,000	57.	46	46	
川中島の合戦 武田上杉軍記 現代視点 武田信玄 武田氏の研究	新人物往来社	B 6	283	2,000	58. 3.10	47	47	
横山 謙 旺文社 柴江俊六 柳戸淳吉 武田信玄 川中島の戦 人物日本の歴史 上野晴朗	旺文社	B 5	192	1,000	58. 10	グラフ	48	48
川中島の合戦 武田上杉軍記 現代視点 武田信玄 武田氏の研究	吉川弘文館	A 5	5,000	59. 3	学術書	49	49	
横山 謙 旺文社 柴江俊六 柳戸淳吉 武田信玄 川中島の戦 人物日本の歴史 上野晴朗	きえら書房	1,000	58. 11	"	50	50		
川中島の合戦 武田上杉軍記 現代視点 武田信玄 武田氏の研究	旺文社	B 6	1,000	59. 7	グラフ	51	52	
横山 謙 旺文社 柴江俊六 柳戸淳吉 武田信玄 川中島の戦 人物日本の歴史 上野晴朗	集英社	B 6	570	59.	"	52	53	
川中島の合戦 武田上杉軍記 現代視点 武田信玄 武田氏の研究	新人物往来社	B 6	2,000	59. 8	"	53	53	

清基後元 土屋治麻	安田義光 甲州武田家臣団	坂元寺利 新人物往来社	A 5 B 6	176 1,800	北光晶 59.4	宇都書
上野導明 竹内勇太郎	武田信玄 山本勲助	福武店 新人物往来社	A 5 B 6	188 2,000	59. 2 60. 3	55 56
風巻誠一 新田北房	山本勲助 山本勲介 1~7	学習研究社 三笠書房	新書 文庫	各 1,200 279	60. 8 420	読み物 まんが
武田三代 信玄公業巡記	武田信玄のリーダー学 上野導明	毎日新聞社 甲斐新書刊行会	新書 文庫	252 226	60. 5 660	59 60
小暮正夫 上野晴朗	草薙忠志 鈴木俊平	講談社	新書	1,200	61. 4	小 説
藤田 忠 坂本謙	上野導明・川中島の決戦 武田信玄・風林火山の旗風 武田信玄・城と兵法 一休の研究――人がついてくる…… 武田信玄写真集	新人物往来社 かんき出版 新人物往来社	文庫	420 2,000 1,100	61. 6 61. 6 62. 1	62 63 64
小島 朝 土崎治重	武田信玄と二十四時 武田信玄と曾の人間学	武川の里信和会 三笠文庫	B 6 文庫	148 400	62. 5 62. 5	65
土崎治重	武田信玄をくわ 武田信玄・春秋編・戦国編	新人物往来社 一笠心房	文庫	1,500 各 270	62. 6 62. 6	66 67
井口利生 武田六州編	武田信玄 武田信玄	高士良書房 光風社	文庫	400 270	62. 6 62. 6	68 69
今川徳三 新田次郎	武田信玄の経営術――武田軍倒…… 孫子の聲 武田信玄 1~3 武田信玄 風・山巻	政界往来社 叢文社 文芸春秋社	B 6 各 270	1,200 420 各 518	62. 7 62. 7 62. 8	70 71 72
さいとうたかお 上野晴朗 多岐川恭 室門冬二 土崎治重	武田信玄 1 武田信玄 2 武田信玄 3 武田信玄と長渕の合戦 武田信玄 山本勲助	南出 輝 城美空出版 あかね書房 成美堂出版	B 6 B 6 B 6 B 6 B 6	238 各 328 各 518 249 299	1,000 1,200 1,400 62. 8	73 74 75 76
					62. 9	読み物 まんが 小 説 まんが 読み物 まんが
						⑦
						77 78 79 80

新田次郎	武田信玄アルバムエッセイ	B 5	205	1,500	62. 9	読み物
関沢由生	川中島古戰場ひとり旅			1,000	62. 9	案内記
土橋治直	武田信玄の名言名調			254	400	83
財政監査刊	人は石組人は城の武田信玄の経営			130	680	84
坂本浩一	武田信玄一義子の兵法			2,000	62.10	85
小暮正久	風林火山—武田信玄			780	62.10	86
小池一夫	甲斐の鬼—武田信玄			980	62.10	87
柳山光輝	武田の軍略			230	1,500	88
今川雄三	名将信玄に学ぶ			296	62.10	*
小山龍太郎	名将信玄に学ぶ			238	2,000	89
三浦一郎	武田信玄—その武具と武装			129	2,000	90
木林一	武田信玄の本			239	1,730	91
坂本浩一	武田信玄100話			239	62.10	92
柳山まさみち	武田信玄 1 ~ 3			256	1,300	93
西本勝助	武田信玄			238	62.10	*
並門冬二	武田信玄			450	62.10	94
ザ・山縣	武田信玄と甲斐路			2450	62.10	95
吉川弘文館	歴史探訪—武田信玄			176	2,000	96
別冊歴史読本	武田信玄の生涯			159	800	97
佐竹伸伍	武田信玄			216	1,200	98
——ノ漫遊法	武田信玄の憑地考			281	1,000	99
木山一城	黒堀川中島			178	62.11	100
鈴木健二	子孫まんが武田信玄			249	1,200	101
上野晴朗	武田信玄の青忠義			128	62.11	102
長谷川つとむ	信玄の経営戦略			238	1,000	103
並門冬二	武田信玄の人間学			310	62.11	104
加米純二	武田信玄と無敵軍団			140	980	105

新人物往来社	海河書房	文庫	各	205	1,500	81
新入物往来社	ボーラー社	文庫	B 6	223	1,500	82
角川書店	角川書店	文庫	B 6	238	2,000	83
講談社	講談社	文庫	B 6	238	2,000	84
教育社	教育社	文庫	B 6	296	1,500	85
六興出版	六興出版	文庫	B 6	296	62.10	86
日家版	日家版	文庫	A 5	129	2,000	87
KKDコレクション	新序	文庫	B 6	239	1,730	88
立風店房	立風店房	文庫	B 6	239	62.10	89
人選書房	人選書房	文庫	B 6	256	1,300	90
ボブラ社	ボブラ社	文庫	B 6	256	62.10	91
あかね書房	あかね書房	文庫	B 6	256	62.10	92
証券新聞社	証券新聞社	文庫	A 4	176	62.10	93
吉川弘文館	吉川弘文館	文庫	B 5	159	800	94
新人物往来社	新人物往来社	文庫	B 5	216	1,200	95
光風社出版	光風社出版	文庫	B 6	281	1,000	96
教育書籍	教育書籍	文庫	A 5	178	62.11	97
"	"	文庫	A 5	249	1,200	98
木山一城	子孫まんが武田信玄	文庫	B 6	128	62.11	99
鈴木健二	武田信玄の青忠義	文庫	B 6	238	1,000	100
上野晴朗	武田信玄の兵法	文庫	B 6	310	62.11	101
長谷川つとむ	信玄の経営戦略	文庫	B 6	140	980	102
並門冬二	信玄の人生	文庫	B 6	247	860	103
加米純二	武田信玄と無敵軍団	文庫	B 6	1,200	62.11	104

正岡たけし 学習研究社	武田信玄 風林火山の旗がゆく 尾崎・上野	元善房 学習研究社	新書 B 5	550	62.11	耽み物 小丸集	108
土岐裕里 佐谷川達雄	武田信玄の研究 武田信玄とまろ本集	はる出版 B 6	226	1,000	62.12	読み物 小丸集	111
松本司張 松本寺夫	信玄傳記 武田信玄のビシキス成功学	P H P研究所 B 5	235	1,200	62.12	"	112
重門冬二 東書房	信玄の人は越後當字 武田信玄一はためく風	新入社 新入社 角川書店 B 6	292	1,300	62.12	"	113
野村範洋 猿橋一郎	武田信玄一勇精の傳記と略跡 武田信玄一戦國一の大將	ウイークル 日本文藝社 A 4	294	1,200	62.12	"	114
学習研究社 磯貝正義	武田信玄 風林火山の大義略 因襲 武田信玄	必勝房 書新社 学習研究社 A 4	270	1,000	62.12	"	115
上島詮萬 毎日グラフ	小説 武田信玄 因襲 武田信玄	文庫 B 5	203	980	62.12	"	116
BIGMAN 日本伝記	イラスト再現 武田信玄 武田信玄一風林火山の名武将	河山書房新社 青樹社 B 6	128	1,000	62.12	写真集 写真集	117
伊東栄夫 今道英治 堀光史郎 小和田哲男	人情日本の歴史 武田信玄 おもしろ人情伝 武田信玄 越後の虎 武田信玄 武田信玄一始られる光復	毎日新聞社 世界文化社 集英社 学習研究社 くもん出版 世界文化社 講談社 文庫出版 B 5	340	1,000	62.12	"	118
柴辻篤六 平田弘史 小井士穂	武田信玄と外伝一片目の事跡 甲斐の若成 武田信玄	A 4	166	1,500	62.12	まんが まんが	119
N H K	武田信玄一大河ドラマ 歴史想像シリーズ 武田信玄	A 5	127	1,800	62.12	小説 "	120
		A 5	680	62.11			121
		A 5	780	62.12			122
		A 4	580	62.12			123
		B 5	1,300	62.12			124
		B 6	277	1,200	62.12		125
		B 6	281	1,900	62.12		126
		B 5	350	500			127
		A 5	222	880	63. 1	伝記東洋 グラフ	128
		B 5	9	980	63. 1	"	129

\*番号の〇印は学術的な内容のもの。

それにもしても、NHKの影響力は偉大と思われるをえない。いわゆる便乗本がこの一年間に一〇〇冊を超えていたと思えるからである。便乗本はあくまでも便乗本であって、前述したような表現形式を工夫したもの外はあまり新鮮味が感ぜられない。

## 二 武田氏研究の現状

学術的な研究史の集成については、かつて、前述した『武田氏の研究』（昭和五九年、吉川弘文館刊）でまとめておいたが、その中で落としてしまったものや、その後の数年間に発表されたものをまとめたものが第二表である。この表にもとづいて、最近の研究動向の特徴について二、三言及しておきたい。まず、戦国期の全体像とのかかわりで、戦国期大名の権力構造論として、大名による領内検地の問題があるが、これと関連して武田氏の検地施行の実態やそれとの関連で知行制をとりあげた論稿が目立っている。第二表で○印を付したものなどである。この問題は主として惠山の恵林寺領の検地の分析をしたものであるが、この検地が領内検地の型をとりながらも、武田氏による一筆ごとの郷村検地などのどうかの点もよく述べて、まだ今後に残されている点が多い。

第二には、これもやはり全国的に戦国大名研究との関連で、戦国期の都市や交通政策および商品流通にかかる論稿がふえていることである。第二表の△印がそれに該当する。武田氏の城館のあった甲府を中心とした城下町論や領内全体の交通システムや流通機構などが問題にされている。

第三にはこれも戦国期の大名領の問題とのかかわりで、大名領の領域論が盛んになってきている。二表で×印を付したものなどである。

第四には、第二で▲印を付したものに表われているように、大名領国内の個別の経営実態を問題としたものが目立つてきている。法体系や税制、金山、治水などの問題である。第五には從来からも積みかねられているものであるが、武田氏の家臣団研究に関するものが、依然として多くみられる。その傾向は徐々に微細な研究へと進んでおり、新史料の紹介によるものが多い。表二で☆印を付したものなどである。

第六にはこれも全国的な研究動向を反映したものとして、中世城郭論との関係で、武田領内の城郭の調査や研究が進展したことである。まだ調査の段階と思われる報告書類が多いが、領国内の山城を中心につづじが崎の龍跡に至るまで、かなり詳細な調査結果が報告されている。今後はこれらの結果にもとづいて、それぞれが果たした領国内での機能面を一層明らかにしていくことかと思われる。これらの中には表二の●印のものがあげられる。

最後にこれも從来からの継続事項であるが、武田氏研究の基本となる文献史料の個別の研究や紹介に関するものが、あいかわらず多いことである。いずれも基礎作業として大事なものであり、地味な研究ではあるが、今後とも進展させなければならない問題であると考えている。第二表での○印のものなどである。

第2表 武田氏研究文献目録（追加）

『武田氏の研究』(昭和59年3月、吉川弘文館刊)以此

論

題

著者

出典

(明治 24 年)

甲陽軍鑑考  
妙法寺記

(昭和 11 年)  
八王子千人同心について  
(昭和? 年)  
逸見武田氏の祖

市河文書論考

信濃における中世末の黄文制と林野

(昭和 40 年)

逸見武田氏の祖

市河文書論考

信濃における中世末の黄文制と林野

(昭和 47 年)

「武田家宝集」

(昭和 51 年)

大名領国制下の農民支配批判

(昭和 53 年)  
「中尾之郷軍役考」論考

甲越両家の争奪とその因縁二三の問題

「上野國小幡氏の研究」

新資料「甲陽軍鑑末巻」について (2)

江世初期甲州系代官衆の系譜について

(昭和 57 年)  
戦国時代における地方大名の德政とその背景

武田勝朝文書について

田 中義成  
高橋脩一  
金井嘉久一郎  
磯貝正義  
水原慶二  
早川春仁  
三堀二直  
平林石井上  
白石元成  
村上  
中野  
都よし子  
沢公次郎

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

史学会雑誌14号  
同上 31号  
史学15卷2号  
堺玉史論11卷1号  
「—志茂樹博士專門記念論集」  
同上  
武田信玄宝物館編  
「戦国期の權力と社会」  
甲斐路32、40、44、60号  
「曲亭馬琴文化の企画  
手稿日本思想史26号44  
「豊田博士古稀記念日本近世の政治と社会」  
日本歴史426号  
甲斐路46号



△	×	▲	●	○	△	○	▲	●	○
六治 辻 昌雄 司副	正安 本谷 雄辻 賀治	三俊 江田 昭輔	賢治 小山 田了	三郎 川村 柴山	中興 寺井 山田	3編 史研究 委員会編刊	市史研究 中興 委員会編刊	市史研究 中興 委員会編刊	市史研究 中興 委員会編刊
△	×	▲	●	○	△	○	▲	●	○
「甲府盆地」 同上	「群馬県史」資料編7巻 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上
武田氏と国境 東国城國大名と内戦 丸馬出の研究	武田氏の伝馬制度補考 親園頼の忍市「甲府」	武田氏の治山治水策 親園頼の忍市「甲府」	國玉神社所藏明信文書の年代推定 (昭和61年)	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上	「甲斐武田氏文書目録」 同上
信玄旗の治水工事 「山梨県の中世城跡時」	甲斐府中條城 - 銀沼論文批評 - 甲斐府中條城について	甲斐府中條城 - 銀沼論文批評 - 甲斐府中條城について	甲斐府中條城 - 銀沼論文批評 - 甲斐府中條城について	甲斐府中條城 - 銀沼論文批評 - 甲斐府中條城について	甲斐府中條城 - 銀沼論文批評 - 甲斐府中條城について	甲斐府中條城 - 銀沼論文批評 - 甲斐府中條城について	甲斐府中條城 - 銀沼論文批評 - 甲斐府中條城について	甲斐府中條城 - 銀沼論文批評 - 甲斐府中條城について	甲斐府中條城 - 銀沼論文批評 - 甲斐府中條城について
武田氏の譜代体制 貢前神社と之宮小幡氏文書 - 小幡氏の研究補遺2 - 親園頼萬山氏の軍事的位置	武田氏の譜代体制 貢前神社と之宮小幡氏文書 - 小幡氏の研究補遺2 - 親園頼萬山氏の軍事的位置	武田氏の譜代体制 貢前神社と之宮小幡氏文書 - 小幡氏の研究補遺2 - 親園頼萬山氏の軍事的位置	武田氏の譜代体制 貢前神社と之宮小幡氏文書 - 小幡氏の研究補遺2 - 親園頼萬山氏の軍事的位置	武田氏の譜代体制 貢前神社と之宮小幡氏文書 - 小幡氏の研究補遺2 - 親園頼萬山氏の軍事的位置	武田氏の譜代体制 貢前神社と之宮小幡氏文書 - 小幡氏の研究補遺2 - 親園頼萬山氏の軍事的位置	武田氏の譜代体制 貢前神社と之宮小幡氏文書 - 小幡氏の研究補遺2 - 親園頼萬山氏の軍事的位置	武田氏の譜代体制 貢前神社と之宮小幡氏文書 - 小幡氏の研究補遺2 - 親園頼萬山氏の軍事的位置	武田氏の譜代体制 貢前神社と之宮小幡氏文書 - 小幡氏の研究補遺2 - 親園頼萬山氏の軍事的位置	武田氏の譜代体制 貢前神社と之宮小幡氏文書 - 小幡氏の研究補遺2 - 親園頼萬山氏の軍事的位置
(昭和62年)	(昭和62年)	(昭和62年)	(昭和62年)	(昭和62年)	(昭和62年)	(昭和62年)	(昭和62年)	(昭和62年)	(昭和62年)
「長野県史」通史編中世2巻 「中井黒川金山」第1次調査報告	「仙人」の歴史 中南商人の特權伝説をめぐる一考察 武田氏の御家人制「名田」「恩地」をめぐって 親族兼武田信豈の研究 武田信玄の忠と政権交代のプロセス	「長野県史」通史編中世2巻 「中井黒川金山」第1次調査報告	「長野県史」通史編中世2巻 「中井黒川金山」第1次調査報告	「長野県史」通史編中世2巻 「中井黒川金山」第1次調査報告	「長野県史」通史編中世2巻 「中井黒川金山」第1次調査報告	「長野県史」通史編中世2巻 「中井黒川金山」第1次調査報告	「長野県史」通史編中世2巻 「中井黒川金山」第1次調査報告	「長野県史」通史編中世2巻 「中井黒川金山」第1次調査報告	「長野県史」通史編中世2巻 「中井黒川金山」第1次調査報告
△	×	▲	●	○	△	○	▲	●	○
長野県編刊 黒川金山遺跡研究会編刊 秀泰 仁本 治久 治夫 樹学	同氏刊 甲斐精59号 同史学130号 甲斐路61号 「わいとその意味」(信大人文文学部)	長野県編刊 黒川金山遺跡研究会編刊 秀泰 仁本 治久 治夫 樹学	同氏刊 甲斐精59号 同史学130号 甲斐路61号 「わいとその意味」(信大人文文学部)	長野県編刊 黒川金山遺跡研究会編刊 秀泰 仁本 治久 治夫 樹学	同氏刊 甲斐精59号 同史学130号 甲斐路61号 「わいとその意味」(信大人文文学部)	長野県編刊 黒川金山遺跡研究会編刊 秀泰 仁本 治久 治夫 樹学	同氏刊 甲斐精59号 同史学130号 甲斐路61号 「わいとその意味」(信大人文文学部)	長野県編刊 黒川金山遺跡研究会編刊 秀泰 仁本 治久 治夫 樹学	同氏刊 甲斐精59号 同史学130号 甲斐路61号 「わいとその意味」(信大人文文学部)

### 三 まとめとして

以上、最近の研究動向を中心に、武田氏研究の現状をみてきた。一つには一般書は別として専門分野の研究では従来のように信玄の個人研究に終始したものが少なくなってきたという特徴があり、その反面で、全面的な研究動向を視野に入れたより総括的なものが多くなってきたといえよう。この一時期的な信玄ブームが終わつた後

に残る研究こそが意義あるものと思われる。

なお、小説は同一論題にて第四回武田氏研究会（一九八八年一月）の席上で口頭発表したものとまとめしたものであるが、その際、「信玄研究上の問題点」「領国経営研究上の問題点」も併せて発表したが、紙数の関係でこの部分は割愛した。これらについては、別機会に発表したいと考えている。

（市史編さん専門委員）

## 甲府市史編さん関係者名簿

(昭和六年九月一日現在)

市史編さん委員	○印 委員長	○印 副委員長
飯田文亦	山梨郷土研究会会員	伊藤祖孝
○磯貝正義	山梨大学名譽教授	横松光宏
伊東 壮	山梨大学教授	荻原克己
斎藤典男	甲府市文化財調査審議委員	元甲府市役員
白倉一由	山梨英和短期大学教授	小沢秀之
服部治則	山梨大学名譽教授	北原 道
村上 直	法政大学教授	斎藤康彦
小沢綱雄	甲府市議会議員	坂本徳一
内藤秀治	甲府市議会議員	桑辻俊六
○小林一彦	甲府市助役	鳥袋善弘
高室乙志	甲府市長室長	清水茂夫
澤田良太郎	甲府市企西部長	新藤昭良
猪田 喬	甲府市鶴見部長	田代 孝
樺林幸春	甲府市教育次長	手塚寿男
南宮和美	甲府市百周年記念事業室長	中沢信吉
市史編さん専門委員	○印 委員長	荻原三男
秋山 敏	日本考古学協会会員	増田廣實
有泉貞夫	山梨郷土研究会会員	松本武秀
東京商船大学教授	前県立西高等学校長	主幹 江登 (市史編さん担当)
秋山慎次郎	山梨郷土研究会会員	主任 柊 主査 高木 伸也
元甲府市議員	山梨大学女子短期大学部	監修 鈴野 雅彦 託 飯室るり子 芝田 幸代 久保寺弘美 小池真奈美
市史編さん調査協力員	臨時職員	事務局(甲府市役所市長室内) (広報広報担当)

## 編集後記

◇不運な天候が続いて夏が不完全燃焼のまま通り過ぎ、秋九月。市史研究第5号をお送りします。

◇今号は前号でお知らせしたとおり内容を「武田氏特集」と致しました。NHK大河ドラマの影響もあって書店の店先には「武田氏」関係の書籍が並んでおり、々市史研究よお前もか！」の声が聞えるかも知れませんが、少々気どつて申せば翻造元が、かねてより計っていたドライを発表したつもりです。

◇本号の執筆は、武田期に係わらず他を専門とする委員にも依頼したため、論題が歴史・考古・芸術・軍学などに及び多様な内容を盛ることができました。

執筆者各位には、いずれも「史料編」編集の合間をぬってのご執筆で大変ご苦労をいただきました。

◇さて考古・古代・中世部会では、これまで

で四度の発掘調査を実施しました。一の森経塚遺跡、上七器遺跡、川田館跡、湯村山城跡がそれで、今号には川田館跡の調査報告がなされており、鷹瀬が崎熊移転以前の武田氏居館の位置を探るうえで貴重な報文となるでしょう。

◇こうした発掘調査では、土地所有者の快話に加え、発掘予定地の形状の変化や表探遺物に関する情報、さらには多数の人力の提供を受ける地元の協力を得ることが不可欠であります。幸に、これまで一連の発掘調査では予期した以上の地元のご協力があり、作業は極めて順調に進みました。多くの市民皆さまの後押しを心強く感する次第

◇本誌の発行は通常は年一回。原稿締切りは毎年六月三〇日。今年は特集号の関係で年二回を予定し、次号（十一月発行予定）もすでに執筆原稿が出揃い、先日、市史研究会編集小委員会（斎藤典男小委員長）を開いて編集作業を終えたところです。どうぞ次号もご期待ください。

（秋田何ぞ軒に背て書に睡るゝ　海上子

（「近世町方史料編」甲府の文芸より）

（高木）

発掘調査の成果の詳細は、これからも『市史研究』誌において逐次報告されますが、主要な部分は現在編集中の「原始・古代・中世編」に収録されます。

◇近時、武田氏の研究は、「武田氏研究会」の発足などもあって活況を呈してます。当室にも時節柄、武田史跡などに関する問合

せが寄せられますが、それにも増して、史料情報や研究面での紹介が増加しており、

底辺の広がりを感じさせます。「裾広くして峯高し」のたとえのようにこの機会、この分野の研究の拡がりと一層の深化が期待されます。

甲府市史研究 第5号（武田氏特集）

---

編集 甲府市市史編さん委員会

発行 甲府市役所市長室  
〒400 甲府市丸の内一丁目18-1  
☎ 0552 (37) 1161 内線311

発行日 昭和63年9月1日

印刷 株式会社 少國民社

---

(題字 甲府市長 原忠三)

